

雜記十三卷、白川政語十三卷、色紙、資治政要、鑑銘、聖武
秘要記、實善集、秀筆餘興、心の雙紙、關の秋風、白川夜話

五月廿七日 若年寄本多正意歿す年四十六

六月 二日 小笠原長貴を若年寄と爲す

六月 三日 徳川重倫薨す年八十四

六月 六日 戲作者戀川好町歿す年七十七

六月 十六日 探檢家近藤守重歿す年五十九

六月 十七日 國學者太田全齋歿す

六月 十八日 歌人田中正勝歿す年七十

六月 廿七日 一朱銀を鑄る

七月 二日 浮世繪師鳥文齋榮之歿す年七十四

七月 廿六日 二分判金を改鑄す

七月 中 松平定常歿す

八月 中 儒者久保木竹窓歿す年六十八

八月 中 幕府、諸大名留守居の不謹慎を戒飭す

九月 三日 佐野庸貞を大目付と爲す

九月 中 儒者横田乾山歿す年五十六

近藤守重歿す

二分判金を改鑄す

九 月 中 幕府、ジールトに歸國を命じて其再渡を禁ず

十 月 二日 俳優二代坂東三津五郎歿す

十 月 四日 徳川齊修薨す年三十三

十 月 十四日 儒醫各務文獻歿す年六十五

十 月 廿一日 戲作者黄金厚丸歿す

十 月 廿四日 脇坂安董を寺社奉行と爲す

十 月 廿六日 治水開墾者澤田清兵衛歿す年六十六

十 月 廿四日 俳優二代市川蝦十郎歿す年二十四

十 月 廿七日 狂言作者四代鶴屋南北歿す年七十五

十 月 中 朝鮮人、長門に漂着す

十 月 中 俳人梅樹軒足彦歿す

十 月 十二日 ジールト歸國す

十 月 十六日 水野忠成、更に一萬石を増せらる

十 月 廿五日 妖教の徒豊田貢等、六人を刑す

十 月 廿六日 幕府、陸奥二本松城主丹羽長富の治績を賞す

十 月 中 國學者黒川盛隆歿す年六十二

天保 元年 庚寅 皇紀二四九〇年 西曆一八三〇年 十二月十日改元

妖教徒豊田貢等を刑す

鶴屋南北歿す

正月十六日 水戸城主徳川齊昭、士民の文武を奨励し、藩政改革に着手す
 正月中 朝鮮人、肥前に漂着す
 二月中 幕府、防火者を賞賜するの方規を定む
 三月 四日 儒者菅野彊齋歿す年六十五 經說文論、詩稿、私定傷寒論
 三月 八日 漢學者田中履堂歿す年四十六 世說講義字義、論語講義、孟子講義等
 三月十三日 儒者内田周齋歿す年四十七 論語集說辨正抄、左傳集說辨義
 三月廿三日 徳川家齊、吹上にて相撲を觀る
 三月廿六日 幕府、ジーボルト事件の連累者を處罰す
 三月中 伊勢御蔭參り流行す
 三月中 大鹽平八郎、幕命にて京都の破戒僧侶の處分を爲す
 閏三月廿四日 國學者石川雅望歿す年七十八 飛騨内匠物語、しみのすみか物語、梅が枝物語、吉原十二時、雅言集寛五
 閏三月中 幕府、令して猥りに野火付するを禁ず 卷、近江縣物語五卷、通俗排開録十卷、都の手
 四月 四日 狂歌師大垣守舍歿す年五十四 淺草庵直筆歌集、阿佐くさく等
 四月中 幕府、濫に金銀鉸具を持用し、若くは製造發賣するを禁ず
 五月廿八日 牧野成文を長崎奉行と爲す
 五月中 幕府、山田發行の銀札を新札に交換の件を令す
 六月十九日 徳川齊禮薨す年四十

石川雅望歿す

旗本御家人を戒飭す

七月 九日 歌人日野資矩薨す年七十五 大嘗會假名記
 七月廿三日 繪師中井藍江歿す年六十五
 八月中 幕府、旗本家人等の身持不行跡者を戒飭す
 九月廿七日 書家關思亮歿す年三十五
 九月廿九日 儒者岡野石城歿す年八十六 詩經發說、尙書發說、禮記發說、孔子家語發說、左傳補
 十月 三日 儒者山本凹庵歿す年五十九 綴窓詩話、櫻葉館詩文集、芳野遊草、北越遊草等
 十月十二日 初鹿野信政を大目付と爲す
 十月中 幕府、令して新舊金銀貨交換を更に延期す
 十月中 越後新潟の農民、蜂起し土豪の家を襲ふ
 十一月二日 儒者森川竹窓歿す年六十八 浪華帖雨笠餘情、神行集字句選等
 十一月八日 土井利位、間部詮勝を寺社奉行と爲す
 十一月二十日 繪師觀嵩月歿す年七十六
 十一月中 幕府、上野館林藩内飢饉により、藩主松平武厚に金二千兩を貸す
 十二月 十日 改元あり
 十二月十七日 狂言作者二代勝俵藏歿す年五十 虎石想曾我、櫻清水清玄、寫真いろは日記、南
 十二月廿三日 國學者渡邊重名歿す年七十二 爾前來妙法經、熊野靈驗小栗街、鈍業綱領鏡、天橋立紀行、樂山二幸樓歌集、木柴の殘雪、瓊の濱づと、八十浦の玉、管
 十二月中 幕府、再び卑賤者のゴロフクレン及び花布を以て帶其他に使用するを禁ず 東上日記、萩の古枝、樂山二幸樓文集

渡邊重名歿す

改元

僧良寛寂す

米價騰貴

露店營業地
を制限す

厚葬の禁

天保二年 辛卯 皇紀二四九一年 西曆一八三二年

正月 六日 歌人僧良寛寂す年七十四 僧良寛歌集 天眞録

正月十七日 漆工六代山本春正歿す年五十八

正月廿二日 幕府、米價騰貴せるを以て町會所にて市民に施米す

二月 三日 幕府、米高値により貧民に救米を給す、男五升、女、子供は二升、五月に至りて止む

二月廿五日 儒者草間直方歿す年七十九 三貨圖案四十二卷、幕府政策詳説六册、茶器名物圖彙八十卷等

二月廿七日 異國船、東蝦夷に来る、松前の兵、撃ちて之を却く

二月中 幕府、令して圍米を禁ず

二月中 幕府、佛宇近傍の露店營業の地を制限す

二月中 大坂町奉行新見正路、大坂川口を疏浚し其泥土を以て天保山を築く

二月 日 幕府、支那に輸出する煎海鼠及び乾鮑、鱧鮓の密賣買を嚴禁す

三月廿九日 儒者早野橋隆歿す年五十四 橋隆先生詩集一卷、浴風雜詠一卷、橋隆先生骨董一卷等其外

三月 中 俳人山本鬼角歿す年五十八 鬼角集二卷、紀行、鬼角文集一卷等

四月十八日 老中牧野忠精罷む

四月十九日 幕府、庶民の厚葬を禁ず

四月中 幕府、天地丸を修理して品川灣に之を泛ぶ

四月中 幕府、伊豆諸島の産物を私に交易するを禁ず

五月二十日 繪師板谷廣隆歿す年四十六

五月廿五日 松平宗發を西丸老中に、太田資始を京都所司代に、松平信順を大坂城代と爲す

五月廿八日 僧正受寂す年六十一 天台菩薩戒疏演義三卷、般若讀記、八宗綱要攻證起信論起資講、教誠律義講述、日本紀神代卷講述等

五月中 儒者溪百年歿す 經典餘師、校正七書正文、天朝史鑑、天朝史略、鬼神論等

五月中 國學者千家清主歿す年六十八 訂正出雲風土記、道の八千草、古語拾遺訓點、出雲國式社考、杉の小山記、山口村田植歌解等

六月初 下冷泉爲起墓す年四十二 方二卷等

六月十四日 孝明天皇降誕あらせらる

六月中 清船、薩摩に漂着す

七月 一日 儒者秦滄浪歿す年七十一 二邦達志録、古詩記、周易解、韓文起、詩韻舍英、校刊スル所、左傳周觀、莊因、春秋左傳、國語、古詩記等

七月十四日 牧野忠精歿す年七十二

七月廿四日 儒者西岡園榮歿す年六十九 詩語假訓 約覽等

七月廿六日 毛利齊元の封内周防三田尻附近に百姓一揆起る

七月廿九日 戲作者十返舎一九歿す年六十七 六阿彌陀誦、廿四拜誦、金の鞋、心學時計草、關野太郎物語、忠孝二下茶屋仇討、浮名草紙、化物太閤記、東川仇討實記、敵討岸柳島物語、仙女香七變化、忠臣一代八卦、雪明常盤松、猪熊入道物語等

八月 二日 周防三田尻附近の百姓一揆、鎮靜す

八月二十日 毛利齊元の領内周防大島、長門美禰兩郡に百姓一揆起る

八月廿九日 國學者北野鞠塙歿す年七十 萬葉集草木考、盛音集、春秋七草考、熟字便覽、呼子鳥、都鳥考、牡丹譜、墨水遊覽誌、梅屋花品、群芳齋等

金銀貨兌換を令す

八月 中 幕府、武家輩の日傘使用を禁止す
 八月 中 箱館の商人、外船に掠奪さる
 八月 中 幕府、官貸金増加せしにより新に貸付せざる旨を命ず
 九月 一日 毛利氏の領内周防都濃郡福川矢地等に百姓一揆起る
 九月 七日 茶人池ノ坊專定歿す年六十四
 九月 八日 詩人根岸解谷歿す年七十 溪雲軒和歌集、解谷詩集、道歌百人一首、溪雲集、俳諧糸衣等
 十月 七日 儒者大河原龜文歿す年五十九 時昔話講釋、讀論語、中庸考、孝經考、見聞談海、後夜の夢、百喻談、視からくり、松の言葉、龜瑞問答、奇品木魚説、鳥のまごころ、鯛の阿羅
 十月 十六日 歌人佐々木景欽歿す年五十七
 十月 廿九日 幕府、松前章廣を一萬石格と爲し、邊備を戒飭せしむ
 十月 中 幕府、金銀貨の兌換を告示す
 十月 中 幕府、猥りに寄場興行を禁ず
 十一月 廿三日 戲作者樸亭琴魚歿す年四十四 小櫻姫風月後記二卷、青砥藤綱撥棹案三輯等
 十二月 四日 儒醫谷川龍山歿す年五十八 醫易木義、易學本筮指南二卷、問答筮法指南、左國易一家言、三卷、周易象解、靜坐集説、範圍圖説等
 十二月 廿七日 俳優三代坂東三津五郎歿す年五十七
 十一月 中 幕府、品川沖の諸廻船に對し、密賣買を禁止す
 十一月 中 幕府、全國總石高を調査せしむ
 天保三年 壬辰 皇紀二四九二年 西曆一八三二年
 正月 四日 國學者名島桃源歿す 語語拾遺、内外玉垣、神代正誤、語語拾遺、辨道書等

堀田正敦若年寄を罷む

正月 五日 繪師那須芝山歿す年七十三
 正月 六日 俳優五代瀬川菊之丞歿す年三十一
 正月 十一日 須田盛昭を大目付と爲す
 正月 廿五日 若年寄堀田正敦罷む
 二月 六日 歌人秋山光彪歿す年五十八
 二月 八日 永井尙佐を若年寄と爲す
 三月 八日 明樂茂村を勘定奉行と爲す
 三月 十日 儒醫畑柳泰歿す年六十二 素問淺識、傷寒論、詮注心醫方考、峨眉草堂集、方輿及古文叢、古詩叢、樵野日記、菟道志等
 三月 廿一日 儒者冢田大峰歿す年八十八 歴史綱貫、禮記贊説、尙書補註、孟子斷、隨意錄、昇平日新録、皇極和談、見聞録、滑川談、文集、詩集等
 三月 中 蘭人、來聘す
 五月 廿一日 水野忠成に葵紋附の鞍鎧及び虎皮鞍履を與ふ
 六月 十四日 歌人野中湘山歿す年六十二
 六月 十八日 國學者河本公輔歿す年五十八
 六月 廿二日 繪師張月樵歿す年六十三
 七月 六日 浮世繪師歌川國安歿す年三十九
 七月 八日 土屋廉直を大目付と爲す
 七月 十九日 長門萩城主毛利齊元、歸國して去年諸郡の士民嘯集の始末を審檢し諸役人を懲罰に附す

鼠小僧刑せらる

七月二十日 儒者中島榮堂歿す年六十二 歷朝名公 歎譜等
七月廿三日 國學者川崎重恭歿す年三十五 春の紅葉三卷、後言三卷、靈の小柱一卷、猿樂沿革考一卷、鳥をどし一卷等
七月廿六日 戯作者福島屋萬寶歿す年七十 馬鹿功、海中箱入娘、管卷太平記、大笑、止浮世鐘入、昔談錦子濱、鎌倉料理獻立、左甚五郎龍の一談、御評判高尾文覺等
八月十九日 幕府、巨賊鼠小僧次郎吉を刑す年三十六
八月中 徳川齊昭、諸臣に海防の事を講ぜしむ
八月中 幕府、綿羊を衆庶に興へて之を參養せしむ

頼山陽歿す

九月九日 堀田正敦歿す年七十五 干城録二百三十五卷、水月水藻三卷、水月吟藻二卷、陸奥紀行一卷、幕府年中行事歌合一卷、修家譜等
九月廿三日 詩人頼山陽歿す年五十三 日本外史二十二卷、日本政記十五卷、文集十卷、詩鈔八卷、書後題跋四卷、先友點、歸省亂稿、山陽文稿、新策

九月廿七日 徳川家齊、淺草寺に臨む

九月中 幕府、小石川養生所を改革し、規律の頽廢を肅振す

十月二日 幕府、二朱金新鑄通用を令す

十月廿八日 棋客本因坊元丈歿す年五十八

十一月四日 幕府、徳川家齊、琉球使豊見城王子を引見す

十一月七日 琉球人の奏樂あり

十一月十七日 俳人八束園蓼松歿す年七十三 露比羅尼、源氏五十四帖等

十一月廿三日 幕府、無頼の徒片岡直次郎を刑す年三十八

十一月廿五日 歌人關岡野洲良歿す年六十一 名所千種の露十卷、同別記百餘卷、回國雜記標注二卷、姓氏錄補闕二卷、佛足結緣記二卷、花月齋隨筆、關岡歌集、日本書紀嬰孩聞

十一月廿八日 繪師柳川重信歿す年四十六〇國學者笹原如是觀歿す年七十餘 和訓考、しらてやは、かわりおさへ、かすのか、かな

十一月中 幕府、諸國の油料及び製油の漕運買方規を改む

閏十一月中 儒者信夫槐軒歿す年六十七 國史實錄稿刪、築式部考、國誌略、槐軒集等

十二月中 幕府、牢屋取締改革令を出す

天保四年 癸巳 皇紀二四九三年 西曆一八三三年

二月二日 島津重豪歿す年八十九 成形圖説三十卷、中山入貢紀略、南島譜、南山俗語考等

二月廿一日 蘭醫青地林宗歿す年五十九 依百乙藥性論、訶倫產科書、醫學集成、氣海觀瀾、輿地誌略等

二月廿六日 山科忠言卒す年七十二

二月廿九日 儒者瀨谷桐齋歿す年六十一 大學解、中庸解、孟子解、左傳解、國語解、桐齋詩稿、尚書解、荀子解、國策解、竹園日涉等

三月八日 落語家三笑亭可樂歿す年五十七 江戸自慢一卷

三月中 朝鮮人、肥前に漂着す

四月七日 書家卷菱湖歿す年六十七

四月十四日 繪師大石眞虎歿す年四十二 百人一首一夕話圖、鹿畫國風、永曆大雜著等

五月十五日 陶工青木木米歿す年六十七

五月中 幕府、豐裂金貨の流通法規を定む

六月七日 俳優初代市川男女藏歿す年五十三

六月十四日 津輕寧親歿す年六十九

牢屋取締の改革

青木木米歿す

一朱判銀を鑄る

六月二十日 久世廣正を長崎奉行と爲す
六月中 幕府、一朱判銀貨を創鑄し、一朱判金貨の流通を停止す

七月中 矢部定謙を大坂町奉行と爲す

七月中 儒者疋田松塘歿す年五十五 春秋樓吟稿 長堤竹枝

八月一日 關東大暴風雨あり

八月九日 伏見宣武薨す年六十

八月廿九日 僧卓洲寂す年七十四

八月中 儒醫中神琴溪歿す年九十一 生生堂治驗二卷、生生堂醫談一卷、生生堂醫案一卷、生生堂養生論一卷、生生堂雜記一卷等

八月中 幕府、令して米の買占を禁ず

九月十一日 國學者本居太平歿す年七十七 草枕の日記、馬名合解、藤垣内文卷、藥垣内答問錄廿一卷、神樂歌新釋五卷、枕の日記、馬名合解、藤垣内文卷、藥垣内答問錄廿一卷、神樂歌新釋五卷、枕の日記、馬名合解、藤垣内文卷、藥垣内答問錄廿一卷、神樂歌新釋五卷

九月廿八日 米價騰貴により、江戸窮民蜂起し、富家を打毀す

九月中 幕府、米價を不正にすべからざるを令す

九月中 播磨多可郡に百姓一揆起る

九月中 幕府、酒造額の三分の一を減ぜしむ

十月十九日 儒醫賀川蘭齋歿す年六十三 産科紀聞五卷 産科醫要三卷

十月廿一日 徳川家齊、駒場野に追鳥狩を行ふ

十月廿六日 越後、羽前に大地震あり、家屋潰數千十三戸、死者四十二名を生ず

羽越地震

米價暴騰 窮民蜂起す

米の買占を禁ず 本居太平歿す

若狭の農民蜂起す

十月中 幕府、府下の窮民に再び米を施行す

十一月四日 狂言作者二代瀬川如皐歿す年七十七 只今御笑草一卷、總媛傳 語、卒藝古雅志二卷等

十一月十二日 井伊直亮を老中首席と爲す

十一月廿九日 僧海應寂す年六十三 異部宗輪論述私記二卷、論義私記、薩波多部具舍 二卷、唯識私記五卷、具舍論私記、宗輪論述講録等

十一月中 幕府、米價騰貴につき圍米を禁じ拂米を令す

十一月中 若狭小濱に百姓一揆起る

十一月中 幕府、官私製造人參を混淆賣買するを禁ず

十一月中 幕府、農民の捕縛方を定む

十二月十二日 江戸下谷感應寺を天王寺と改む

十二月中 幕府、囚人取締に關し牢屋取締を令す

十二月中 幕府、更に五年間の儉約令を出す

天保五年 甲午 皇紀二四九四年 西曆一八三四年

正月 七日 繪師中村佛庵歿す年八十四

正月十四日 國學者小野重賢歿す年五十九

正月中 大鹽平八郎、儒門空虚聚語二卷を出版す

正月中 陸奥八戸藩領内に百姓一揆起る

正月中 米價益々騰貴し、諸人困窮甚し

五ヶ年儉約令

米價益々騰貴す

江戸大火

水野忠邦本丸老中となる

正月 中 幕府、關東筋公領、私領に令して米穀を江戸へ廻送せしめ同時に府外輸出の禁令を發し、又市中に令して無宿行倒の令抱届出を怠ること勿からしむ

正月中 幕府、更に米穀の圍置きを禁ず

二月 七日 江戸大火あり、神田佐久間町より出火し鐵砲洲に延焼す

二月十六日 幕府、全國の戸口を調査す

二月十七日 水野忠成、病により勝手掛を免ぜらる

二月廿一日 本草家曾占春歿す年七十七 成形餘志二十卷、暇積抄五十二卷、播磨閑記三十卷、藥品異名集五卷、國史草木昆蟲考十二卷、禽蟲四卷、本草綱目纂疏、占春齋魚品等

二月廿八日 老中水野忠成歿す年七十一

三月 一日 水野忠邦を本丸老中と爲す

三月十二日 大久保忠貞、松平康任、勝手掛と爲る

三月十五日 儒者中島米華歿す年三十四 日本新樂府一卷、遺稿愛琴堂集七卷等

三月二十日 大鹽平八郎、門人を率る兵庫に赴き楠公の墓に參詣す○儒者佐藤麟趾歿す年七十二 易冒解二十二卷、周易口義、二易通考四卷等

三月廿五日 本草家栗本丹洲歿す年七十九 皇和魚譜二卷、千蟲譜二卷、藥品會目錄二卷、王餘魚圖彙一卷、校正台灣府志等

三月廿八日 大鹽平八郎等、兵庫より大坂に歸る

四月 七日 國學者堤朝風歿す年七十 新井白石著述書目、懷實歷世早見、古學道の枝折、鈴屋翁年譜、千年山御傳略、しのみ草、經邦典禮補苴、補正御系譜略、柳營諸職掌記、近代名家著述目錄、柳營年中行事、事大成

四月十二日 太田資始を西丸老中に、松平信順を京都所司代に、土井利位を大坂城代と爲す

頼杏坪歿す

貧民に賑給す

四月十八日 井上正春を寺社奉行と爲す

五月 一日 詩人頼杏坪歿す年七十九 原古編八卷等

五月 九日 俳人菅奇淵歿す年七十三 奇淵七部集、俳諧四季類題、俳諧四部集、いろは引、芭蕉袖草紙等

五月廿一日 儒者中井柚園歿す年四十 文馬篇一卷、袖園數記一卷、雌伏見聞誌、小説類集一卷、紫蘭叢一卷等

五月 中 幕府、大坂市中にて私に貯米するを禁ず

五月 中 幕府、大坂米商に米價を低下すべしと令す

六月 九日 江戸千住の窮民、米商を襲ひ之を打毀す

六月十一日 幕府、救米を貧民に給す

六月十二日 儒醫石渡宗伯歿す年七十 本草藥品錄、越府漁品錄

六月二十日 笛名手中村由兵衛歿す

六月廿三日 國學者大江廣海歿す年六十六

六月 中 俳人佐藤魚淵歿す年八十八 俳諧、あままつり、木樵集等

六月 中 幕府、諸藩より大坂へ廻米すべき事を令す

七月 七日 儒者蒲坂青莊歿す年六十 韓非子纂聞、韓非子諸注提要、定本韓非子全書、增續韓非子、復口頭圖例、修文齋十書、國語、孟子、戰國策考、荀子謝校補正、墨子呂覽畢校正

七月 十日 大坂大火あり、二萬戸を焼く

七月十五日 儒者横溝霍里歿す年五十四 易說、朱子語類抄、紀効新書和解、儀禮和解、老子莊子解、詩文若干卷、烈子解、荀子解、呂覽三體詩解、明七才子詩解等

七月廿九日 儒者伴東山歿す年六十二 孝經正解、論語通解、國語解、學庸詳解等

七月 中 幕府、大阪の米穀小賣商の高利を取るを禁ず

菅沼斐雄歿す

大坂米商の不正を禁ず

- 八月 六日 鑑定家古筆了意歿す年八十四
- 八月 八日 堀田正篤を寺社奉行と爲す
- 八月 廿五日 國學者菅沼斐雄歿す年四十九 袖くらべ一卷 斐雄家集等
- 九月 四日 僧圓通寂す年八十一 佛國曆象篇五卷、須彌山儀圖、實驗須彌記、和解三卷、須彌略曆書、梵曆策進等
- 九月 七日 陶工九代樂了入歿す年七十九
- 九月 十三日 國學者大石千引歿す年六十五 日中行事略解、梅合、大鏡觀短抄十二卷、榮花物語抄四十卷、水鏡觀短抄六卷、野廻舍隨筆三卷、御即位記、大鏡系圖、元音梯等
- 九月 廿三日 三絃家二代鶴屋文藏歿す年五十四
- 九月 廿五日 本草家水野忠敬歿す年六十八 草木錦葉集七卷、小不老草名寄一帖
- 九月 中 幕府、大坂米商の不正相場を爲すを禁ず
- 九月 中 幕府、令して眞字二分判金貨交換の期限を更に延期す
- 十月 五日 漢學者高橋復齋歿す年四十七 讀易私記、學庸私記、論語私記、詩文集
- 十月 二十日 八戸藩士野村宗軌獄中に死す年六十一
- 十月 廿五日 書家桂直行歿す年六十四
- 十月 中 幕府、大坂より米を他所に廻送するを禁ず
- 十一月 九日 儒者松本愚山歿す 愚山詩文稿、續歐蘇手簡、譯文須知、老子評註、周易箋註、論語箋註、孝經箋註、大書辨正等
- 十一月 十一日 相學者水野南北歿す年七十八 相法修身錄四卷、相法和解二卷、南北法十卷、南北相法續篇、秘傳拔萃一卷等
- 十一月 中 幕府、釀造酒株貸與及び株金の事項を布告す
- 十二月 三日 儒者野本雪巖歿す年七十四 國史略 詩文集

十二月 四日 蘭醫宇田川玄眞歿す年六十六 遠西醫方名物、和蘭藥鏡、西說醫範提綱釋義、重訂内科選要、和蘭藥方、醫範提綱、遠西醫方名物考補遺

十二月 中 幕府、對馬の宗義質に金一萬石を貸與す、是れ朝鮮國連年飢饉なるを以ての故なり

天保 六年 乙未 皇紀二四九五年 西曆一八三五年

- 正月 廿六日 詩人兒玉旗山歿す年三十五
- 二月 八日 富士山震動して雪塊飛散す
- 二月 十九日 熾仁親王誕生
- 二月 廿四日 國學者山田錦所歿す年七十四 石川年足卿寫誌 考證、錦所談等
- 二月 三十日 國學者小原君雄歿す年八十四 彦根歌集十九卷、篠屋集等
- 二月 中 幕府、火の元用心の事を令す
- 三月 十一日 加賀國金澤大火あり、一千餘戸を焼く
- 三月 二十日 國學者川島茂樹歿す 言葉の千種八卷、すかそけの辨一卷、文苑玉露二卷
- 三月 廿三日 徳川家慶、大森、川崎邊に放鷹す
- 三月 廿四日 江戸赤坂紀伊邸焼く
- 三月 中 幕府、窮民に賑給す
- 三月 中 儒者安東節庵歿す年五十一 瞰菴堂 詩鈔
- 四月 二十日 漆工坂内寛哉歿す年六十九
- 四月 廿二日 桑原忠長歿す年八十三

加賀金澤大火

狩野探信歿す

四月廿八日 書家關克明歿す年六十八 行書類纂十二卷等

五月 五日 繪師狩野探信歿す年五十一 古今金平錄一卷等

五月 六日 老中青山忠裕罷む

五月十三日 美濃に百姓一揆起る

五月廿八日 國學者長瀬眞幸歿す年六十九 伊勢物語新考辨、萬葉集佳詞二卷、萬葉集佳詞拾遺一卷等

五月 中 天文學者西村太仲歿す年六十九 皇和通曆補北陸略等

五月 中 幕府、各神社營造に係る費用を節減する方規を下す

六月 八日 統仁親王を立て儲君とし給ふ

六月十四日 歌人金谷興詩歿す年六十二 詠歌大概抄箋二卷、難波津百首一卷、八代集摘註、芳野百首一卷等

六月廿七日 大雨洪水あり

六月 中 仙臺に大地震あり

七月十三日 儒者久保筑水歿す年七十七 准南子註考十二卷、荀子註十卷、論語集義一卷、老莊合解六卷、學庸精義三卷

七月十六日 儒者柴野碧海歿す年六十三 枕上集十七卷、初集十卷等

七月廿七日 戸川安清を長崎奉行と爲す

閏七月 四日 儒者狩谷棧齋歿す年六十一 諸國探輯風土記、新撰字鏡分音、皇國泉貨通考、姓氏錄捷覽、箋註和名類聚抄二十卷、日本靈異記考證三卷、摭古遺文四卷、本草和名攷異、本朝度量權衡考四卷、杖桑略記校語三卷、轉註說、上宮聖德衡考四卷、新校正孔方圖鑑、本朝度量權衡補正、法王帝說、新校正孔方圖鑑

閏七月 中 幕府、旗下の士に冬季給米の前借を許す

八月 十日 水野忠義、幕府に金一萬兩を獻す

田能村竹田歿す

八月廿九日 繪師田能村竹田歿す年五十九 今方調集十卷、竹田莊詩話、竹田畫譜、竹田詩畫、花月開情筆、師友錄瓶花論、陪欄日記、柳遊日記、填詞圖譜、自畫題語、黃綵紀行

八月 中 幕府、令して眞字二分制金貨引替を延期す

九月 五日 幕府、天保通寶を鑄造し、又鐵錢の増鑄を令す

九月 六日 幕府、水野忠義の上金を賞し鞍鎧を與ふ

九月 九日 神尾守富を大目付と爲す

九月廿一日 儒者中島東關歿す年六十四 孟子解義、左傳隨筆、辨、東關大石論等

九月廿九日 老中松平康任罷む

九月 中 幕府、禁獵場にて獵獲する禽鳥の密賣を禁ず

九月 中 儒醫奥劣齋歿す 外科隨別、產科內術、產術口授、劣齋先生產科圖記、劣齋漫筆、回生駒胞秘訣、外科漫筆、產科手術秘錄、婦人大全良方保座心得、達生圖產科外術秘錄等

九月 中 幕府、鐵錢を増鑄するを布告す

十月 一日 天保通寶の通用を開始す

十月 三日 狂歌師蘆邊田鶴丸歿す年七十七 七夕狂歌願の絲、狂歌相撲初日集、狂歌蓬ヶ島、同弄花集、同江戸の花、同七絃集

十月 六日 西丸老中松平宗發を本丸老中と爲す

十月二十日 大坂大火あり

十月 中 儒醫華岡隨賢歿す年七十六 鹿城醫話、癩科方答、乳岩治方、畑中壽疾方、青洲醫說、膏藥煉書、金瘡秘話、外科摘要、癩科瑣言、金瘡要術、丸散便覽、乳岩辨等

十月 中 幕府、野州人參を貧病者に施行す

十月 中 幕府、監察を長崎に遣し清商の密賣を禁ず

十一月 一日 浮世繪師歌川國重歿す年五十九

十一月十六日 國學者村山素行歿す年六十三
十一月十八日 川路聖謨を勘定吟味役と爲す
十一月廿六日 儒者黒田玄鶴歿す年五十 醫事雅言、火洗布履説、金城文集、經噴、古韻通式、算學新書、源論、詩經本草、偽寒論度量衡考、松廣園詩集、同詩話、鼠璞正名錄、石綿論、田畝里程考、天命

十一月 中 國學者長澤伴雄歿す年五十二 官位々色便覽、官位相當便覽、和歌作例集、結石の落葉、四季草校本、類題鴨川集、踏歌考、涙痕集、物名歌集、流騎馬考、裝束圖考、皇統譜
十一月 中 幕府、帳合米の事を令す

十二月 四日 俳優初代實川延若歿す年五十四
十二月 六日 國學者青柳種信歿す年七十 淳和獎學院監、防人日記、三器略説、屠兒考、筑前續風土記拾遺、大宰府考、尚宮家考、柳園古器略考、宗像石佛經銘考等
十二月 九日 幕府、仙石騷動を裁斷して但馬出石城主仙石久利の領地を減して閉門を命じ、其老臣仙石左京を獄門に處す

十二月十三日 長崎在留の清商、蜂起して官衙を毀つ、之を捕ふ
十二月十九日 國學者新庄道雄歿す年七十九 駿河新風土記二十六卷、柏園隨筆三卷、同語一卷、猶軒小録一卷、大祓畧略解一卷等
十二月廿二日 大草高好を勘定奉行と爲す

十二月廿八日 井伊直亮を大老と爲す
十二月三十日 石川政房歿す年八十二
十二月 中 繪師月岡雪鼎歿す年七十七

十二月 中 幕府、各藥舗をして官製人參を、販賣せしむ
天保 七年 丙申 皇紀二四九六年 西曆一八三六年

仙石騷動裁斷

井伊直亮大老となる

江戸町會所を改革す

正月 一日 僧慧海寂す年五十四 起信論義記卷六、金師子章放光記一卷、佛足石歌考一卷、無用閑談一卷、除疑蓋辨等
正月十四日 蘭醫藤林普山歿す年五十六 和蘭陀語法解三卷、西醫今日方六卷、蘭學經、譯鏡、病理真源、和蘭藤性辨五卷
正月廿九日 加州藩老臣横山政孝歿す年四十九 致堂詩稿八卷等
正月 中 幕府、賑救廠を建設して大いに窮民を救濟す
二月 七日 僧敬長寂す年五十八 菩提心論案、慈雲大師禮文、金鐘講案、顯道和尚行業記、繼明鈔三卷、助宣鈔悉曇源鑑、十善戒義等
二月十六日 脇坂安董を西丸老中格と爲す
二月廿六日 牧野忠精を寺社奉行と爲す
二月 中 江戸町會所を改革す
三月十二日 上野館林城主松平齊厚を石見濱田に、陸奥棚倉城主井上正春を館林に、濱田城主松平康任を棚倉城に移す
三月廿七日 前老中青山忠裕歿す年六十九
三月 中 幕府、囚人押送の區處方を定む
四月 八日 俳優六代岩井半四郎歿す年三十六
四月十六日 島津齊興、幕府に十萬兩を獻す
四月 中 幕府、簾中の給費金を五千圓と爲す
五月 一日 蘭學者橋本宗吉歿す年七十六 鳴蘭新譯地球全圖、究理原、泰西草百卷、三方法典六卷、西洋醫事集成寶函二十四卷、絲漢堂漫筆
五月 五日 徳川齊昭、砲臺を助川に築く
五月十一日 測量家小泉其明歿す年七十六 越後古城考、越後全圖、越後道程繪圖、越後二十五景圖、越佐名所記、越の道しるべ、佐渡鎮山全圖、佐渡國全圖、四十七不思殿、圖説、越後全圖

江戸の救民を救済す米商の暴利を禁ず

十月中 幕府、江戸筋違橋外、和泉橋外に救小屋を設け、饑民を收容す
十月中 幕府、米商の暴利を食るを禁ず
十月中 長崎奉行、和蘭甲必丹に命じて、脇荷銀を支用し本方銀を以て支償す可き者を買収するを禁ず

十一月 十日 國學者中山信名歿す年五十 常陸編年、同治亂記、阿兒奈波志、參州事蹟、度量考、南巡逸史九卷、鹿島藩事跡六卷、東極雜記十一卷、守護地頭考、蝦夷島志、莊名考證、常陸遺立、六孫王傳

十一月 十四日 儒醫池田京水歿す年五十 痘科要法、痘科會通、痘鑑、護痘要法、痘科方意、解、治痘論、痘科雜私傳、秘傳痘科唇舌前後等

十一月 十八日 穂波經條歿す年六十三 田鶴庭舎日記二十八卷、樂前日記、源氏新抄、獨話小録六卷、新編俳諧文集二卷、客話小録四卷、四書雜錄十卷、田鶴庭舎隨筆四卷、蟹守家集二卷

十一月 廿四日 國學者村田春門歿す年七十二 田鶴庭舎日記二十八卷、樂前日記、源氏新抄、獨話小録六卷、新編俳諧文集二卷、客話小録四卷、四書雜錄十卷、田鶴庭舎隨筆四卷、蟹守家集二卷

米穀積出を制限す

十一月 廿九日 幕府、大坂町奉行に江戸廻米の命を傳ふ
十一月 中 大坂町奉行堀利堅、米穀他所積出の制限令を布く
十二月 七日 大鹽平八郎、其家族を河内磐若寺村に送る

十二月 十二日 測量家石黒信由歿す年七十八 加越能三州地圖、算術鈎致渡海標的、三斜整術、積和開平法、關流算術指南書、諸角通術診解、消息式再篇、開除法、諸角綴術之解、交式余乘生尅補義、括要算法、舟術演段診解

陸奥の農民蜂起す

十二月 二十日 陸奥盛岡に百姓一揆起る
十二月 廿三日 是より先、石見の舟子八右衛門、竹島に私航す、是日死刑に處す
十二月 廿六日 蘭醫足立長雋歿す年六十二 醫方研幾三卷等

十二月 廿九日 幕府、更に金箔の製造及び廢金賣買の禁規を令す○毛利齊廣歿す年二十三 貞觀政要

大坂飢ゆ

十二月中 幕府、殺人の風儀を戒しむ
十二月中 大坂の米穀益々騰貴し市民餓死する者多し
十二月中 大鹽平八郎、養子格之助を以て大坂町奉行跡部良弼に、官廩を發して窮民を救濟せん事を請はしむ、聽かず

十二月中 幕府、金銀錢の三鈔を首とし、其他米酒の二札等を濫用するを禁遏す

京都飢ゆ

是 歲 京都の市民、流離餓死する者五萬六千人に及ぶ

天保 八年 丁酉 皇紀二四九七年 西曆一八三七年

大鹽平八郎窮民救済に起つ

正月 上旬 大鹽平八郎、大坂の富豪を勸説して窮民救済に奔走せしも、また行はれず
正月 八日 大坂町奉行跡部良弼は大鹽平八郎の救済策を拒絶す
正月 廿一日 徳川家慶、本丸に遷る

正月 廿七日 大鹽平八郎の徒河合卿左衛門、三男謹之助と逃走す

二月 二日 大鹽平八郎、藏書五萬卷を賣る

二月 六日 大鹽平八郎、書籍賣上代金を以て三日間に窮民一萬軒に、毎戸一朱づゝを施行す
二月 七日 大坂町奉行跡部良弼は大鹽平八郎の施與に干渉す、然れども遂に中止を命ぜず
二月 八日 三條實美、京都に生る

府内の窮民を救助す
生田國秀敗死

五月廿八日 徳川家慶、雜司ヶ谷邊に放鷹す
五月中 幕府、再び倉廩を開きて府内の窮民を救助す
六月一日 國學者生田國秀、越後柏崎陣屋を襲ひて敗死す年三十七 古學千字文二卷、古易大象經傳三卷、象易編二卷、三木一錄一卷、象梯外編等

鈴木叙清歿す

六月三日 前關白一條忠良薨す年六十四
六月六日 國學者鈴木叙清歿す年七十四 幼學音聲考、希雅、雜屋文集、養生要論、大學參解、論語參解十卷、四書雜錄十卷、讀書點例二卷、學訓二卷、源流物語二卷、海東異錄二卷、雅語譯解八卷、雜屋學訓、少女卷抄、詞の八衢補遺、活語斷續譜

六月十三日 俳優初代嵐璃寛歿す年五十

六月十六日 江戸小石川の養生所を修す

六月十八日 甘露寺國長薨す年六十七

六月十九日 儒者平尾芹水歿す年七十四 譯雨夜燈、校正逸周書、國語考、詩文集等

六月廿一日 數學者古川瑠璋歿す年五十五 孤法星解算法真始之卷、交式斜乘演段解

六月廿八日 米船モリソン號、浦賀に來る、浦賀奉行太田資統之を砲撃す

六月廿九日 俳優四代嵐三五郎歿す年三十四

六月中 幕府、諸國より江戸へ廻送する酒は多分に送るを禁ず

六月 中 幕府、商賣の荷包に貴族等の標牌を假借挿用するを禁ず

七月 八日 神尾元孝を大目付と爲す

七月 九日 脇坂安董、堀田正篤を本丸老中と爲す

薩藩士等米船を砲撃す

七月 十日 米船モリソン號、佐多岬を通過して薩摩灣に至る
七月十二日 島津久風、兵を率ゐて米船モリソン號を砲撃す○遠山景晋歿す年八十六 西曆庚辰記、服忌令詳解一卷等

保金を鑄る

七月十六日 諸國へ巡見使を遣す
七月十七日 幕府、五兩判一分判の新鑄を令す、之を保金と云ふ
七月十八日 米船モリソン號、空しく薩摩灣を去る
七月二十日 阿部正勝を寺社奉行に、深谷盛房を勘定奉行に、間部詮勝を大坂城代と爲す

七月廿一日 幕府、吏を遣し料地を巡見せしむ

七月中 幕府、吏員をして市街を巡回せしめ飢民を救助せしむ

八月 三日 富小路貞直薨す年七十七

八月 五日 右大臣徳川家慶を征夷大將軍左大臣と爲す

八月 九日 老中松平信順罷む

八月十四日 金工岩間政盧歿す年七十四

八月廿二日 儒者長野豊山歿す年五十五 嘉慶野詩約、三名士傳、松談陰快談、嘉慶野文約、武乘等

八月廿七日 左大臣二條齊信、内大臣近衛忠愍江戸に抵る

八月中 幕府、江戸に銅別段吹所を置くにより、古銅等を同所へ送るべしと令す

九月 二日 幕府、將軍宣下の禮を行ふ

江戸に銅吹別所を設く

徳川家慶征位大將軍宣下

九月 十日 幕府、再び諸國酒類の醸造額及び輸送額の規定を令す

九月十九日 繪師山崎雲山歿す年六十七

九月廿五日 僧明堂寂す年六十九

九月廿九日 徳川慶喜江戸に生る

十月 七日 畫僧仙厓寂す年八十七

十月十三日 僧榮忠寂す年七十 誠錄減行決斷一卷、得品縣隔決斷一卷、六合釋決斷、即身義決斷、二教論決斷、勃陀胃地決斷等

十月廿三日 幕府、舊金銀貨引替延期令を出す

十月廿六日 儒醫澁江允成歿す年七十四 定所詩集、定所雜錄、容安室文稿等

十月廿七日 俳人茂呂何丸歿す年七十七 七部集大鏡七卷、續環鏡注、俳諧男草子、芭蕉翁句大成、芭蕉翁句解參考五卷

十月廿八日 徳川治寶、徳川齊匡共に従一位に叙せらる

十一月 一日 池田頼方を浦賀奉行と爲す

十一月廿四日 鑄金家村田整珉歿す年七十七

十一月廿八日 繪師原在中歿す年八十八

十一月 中 幕府、貧民の救ふ小屋に入るを停止す

十一月 中 三河田原城主三宅康直、砲臺を修す

十二月廿一日 幕府、新鑄一分銀の通用を令す、世に之を花銀と稱す

十二月廿三日 儒醫大槻盤里歿す年五十三 西約發微、要術知新、外科收功、蘭字凡、西約符、區僕新編等

天保 九年 戊戌 皇紀二四九八年 西曆一八三八年

花銀通用を令す

正月十五日 歌人片岡寛光歿す 萬葉長歌類林十卷、古今集集成、參考秋衣草子等

正月 中 朝鮮民、長門に漂著す

正月 中 僧性海寂す年七十四 同願遠錄四卷、本典講記、淨土論服膺記二卷、阿彌陀傳記三卷、玄義分講義、選禪集講義、愚禿鈔講義、唯觀經講義等

二月十四日 幕府、肥前佐賀城主鍋島齊正の治績を賞す

二月十五日 俳人鴨北元歿す 俳諧古學叢書抄二卷、俳諧戀のしほり二卷

二月十六日 大隅重信、佐賀に生る

二月十八日 戲作者寶田壽助歿す年四十二 葉南志の樂、戀の渡客船、東鏡由縁姿見、狭衣戀の謎、時代世話大内鑑、花鏡讀寶、劇場仕入機釣技、俠客意氣地安寶、看替浴衣團七島、本朝班

女扇、惠方土産梅鉢、植、昔語鳥羽戀嫁

二月十九日 國學者岡田眞澄歿す 本朝書話、本朝墨帖編、假名類聚、假字考、假名類辨、連假字格等

二月廿一日 幕府、武家諸法度を頒つ

二月廿七日 儒者伊藤忠岱歿す年六十一 中庸延擯、五子延考經解、大學解、老子解、傷寒論張義等

二月三十日 幕府、羽倉用九に命じ伊豆國諸島を巡見せしむ

三月 三日 儒者杉原壽山歿す年四十二 舊書集括、鐵夫雜譚、鐵山紀年録、諸國鐵山記

三月 十日 江戸城西丸炎上す

三月十三日 幕府、老中水野忠邦等に命じ西丸を造營せしむ

三月廿一日 落語家三遊亭圓生歿す年七十一

三月廿二日 幕府、西丸造營につき諸大名に御手傳を命ず

三月 中 幕府、令して清商の密賣を禁ず

江戸城西丸炎上

武家諸法度を頒つ

長崎大火

三月 中 三河田原藩士渡邊華山、藏書五百五十餘部、書畫二十餘幅、法書若干帖を藩主田原康直に獻す

四月 四日

長崎大火あり、一千三百九十三戸を焼く

四月 十一日

土井利位を老中に、間部詮勝を京都所司代に、井上正春を大坂城代と爲す

四月 十二日

丹羽長堅を大目付と爲す

四月 十七日

江戸小田原町より出火し、内神田まで延焼す

閏四月 一日

幕府、隱鐵砲取締令を出す

閏四月 六日

幕府、諸大名以下を戒飭し、享保の令に準じて儉約を守らしむ

閏四月 十一日

書家山口行厚歿す年六十六

閏四月 十四日

幕府、火消役の風儀を戒しむ

閏四月 二十日

松平忠優を寺社奉行と爲す

閏四月 廿一日

徳川家慶、布衣以上の武藝を閲す

閏四月 廿三日

幕府、農民の所有する櫛笄及び烟管、烟袋、夾袋等に金銀の裝飾するを禁ず

閏四月 廿七日

棋客八代安井仙知歿す年六十三

閏四月 中

老中水野忠邦、庶政の改革に着手す

閏四月 中

幕府、農民商賈は金銀の器具を採用するを禁ず

五月 十日

俳優五代松本幸四郎歿す年七十五

五月 十四日

幕府、勘定奉行に令して以後多く良材、大木を貯へしむ

天保改革始まる

隱鐵砲取締令

正宗雅敦歿す

米船再來議論沸騰す

大船製造の禁を解く

五月 十七日

幕府、食物類、菓子料理等を高値賣買すべからずと令す

五月 十八日

幕府類焼家屋の建築は質素にすべき旨令す

五月 廿四日

幕府、令して商民の奢侈僭上に流るゝを督戒す

五月 廿六日

國學者正宗雅敦歿す年五十五 狂歌略書三十六歌仙、新選七夕歌集、狂歌集、雪月花百集、狂歌集、出雲日記、東國日記、西國日記、伊勢日記、和歌獨言、狂歌家集獨言、朝顔百集、新選

五月 中

江川太郎左衛門、外國事情を上申す

六月 一日

稻葉正守を寺社奉行と爲す

六月 廿一日

幕府、令して百姓、町人の所有する金銀器具は早々金銀兩座へ差出すべしと命ず

六月 廿四日

幕府、大判金を増鑄し、其の流通方を下示す

六月 中

蘭人、モリソン號渡來の始末を幕府に報ず、是に於て打拂是非の論大に起る

七月 七日

儒醫江馬蘭齋歿す年九十二 論語訓話解二十卷、大平聖惠方百卷、五液診法、熱病論等

七月 十三日

俳優三代中村歌右衛門歿す年六十一

七月 廿二日

蘭醫賀川南龍歿す年五十八 南陽館一家言

七月 廿六日

歌人松井蘿月歿す年六十七

七月 中

幕府、沿海に命じ守備を修めしむ

八月 一日

佐渡に百姓一揆起る、是日、佐渡奉行篠山景德、彼地に赴く、幕府、榊原政恒に命じて之を援けしむ

米穀糶賣を禁ず

八月 一日 徳川齊昭、封事を幕府に上り内憂外患を論じ、大船製造の解禁を建議す
 八月 三日 繪師圓山應震歿す年四十九
 八月 十一日 幕府、令して金銀引換の事を督促す
 八月 十七日 幕府、三河田原藩主三宅康直の治績を賞す
 八月 二十日 松平忠恵を若年寄と爲す
 八月 廿二日 歌人澤近嶺歿す年五十 梧桐庵歌集二卷、雜記二卷等
 八月 廿三日 前内大臣廣幡經豊歿す年六十
 八月 廿八日 大原重成歿す年五十六
 八月 中 幕府、重ねて諸事節減を確守すべきを督戒す
 九月 三日 西丸書院番松平靱負、人を殺し切腹を命ぜらる
 九月 五日 歌人菊池袖子歿す年五十四 菊園集三卷、續菊園集一卷、消息一卷、道徳集二卷、もとせ日記等
 九月 十三日 幕府、公事出訴の節代人を禁ず
 九月 中 幕府、大坂米商の米穀糶賣するを禁ず
 十月 七日 幕府、陸奥八戸邑主南部信眞の蝦夷地警衛を賞し、城主格と爲す
 十月 十五日 蘭學尙齒會を開く、芳賀市三郎、英船モリソン渡來のことを會衆に告ぐ、是れ渡邊華山、高野長英等、對外意見書發表の源なり
 十月 十五日 九代目市川團十郎江戸に生る
 十月 十七日 幕府、曆刊行二人に定め他の刊行を禁ず

高野長英夢物語を著す

高井蘭山歿す

祭禮の華美を禁ず

十月 廿一日 幕府、令して舊金銀貨引替を延期す
 十月 廿七日 挿花家初代貞松齋一馬歿す年七十五
 十月 中 蘭學者高野長英、夢物語を著す
 十一月 十三日 幕府、諸大名の留守居を戒飭す
 十一月 中 幕府、更に五年間の儉約令を出す
 十一月 中 幕府、造酒は三分の一の外、増造すべからずと令す
 十二月 四日 幕府、目付鳥居忠耀をして相模の沿岸を巡視せしむ
 十二月 五日 繪師佐伯岸駒歿す年九十
 十二月 十一日 幕府、令して春畫の販賣を禁じ、刻版を破毀せしむ
 十二月 廿三日 戯作者高井蘭山歿す年七十七 俳字節用、隨筆奇談春雨譚、掌中書名便覽、消息往來、星月夜顯、睡象十卷、和漢朗詠國字鈔八卷、三國妖婦傳、運俗水滸傳、孝子嫩物語、訓蒙
 十二月 廿八日 幕府、賣女及び野郎を嚴禁す 天地辨、農家重寶、記、改正字彙等
 十二月 中 八王子千人同心組頭松平斗機藏、英船モリソンに就きて上書す
 十二月 中 幕府、藝者等の美服用を禁ず
 天保 十年 己亥 皇紀二四九九年 西曆一八三九年
 正月 一日 幕府、町火消の出初式を禁ず
 正月 十四日 幕府、神事祭禮の華美を禁ず
 正月 中 幕府、市人私有の銀具を收拾するに付き令示す

正月 中 幕府、中山道追分宿に荷物貫目改所を置く
 二月十二日 儒者脇屋恕亭歿す年四十六 五教書、歴史綱目、字原怨亭日纂等
 二月廿三日 儒者高野春華歿す年六十九 織田神社備考、朱子抄、越國文集、朱子抄、春華詩稿、東遊前後草、幼學字則
 二月廿三日 儒者辛島鹽井歿す年八十八 學政或問、公退觀省、讀周官經說等
 二月中 幕府、吏を派して沿海を巡視せしむ
 三月十八日 幕府、老中水野忠邦に一萬石、若年寄林忠英に五千石、側衆水野忠篤に三千石を加増す
 三月廿四日 伊澤政義を浦賀奉行と爲す
 三月中 新宮涼庭、順正書院を京都東山に設立す
 四月 八日 田口喜行を長崎奉行と爲す
 四月廿五日 繪師春木南湖歿す年八十一
 四月廿七日 徳川家西の丸に移る
 五月 三日 心學者柴田鳩翁歿す年五十七 續鳩翁遺話六卷、同拾遺二篇、同續々篇、鳩翁遺話六卷、無由言上下、同續編纂等
 五月十四日 幕府、三河田原藩士渡邊登、町醫師高野長英等を捕ふ
 五月十八日 町醫師高野長英自首す
 五月廿三日 蘭學者小關三英自殺す年五十三 譯文コンスブルック氏内科書、譯文輿地誌等
 五月廿六日 幕府、百姓の武藝を學び町方火消の體を爲すを禁ず
 五月廿八日 幕府、金銀兩替に付きて令す

柴田鳩翁歿す
 渡邊登捕へらる
 高野長英自首す

讓酒制減

五月中 幕府、全國に令し畿内諸國の金貨と貨物との平準を得せしむ
 六月 六日 渡邊華山、獄中より書を立原杏所に送り奇禍の原因を告ぐ
 六月 九日 幕府、令して僧尼の庵主と唱へ弟子取りする事を禁ず
 六月二十日 徳川齊昭、天保戊戌封事を將軍徳川家慶に上る
 六月廿二日 讃岐高松城主松平頼恕、歷朝要記を朝廷に獻ず
 七月 八日 儒醫吉田竹嶺歿す年六十八 義士傳二卷、雙峰詩文集二卷、蘭窩和歌集七卷等
 七月十三日 僧法洲寂す年七十五 正邪不可會辨一卷、正邪強會辨四卷、托事辨十九卷、小消息話不可會辨強會辨或問一卷、歸命本願鈔講說
 七月廿八日 儒者松崎懺堂、渡邊華山の救済に努む
 七月中 儒者阿部漏齋歿す年八十 靈素集義、騰起子經傳、管鏡代言遺言、經穴指掌
 七月中 澁川敬直、蘭學、蘭書の取締意見書を提出す
 八月十一日 幕府、百目以上の鐵砲を新鑄する時は其向に届出づべしと令す
 八月十六日 丹波柏原邑主織田信古の家事不埒につき遠慮を命ず
 九月 四日 儒者増島蘭晚歿す年七十一 讀易小言、續左筆記、惜分居割記、學庸參辨、且采稿、蘭史、小學纂說、小爾雅疏註、鶴史、越人關弓錄、孟子異文外書逸話等
 九月十六日 幕府、村方の救助申立てを戒しむ
 九月二十日 跡部良弼を大目付と爲す
 九月廿八日 俳優二代關三郎歿す年五十四
 九月中 幕府、令して町内の天水桶に各その町名を記さしむ
 九月中 幕府、造酒は猶三分の一たるべき事を令す

櫻田虎門歿す

十月三日 儒者櫻田虎門歿す年六十六 日本史略、五行指南、經世談、易學啓蒙、四書摘疏、易傳私考、分田考、祭祀、氣部言

十月十七日 幕府、窮民病者は小石川の養生所に願出でしむ

十月十九日 幕府、江戸湯島天神にて富興行を許す

十一月三日 幕府、古金銀引替の件を令す

十一月三日 國學者垣本雪臣歿す年六十三 小櫻姫風月奇觀、天保奇話、歌結等

十一月八日 僧岩岷寂す年八十七 南屏無語三卷、叢林貫華集、禪藻、法苑文歸、法苑詰叢、南山外集、南山内集等

十一月九日 畫僧月峰寂す年八十

十一月廿三日 繪師東東陽歿す年七十五

十一月 中 幕府、新田圃の開墾事項を戒告す

十二月一日 江戸四谷大火あり

十二月三日 老中松平乘寛歿す

十二月七日 幕府、丹波綾部邑主九鬼隆國を城主格と爲す

十二月十八日 幕府、醫師、蘭學する者の流弊を戒禁す○渡邊登を蟄居に、高野長英を永牢に處す

十二月十九日 幕府、松平齊正に二萬兩、松平齊傳に二萬五千兩を貸す

十二月廿一日 儒者若林嘉陵歿す年八十一 游龍園私門示書、四書自解十卷

十二月廿九日 幕府、武家邸内の神社に濫に參拜することを禁す

渡邊登、高野長英處分

志賀理齋歿す

十一月 中 幕府、朝鮮種人參を増殖すべき事を令す

天保十一年 庚子 皇紀二五〇〇年 西曆一八四〇年

正月十一日 僧竹叟寂年六十七

正月十二日 渡邊登を三河田原に檻送す○狂歌師志賀理齋歿す年七十九 勸學文和解一卷、三省錄五卷、朝鮮記、補漏十二卷、日光紀行二卷、燕雀談二十卷等

正月十三日 間部詮勝を老中に、牧野忠雅を京都所司代と爲す

正月廿六日 儒者茅原虛齋歿す年六十七 東藩日記

正月二十日 渡邊登田原に著す

正月廿四日 樂宮喬子女王 德川家慶夫人 薨す年四十六

二月九日 歌人石津亮澄歿す年六十二 夫木和歌抄古調、新興竹集、徒然草新譯二卷、袖中夫木集考四卷、萬葉類葉集二卷、晚花和歌二卷、漫吟和歌四卷、拾遺六帖、屏風畫題和歌集等

二月十五日 戸田忠温を寺社奉行と爲す

二月十六日 繪師狩野邦信歿す年五十四

二月十八日 歌人室谷賀世歿す年五十九 百人一首富士の高根、文化詠草、机邊抄、巖泉集、臨高閣十景等

二月廿九日 全國の戸口調査を行ふ

二月 中 幕府、重ねて諸藩の留守居を戒飭す

三月 二日 遠山景元を江戸町奉行と爲す○儒者小宮山楓軒歿す年七十五 日本史人名鈔、日本史異名鈔、吉田神社考、末文恭遺事、垂統大紀七十二卷、楓軒史料、盤筈録、水府史料、水戸城考、楓軒偶記、大典質疑、史林年表、元寇始末、西州投化記、水城金鑑、楓軒記談

三月 五日 幕府、令して本田畑に甘蔗を作りて、米作を妨ぐるを禁す

小宮山楓軒歿す

三月十一日 幕府、島津齊興の琉球産物賣捌を止むるにより、向ふ三ヶ年間金五千兩を支給す

三月十四日 統仁親王を立て皇太子とし給ふ

三月廿一日 水戸藩、千束原に追鳥狩を行ふ

三月廿二日 國學者鳥越常成歿す年七十五 富士百首、梅鶯日記、庚峰遺事等

三月廿四日 儒者中井柳樓歿す年七十 校正養齋篇一卷、蕉東一卷、左傳私記一卷等

四月 八日 佐橋佳富を勘定奉行と爲す

四月廿五日 歌人後藤夷臣歿す年五十一 泉國辨、神職辨、晴笑辨

四月廿六日 歌人千家尊朝歿す年二十一

四月廿七日 國學者兒山紀成歿す 蝦夷日記一卷、松の落葉三卷、真間紅葉見の記一卷等

四 月 中 幕府、百姓の拜借金につきて達示す

四 月 中 幕府、令して諸職人、及び傭夫の雇賃を減低せしむ

五 月 二 日 幕府、高田馬場にて流鏑馬を行ふ

五 月 九 日 阿部正弘を寺社奉行と爲す

五 月 二 十 日 繪師立原杏所歿す年五十三 水滸傳印謙、近世書畫年表、墨談評、近世畫人錄、儒家者舊說話

五 月 廿 五 日 歌人富田泰洲歿す年五十

五 月 廿 七 日 幕府、市内の賣藥看板の蘭字使用を禁じ、長崎奉行に蘭書翻譯の注意を令す○幕府、代官羽倉用九をして房總沿岸の防總を管掌せしむ

立原杏所歿す

藤井高尙歿す

五 月 中 幕府、村費節減令を出す

六 月 九 日 作事奉行若林義壽、佐渡奉行篠山景徳、罪ありて罰せらる

六 月 中 律令學者荒木田守良歿す年五十六 新釋令義解三十二卷、鹿島雜錄、律義解一卷等

六 月 中 幕府、利根川下流各村をして水行取締方を協定せしむ

七 月 二 日 幕府、年始、八朔獻上の馬代は其月限り納むべき旨を令す○國學者市岡光彦歿す年七十

七 月 廿 五 日 儒者神野菊叢歿す年七十三 隨意草、長湫記考、蘭義文集等

七 月 廿 七 日 幕府、松平忠優阿部正弘等に命じ朝鮮使對馬に來聘の儀例を定めしむ

七 月 中 幕府、一朱金貨を交換せしむ

八 月 十 一 日 幕府、府内屋根葺職人の願を許し、年三百人を出して官の工事を助けしむ

八 月 十 五 日 國學者藤井高尙歿す年七十七 稽古要鑑、詞の道知留邊、枕草紙新釋、松の落葉、出雲日記、松屋文集、松屋文集後集、契式部日記釋、伊勢物語新釋、消息文例、後れし雅、御陰

八 月 十 九 日 幕府、令して開墾に付きて禁戒す 日記、喉草、類聚雁俗言、月草、淺瀬のしるべ

八 月 廿 二 日 幕府、縁日商人及び寄場取締令を出す

八 月 廿 三 日 數學者牛島鶴溪歿す年八十五 算書三十六卷

八 月 中 清商、來りて英兵廣東に侵入せしを報ず

九 月 三 日 幕府、關東筋改革取締の事を村々へ諭示す

九 月 四 日 儒者山本中齋歿す年四十七 周易圖說、春秋說

和田寧歿す

九月 七日 前内大臣三條公修薨す年六十七
九月 十八日 數學者和田寧歿す 異圖算法、應進進三表、圓理起元、背極數解、圓理法綱、圓理算經、應進商卦四象表、同六神表、圓理六龍表、較率健率健飛真表、九成較真表、九成較真表、極率真表、同八象表、同術知、七較真表、原要術、原友

九月 二十日 幕府、府下兩替屋を六百人に制限す

九月 廿四日 梶野良材を勘定奉行と爲す

九月 廿八日 徳川家慶、樂人の管絃を聴く

高島秋帆砲術意見書を上る

九月 中 長崎町年寄高島秋帆、長崎奉行に建議して洋式砲術を採用し、海防を嚴にせんことを上言す

十月 十日 幕府、令して舊金銀貨を兌換せしむ

十月 十八日 幕府、令して町家にて女淨瑠璃、人形を交へ見物人を集むるを禁す

十月 廿六日 幕府、松前昌廣の願によりて年々千兩宛、十ヶ年間上納せしむ

十月 廿七日 幕府、養子取組に就きて令す

十月 中 幕府、諸國百姓の拜借金返納の延期をなす

十一月 一日 武藏川越城主松平齊典を出羽庄内に、庄内城主酒井忠器を越後長岡に、長岡城主牧野忠雅を武藏川越に移す

十一月 三日 井上正春を老中に、青山忠良を大坂城代と爲す

十一月 十二日 徳川齊昭、藤田東湖を水野忠邦の許へ遣し、北地獲得運動をなさしむ

十一月 十八日 幕府、古金貨の交換方を告示す

上皇崩御

十一月 十九日 光格上皇崩御、實算七十

十二月 十日 講談師伊東燕晋歿す年八十

十二月 二十日 久須美祐明を佐渡奉行と爲す

十二月 廿三日 儒者金子有斐歿す年八十二 詩經訓解五卷、中庸解一卷、孫子伐柯三卷、文範、能登遊記二卷、白山遊覽圖記八卷、隨筆、詩範

十二月 廿四日 踊師匠初代藤間勘十郎歿す年四十五 ○俳優坂東壽太郎歿す年七十一

十二月 廿八日 儒醫福田浩齋歿す年五十 傑氏藥物學十卷、病名辨疑四卷、北越紀行一卷、詩集等

十二月 中 幕府、更に三年間の儉約令を出す

十二月 中 質素儉約令を向ふ三箇年嚴命す

十二月 中 鳥居忠耀、高島秋帆の西洋砲術意見書に反對の意見書を幕府に提出す

是 歲 長州藩萩に醫學所を、備中倉敷に明倫館を、大山藩に教道館を設置す

天保 十二年 辛丑 皇紀二五〇一年 西曆一八四一年

正月 五日 土佐の中濱萬次郎等五人、高岡郡宇佐浦を發し難船す

正月 八日 幕府、大紋の色薄紫に紛らはしき色目又は紋所の分らざる染色の着用を禁す

正月 十二日 承鎮法親王薨す年六十七

正月 十三日 中濱萬次郎等、漂流して無人島に着す ○歌人山本惟孝歿す年七十八

正月 十六日 戲作者紀定丸歿す年八十 新田通戰記、雄尾光壽話三卷、狂歌部領使三卷

閏正月 十二日 幕府、放鷹場巡視の者の放縱を戒しむ

閏正月 十四日 幕府、會津蠟の拔荷買取りを禁す

屋代弘賢歿す

閏正月十八日 國學者屋代弘賢歿す年八十四 伊勢物語參考、森の考、古今會要、心經異同考、杖考證、輪池雜錄百卷、古今要覽稿二百六十四卷、同抄十卷、道の幸四卷、道成寺考、不忍池筆抄、十二卷、加津美考、銅歩又考、服制沿革考、有卦無卦考、輪池掌錄

閏正月廿二日 皇母欣子内親王に號を上りて新清和門院と曰ふ

閏正月廿七日 諡號を再興し、先帝を追諡して光格天皇と曰ふ

前將軍家齊歿す

閏正月三十日 前征夷大將軍徳川家齊歿す年六十九

二月 五日 老中脇坂安董歿す年六十 文化易地聘使、錄三十卷等

二月 七日 前關白鷹司政熙歿す年八十一 五教書、怨亭日纂、歴史綱目、字原

二月 十二日 儒者脇屋恕亭歿す年四十六 五教書、怨亭日纂、歴史綱目、字原

二月 二十日 前將軍徳川家齊を上野東叡山に葬る

二月 中 幕府、令して阿鎌踊、稻荷踊を禁ず

三月 九日 幕府、常陸深芝村に水路を通ぜんとして吏を遣り實地を見分せしむ

三月 十一日 戸田氏庸歿す年六十二

三月 十三日 故徳川家齊に正一位を贈り文恭院と諡す ○僧行智寂す年六十四 踏雲錄事二卷、木葉衣三卷、悉曇字記真釋三卷、悉曇字記真釋七卷

堀田正睦老中となる

三月 廿三日 堀田正睦を老中と爲す

三月 中 幕府、更に諸銅を銅座に廻送すべしと令す

四月 三日 儒者石川魯庵歿す年六十九 道經圖解、道燈、學規諺解、魯庵詩集等

四月 五日 幕府、御目見以上、以下、陪臣、寺社、町人等の百姓の地を内々にて讓受け、

職工及傭夫の賃銀を低減す

四月 十日 抱屋敷と爲すべからずと令す
幕府、令して諸職工及び傭夫の雇銀を低減せしむ

四月 十五日 田口喜行を勘定奉行と爲す

四月 十六日 幕府若年寄林忠英の封八千石、側用取次水野忠篤の封五千石、小納戸頭美濃部茂育の封三千石を沒收し、共に差控を命ず

四月 廿八日 矢部定謙を江戸町奉行に、堀田正衡を若年寄に、柳生盛元を長崎奉行と爲す

四月 中 儒者山本樂所歿す年七十八 徳川淵源記七十九冊、徳川淵源記附録十五冊、論語補解、孝經集傳、偽書説等

四月 中 幕府、令して銅座以外にて銅の賣買を禁止す

四月 中 奥儒者成島司直、幕府に上書して水野忠邦の專横を訴へ、諸弊の改革を請ふ

五月 二日 幕府、巡視員を東海道より西國に至る沿海各地方に遣はす

五月 九日 幕府、長崎會所調役頭取高島秋帆をして西洋新式の銃隊操練を徳丸原に演ぜしめ、關老以下諸有司臨檢す

五月 十一日 中野清成歿す年七十二

五月 十二日 大老井伊直亮を罷む

五月 十三日 土岐朝旨を勘定奉行と爲す

五月 十五日 徳川家慶、政事を刷新し享保寛政の制に法るべき事を諸有司に諭告す

五月 二十日 岡村直恒を大目付と爲す

五月 廿二日 幕府、街規改正の旨を令す

井伊直亮罷む

成島司直、水野忠邦の弊政を訴ふ高島秋帆徳丸ヶ原に火技を演ず

仁孝天皇——天保十二年

五月廿三日 幕府、關東農民等に風俗取締の沙汰を布達す

五月廿九日 俳人小島大梅歿す年七十梅外詩集、大梅句集

五月 中 幕府、京都大坂江戸の劇場の外、俳優の地方巡業を嚴禁す

六月 三日 老中太田資始罷む

六月 四日 無人島漂着の中濱萬次郎等、米國捕鯨船に助けらる

大野權之丞丹波綾部落に禁錮さる

六月 十日 幕府、小十人組大野權之丞廣城の泰平年表、殿居囊、青表紙等を著はすを咎め丹波綾部落に禁錮す○戲作者瀧亭鯉丈歿す花齋八笑人、大山道中膝栗毛、駿馬滑稽和合人、人間萬事噺計後篇、伊勢道中、三方廣人、片島土產、串戲二日

六月 十三日 眞田幸貫を老中と爲す醉後

六月 二十日 松平政周を勘定奉行と爲す

六月 廿八日 幕府、七夕祭の時大行の造物等を爲すを禁ず

六月 廿九日 儒者松浦靜山歿す年八十二甲子夜話、百七十卷

六月 中 幕府、更に節儉を固守すべきを諭す

六月 中 儒醫上田公鼎歿す年四十上田家眼目篇、眼科一家言、眼科明鏡、眼科溼潤等

七月 一日 堀親審を側用人と爲す

七月 三日 幕府、徳川齊昭の治蹟を賞し、五年間の在國を命ず

七月 四日 幕府、旗本に文武を奨勵す

七月 十日 大岡忠固を若年寄と爲す

松浦靜山歿す

林述齋歿す

七月 十二日 幕府、松平齊典、酒井忠器、牧野忠雅の移封を中止す○幕府、諸家足輕の絹羽織の使用を禁じ以後木綿を用ひしむ

七月 十四日 儒者林述齋歿す年七十四述子詩稿、羅子全書、續藩翰譜、寛政重修諸家譜、朝野舊聞一千九十三卷、武藏雜稿、家園漫吟、谷野雜賦、接鐘錄、南後小錄、天壤總錄、述齋文稿○幕府、更に風儀取締に付きて令す

七月 十五日 徳川齊昭、藩校弘道館を設立す

七月 十八日 幕府、獻上物に就き制限を加ふ

七月 廿一日 幕府、狂言、操等の制禁を令す

七月 廿三日 繪師酒井鶯浦歿す年三十四

七月 廿五日 幕府、徳丸原演武の功を賞し高島秋帆に金五百兩を與へ、砲術を濫りに他人へ傳ふるを禁ず

七月 廿九日 徳川家慶、譜大名等の乗馬を觀る○幕府、林忠英の差控を免じ、更に隱居を命ず

七月 中 幕府、林子平の罪名を解く

七月 中 水野忠邦、批政改革の建言を爲す

七月 中 幕府、大坂市中のもの華美なる品を賣買するを禁ず

八月 一日 水戸弘道館を開館し文武を講ず

八月 二日 狂歌師南陀羅綾繁歿す加曾加津良、語學書二卷、青梅縣物語五卷等

八月 六日 歌人岡村教邦歿す年七十三

水戸弘道館を設立

水野忠邦批政改革を建言す
水戸に弘道館開く

八月 七日 幕府、若年寄本多助賢の職を免じ、以後、水野忠邦と協力して政治を行ふ旨を内諭す

八月 十日 遠藤胤統を若年寄と爲す

八月 十一日 僧曇龍寂す 教行信證綱要、垂釣卯十五卷、金嶽文集五卷、易行品畫燈錄、信文類十益、辨、正信偶見金錄、吉水大師三書科書、見聞異事、眞宗論信、射師教等

八月 十三日 徳川家慶、再び譜大名の乗馬を閲す

八月 十五日 幕府、令して諸大名の鹵簿に關する節減方を設定す○國學者落合東堤歿す年八

十九 著義雅言、形見草、論婦道書、四書講義、近思錄講義、遠遊紀行、小學講義、東堤隨筆、東堤隨記、君道編、臣道編、上公子佐竹左近書、玉講附錄講義、學話

八月 十八日 徳川家慶、吹上にて公事裁許を觀る

八月 二十日 國學者中川自休歿す年六十四 大幣、望南亭筆記、望南亭隨筆、望南亭詠草等

八月 廿二日 幕府、大名登營の時留守居役の送迎を禁す

八月 廿五日 徳川家慶、吹上に於て砲術を觀る

八月 廿八日 儒者山田松齋歿す年七十二 經典穀名考一卷、國字放補遺等

八月 中 澁川敬直、後藤三右衛門等、改革意見書を提出す

八月 中 曲亭馬琴の南總里見八犬傳成る

九月 一日 幕府、諸大名の參觀に延着し、又就封賜暇の後滯府するを禁す

九月 二日 幕府、大名登營の輩、坊主部屋に入るを禁す

九月 十日 幕府、勅使へ贈進の物品に付きて令す

九月 十一日 國學者大野廣城歿す 泰平年表四卷、執權古實七卷、類例秘錄五卷、忍屋叢書二十卷、律令大秘錄十卷、的例問答七卷、柳齋事略、假名便覽、青標紙

里見八犬傳成る

大野廣城歿す

女犯僧を罰す

九月 廿一日 幕府村々に令し、更に狂言操、相撲等の人集めの遊藝類一切を嚴禁す

九月 中 幕府、令して諸國豊作につき造酒高三分の二を許す

九月 十五日 下總中山、法華經寺中の女犯不如法の僧侶を處罰し、智泉院八幡を取拂ひ、並に雜司ヶ谷の感應寺を廢止す

十月 八日 坪内定保を浦賀奉行と爲す

十月 十日 幕府、令して圍米を爲さしむ

十月 十一日 渡邊登自殺す年四十九 缺舌或問、慎機論、訪蹠錄二卷、夢物語、缺舌小記、一帯百體、全樂堂日錄

十月 十三日 老中水野忠邦、勘定白石十太夫、支配勘定格大竹伊兵衛等を召し印旛沼堀割の概計を諮問し、工案を精査せしむ

十月 十六日 白石十太夫等、印旛沼實地踏查の爲め江戸を發す

十月 廿五日 幕府、高價の器具食料等の賣買を禁す

十月 中 幕府、散樂者華麗の裝表及び織文、繡文ある婦女華麗の衣服を令禁す

十月 中 幕府、諸物品の製造方を限定して、奢侈の風俗を禁す

渡邊登自殺す

天保改革

昌平費講筵の再興

十一月 二日 歌人並河基廣歿す年五十二
 十一月 六日 幕府、神事祭禮に芝居見世物等の催を禁ず
 十一月十一日 幕府、高價なる菓子、料理、美麗なる能装束、金物若くは金銀箔を施したる破魔弓、菖蒲刀、八寸以上の雛人形を嚴禁す
 十一月十九日 幕府、醫師の戒飭令を出す
 十一月廿三日 幕府、昌平費の講筵を再興し、士庶の聽問を許す
 十一月廿四日 幕府、禊教の開祖井上正鐵を捕ふ
 十一月廿六日 佐藤一齋、幕府に召出されて儒員と爲る
 十一月廿七日 幕府、法會に付き上野、芝兩山拜禮の輩の奢靡を戒飭す
 十一月廿九日 幕府、面體を隠す異風の頭巾を用ふるを禁じ、又富突札賣及び凧の繪彩色等を禁ず
 十一月中 代官江川英龍、幕府に稟申して始めて伊豆韭山にて銃砲を鑄造す
 十一月中 幕府、一般百姓の身の廻り奢侈を禁ず
 十一月 中 德川家定、鷹司政通の女を娶る
 十二月 四日 歌人畠山常操歿す年五十二 佐喜草一卷等
 十二月 六日 幕府、諸家官位昇進の内願を禁ず
 十二月 九日 跡部良弼を勘定奉行に、松平政周を大目付と爲す
 十二月 十日 幕府、内帑金銀の貯蓄法を戒飭す

株仲間を停止す
谷文晁歿す

十二月十四日 幕府、菱垣廻船積問屋の運上を停め、諸株諸仲間を停止す○繪師谷文晁歿す年七十八 女界好古紀行、古繪目錄、畫學大全、歴代名公畫譜、君臣圖像、本朝畫譜、日本名所圖繪
 十二月十六日 幕府、令して江戸堺町、葺屋町の劇場を淺草に移さしめ、地一萬八千坪を與へ猿若町と稱せしむ
 十二月十八日 幕府、令して芝居役者の町内引拂ひを命じ手當として金五千五百兩を與ふ○幕府、菱垣荷船に命じ何方へ積込むも自由なるを令す
 十二月廿一日 幕府、江戸町奉行矢部定謙を罷免す
 十二月廿四日 幕府、農民の濫りに商業に従事するを禁止す
 十二月廿五日 幕府、殿中禮席の不法を戒む
 十二月廿八日 鳥居忠耀を江戸町奉行と爲す○幕府、鳥居忠耀、江川英龍をして豆相、房總、を巡視せしむ
 十一月中 幕府、令して市中女髮結、娘義太夫を嚴禁す
 天保 十三年 壬寅 皇紀二五〇二年 西曆一八四二年
 正月 三日 儒醫妻木陸叟歿す年七十五 春秋精義、論語精義、素問精義、傷寒論精義、本草精義、越州產物志、群書碎錦、秋園隨筆等
 正月十一日 森田、中村、市村の三劇場を江戸淺草に移す
 正月十二日 幕府、令して神道講釋、心學、軍談、昔噺に限り十五所の寄場を許す
 正月十七日 俳人石井了珪歿す年六十
 正月二十日 金工園部芳繼歿す年六十四

三劇場を淺草に移す

岩崎灌園歿す

神佛の講社を禁す

物價引下

正月廿九日 本草家岩崎灌園歿す年五十七 遺稿十一卷、本草綱目通解、救綱外編、本草圖譜子、本草育種、救荒本草通解、武江近隣圖、日光草木圖等

二月 三日 狂言作者奈河篤助歿す年七十九 川崎踊拍子、傾せ、藤佳節、傾せ、品評、林復齋高晉鼓、台頭霞彰幕、傾せ、繁夜話、色情曲、輪花形

二月 六日 怪談師の祖林屋正藏歿す年六十二 帶屋お蝶王世談、怪談春雜鳥、敵討獨權兵、衛物語、怪談桂の河浪、落語年中行事等

二月十二日 幕府、公事訴訟の滯滞を戒飭す

二月十七日 戸川安清を勘定奉行と爲す

二月二十日 儒者芥川玉潭歿す年五十六 詩文集若干卷

二月廿一日 幕府、令して神佛の講社を禁す

二月廿五日 幕府、御家人等の屋敷にて博奕の諸勝負をなすを禁す

二月廿七日 幕府、湯屋髪結床、共に新らしく開業するを許す

二月三十日 幕府、旗本の武藝を奨励す○幕府、木魚講、富士講、題目講を禁す

三月 二日 幕府、問屋の名目を唱ふるを禁す

三月 七日 江戸小石川大火あり

三月 八日 幕府、富興行一切を停止し、又身體へ文身するを禁す○諸色掛の名主を定め諸色値下げの事を令す○市中葬禮、佛事の華侈を禁す

三月 十日 幕府、桶屋、桶役錢の上納を許し、又兩替屋の制限を廢す

三月十三日 俳人成田蒼虬歿す年八十二

三月十四日 幕府、淺草堂前にて私娼を捕縛す

三月十五日 幕府、女師匠の三味線、淨瑠璃等を男子に教ふるを禁じ、又髪結床の繪障子及び暖簾等の彩色を禁す

矢部定謙の失脚

天保改革峻烈なり

三月十六日 幕府、町奉行、與力同心の衣服の制限を設定し、節儉を遵守せしむ

三月十八日 幕府、深川永代寺門前町を始め、すべて市女の隠賣女を新吉原へ入れ、岡場所は八月までに取拂ひ、吉原遊廓に移轉すべき事を嚴命す○狂歌師柿谷半月歿す年七十三 東海道日記、敦賀八景記、北國道中一覽記、雁返集、雁返歌合、諸同人贈答集等

三月廿一日 前江戸町奉行矢部定謙を桑名藩に禁錮し、筒井政憲の官を罷め、差控へを命す、其他、連坐する者多し、是より水野忠邦の名望、大いに損す

三月廿三日 伊澤政義を長崎奉行と爲す

三月廿七日 幕府、書物類及び武具等の値段の引上げを禁す

四月 八日 幕府、初物賣買を禁止す

四月 十日 幕府、地代、店賃、職人手間賃、人足賃等の引下げを令す

四月十一日 幕府、菜蔬、魚鳥の發賣禁規を定む

四月十六日 幕府、高家及び寄合肝煎等の勤方の風儀を改めしむ

四月十八日 徳川家慶、駒場野に狩す

四月廿五日 老中以下、昌平齋に行きて講釋を聽かしむ

四月廿九日 幕府、令して町中表通りの分は土藏塗の家を造らしむ

四月 中 幕府、武器、書籍等の價格を減低せしむ

四月 中 幕府、新規の家作及び屋敷構等は控へ置かしむ

五月 一日 幕府、令して山伏體のもの家々の門にて錢を乞ふを禁ず

五月 八日 幕府、新生姜貝割菜の賣買を許す

五月十一日 幕府、八品商中の營業方規を定む

五月十二日 幕府、物價低落により品位を低劣し、重量升目を減殺し、不正の鬻賣を爲すを禁ず

禁ず

五月十五日 幕府、令して土弓場の矢拾ひ女を出す事を禁ず

五月廿一日 幕府、香具見、世土弓場等の不取締を禁ず

五月廿二日 幕府、子供の手遊品は銀一匁、錢百文より高價の品を賣るを禁ず

五月廿三日 幕府、忠孝奇特者の名を上らしむ

五月廿五日 幕府、令して鍵屋、玉屋の竹花火を禁ず

五月廿六日 儒者長尾赤城歿す年七十五 石經大學解、杖乘長發解、眞學法語、學記發蒙、忠經鄭註、創業統記等

五月廿八日 幕府、仙臺通寶を同藩以外に通用するを禁ず

五月廿九日 酒井忠義を寺社奉行と爲す

五月 中 越中の漂民、米國より歸る

六月 二日 幕府、學問教授所を江戸麴町善國寺谷に再建す

六月 四日 幕府、令して役者、遊女、藝者等の一枚摺の錦繪の印行賣買を禁じ、又出版の繪草紙類は町年寄の許可を得さしむ

六月 七日 幕府、過分の奢侈の罪により牛込聖天別當南藏院を捕へ之を刑す

忠孝奇特者の名を上らしむ

圖書出版の制規

六月 十日 幕府、圖書出版の制規を設け、好色繪本等の發賣を禁じ、蘭書翻譯の出版は町奉行の許可を受けしむ

六月十一日 幕府、高島秋帆に自由に砲術を教授するを許す

六月十九日 幕府、米穀の空相場を禁止す

六月廿二日 幕府、百姓、町人等の金銀の品を所持するを禁じ、早々金座へ差出さしむ○是より町人、婦女等の金銀の品沒收せらるゝ者多し○俳優市川海老藏の居宅を沒收し、之を追放す

六月廿六日 幕府、水野忠篤を信濃高島藩に禁錮す

六月 中 幕府、質金を鑄造し賣買するを禁ず

七月 二日 幕府、出家社人等の取締令を出す

七月 三日 僧惠音寂す年八十三 三經往生文類、繪光錄、繪眞像、銘文錄、隨三寶、眞蓋記、四教儀略錄、御消息集錄、木典、徵決十九卷、選撰集王辰記七卷、栖心齋隨筆二卷、口傳鈔錄二卷、唯信鈔文意錄、歩船鈔卷、略文類天保錄四卷、淨土見聞集錄

七月 四日 三都狂言座以外にて歌舞を聘し、芝居狂言の興行するを禁ず

七月 七日 幕府、令して人情本の流行を禁ず

七月十三日 戲作者爲永春水歿す年五十四 三國一夜物語、當世物語、化鏡丑滿の鐘、梅花春水、春色戀白浪、梅齋、辰見圖、英對語、梅見舟、伊呂波文庫、浦島太郎珠之家土流、八百萬神樂

太鼓、閑寛瑠談、荒川武勇傳、好女士傳、辨慶傳、日本水滸傳

七月十七日 幕府、石燈籠、石手水鉢の類は十兩以上の品、花卉、盆栽は三兩以上を禁ず

七月十八日 戲作者柳亭種彦歿す年六十 花紅葉名所、浮世一休廊問答、柳亭雜俎、東里奇言、鶴梨田舎源氏、阿波鳴門、曾我昔狂言、傾城餘宴記、奴の小萬物語、邯鄲諸國物語、柳亭漫筆

異國船打拂
令を停止す

七月廿四日 幕府、異國船打拂の令を止め、薪水食料を給與すること文化三年の令に據らし

む○矢部定謙歿す年五十四

七月廿五日 徳川家慶、大川にて諸士の馬川渡を觀る

七月廿九日 篆刻家雨宮栗齋歿す年五十九 京都繁昌記

七月 中 歌人山口杉庵歿す年七十八 水穂傳、火水與傳、祝詞正解、萬葉集言撰、古今集言選、小倉百首評解、安房日記、安房國景勝圖會、旅覽夢

八月 三日 幕府、古錢引替令を出す○武藏川越藩に相模を、伊豫今治藩に安房上總海岸の

警衛を命ず○和蘭甲比丹に對し優遇方の令を出す

八月 四日 幕府、札差の株を廢す

八月 五日 幕府、令して錢相場を定め、物價の引き下げを計る

錢相場を定
む

八月 九日 幕府、諸國沿海に命じ、海防を嚴にせしむ

八月 十日 關白鷹司政通を太政大臣と爲す

八月十五日 長門藩主毛利敬親、毛利熙頼を異船手當習練總奉行とし、其他種々掛員を定む

八月 中 幕府、令して市民遊宴の際に琴、三絃、提琴等を彈弄するを禁ず

八月 中 儒者巖村南里歿す年五十九 周易木疏抄、質議等

九月 七日 江川英龍に高島流砲術の指南を許す

九月十三日 國學者荒木田守訓歿す年七十八 病床漫筆一卷、言辭音の貌等

九月十六日 毛利敬親、自ら羽賀臺に至り地理を案檢す○鑑定家檜山義慎歿す年六十九 華押

加茂季鷹歿
す

九月十七日 愛仁親王薨す年二十五

九月十八日 國學者加茂季鷹歿す年九十一 萬葉集類句十卷、伊勢物語傍註二卷、雁の行かひ二卷、増補假名遣

九月十九日 徳川齊昭、寺鐘を鑄潰し大砲鑄造の令を出す○幕府、百姓の奢侈を戒め、又其

餘業に従事するを禁ず

九月廿一日 僧亞元寂す年七十 亞之詠草、六帖和歌題、亞之集等

九月廿八日 貞享曆を廢し、天保曆を用ふ

九月三十日 幕府、金銀貸借の利子を引下げ、高利貸を戒む

九月 中 幕府、令して藥湯の男女混浴を禁ず

高島秋帆幽
せらる

十月 二日 幕府、高島秋帆を執ふ

十月 四日 幕府、令して新版書物の檢閲を學問所に命ず

十月 六日 二宮尊徳、幕府に召出さる

十月 八日 幕府、商人に令し符牒を用ふるを禁じ、正札を商品に貼付せしむ

十月十一日 幕府、沿岸村々に令し、海上にて成るべく外船に出會はぬ様にせしめ、又外船

にまぎらはしき帆の立方を禁ず

十月十二日 幕府、天保曆を頒つ

十月十六日 幕府、柳亭種彦、爲永春水等の著書、板木を沒收して之を燒く

十月廿一日 幕府、金銀貸借訴訟方を教示す

好色本の版
木を燒く

異國船打拂
令を停止す

七月廿四日 幕府、異國船打拂の令を止め、薪水食料を給與すること文化三年の令に據らし

む○矢部定謙歿す年五十四

七月廿五日 徳川家慶、大川にて諸士の馬川渡を觀る

七月廿九日 篆刻家雨宮栗齋歿す年五十九 京都繁昌記

七月 中 歌人山口杉庵歿す年七十八 水穂傳、火水與傳、祝詞正解、萬葉集言撰、古今集言選、小倉百首評解、安房日記、安房國景勝圖會、旅覽夢

八月 三日 幕府、古錢引替令を出す○武藏川越藩に相模を、伊豫今治藩に安房上總海岸の

警衛を命ず○和蘭甲比丹に對し優遇方の令を出す

八月 四日 幕府、札差の株を廢す

八月 五日 幕府、令して錢相場を定め、物價の引き下げを計る

錢相場を定
む

八月 九日 幕府、諸國沿海に命じ、海防を嚴にせしむ

八月 十日 關白鷹司政通を太政大臣と爲す

八月十五日 長門藩主毛利敬親、毛利熙頼を異船手當習練總奉行とし、其他種々掛員を定む

八月 中 幕府、令して市民遊宴の際に琴、三絃、提琴等を彈弄するを禁ず

八月 中 儒者巖村南里歿す年五十九 周易木疏抄、質議等

九月 七日 江川英龍に高島流砲術の指南を許す

九月十三日 國學者荒木田守訓歿す年七十八 病床漫筆一卷、言辭音の貌等

九月十六日 毛利敬親、自ら羽賀臺に至り地理を案檢す○鑑定家檜山義慎歿す年六十九 華押

加茂季鷹歿
す

九月十七日 愛仁親王薨す年二十五

九月十八日 國學者加茂季鷹歿す年九十一 萬葉集類句十卷、伊勢物語傍註二卷、雁の行かひ二卷、増補假名遣

九月十九日 徳川齊昭、寺鐘を鑄潰し大砲鑄造の令を出す○幕府、百姓の奢侈を戒め、又其

餘業に従事するを禁ず

九月廿一日 僧亞元寂す年七十 亞之詠草、六帖和歌題、亞之集等

九月廿八日 貞享曆を廢し、天保曆を用ふ

九月三十日 幕府、金銀貸借の利子を引下げ、高利貸を戒む

九月 中 幕府、令して藥湯の男女混浴を禁ず

高島秋帆幽
せらる

十月 二日 幕府、高島秋帆を執ふ

十月 四日 幕府、令して新版書物の檢閲を學問所に命ず

十月 六日 二宮尊徳、幕府に召出さる

十月 八日 幕府、商人に令し符牒を用ふるを禁じ、正札を商品に貼付せしむ

十月十一日 幕府、沿岸村々に令し、海上にて成るべく外船に出會はぬ様にせしめ、又外船

にまぎらはしき帆の立方を禁ず

十月十二日 幕府、天保曆を頒つ

十月十六日 幕府、柳亭種彦、爲永春水等の著書、板木を沒收して之を燒く

十月廿一日 幕府、金銀貸借訴訟方を教示す

好色本の版
木を燒く

異國船打拂
令を停止す

七月廿四日 幕府、異國船打拂の令を止め、薪水食料を給與すること文化三年の令に據らし

む○矢部定謙歿す年五十四

七月廿五日 徳川家慶、大川にて諸士の馬川渡を觀る

七月廿九日 篆刻家雨宮栗齋歿す年五十九 京都繁昌記

七月 中 歌人山口杉庵歿す年七十八 水穂傳、火水與傳、祝詞正解、萬葉集言撰、古今集言選、小倉百首評解、安房日記、安房國景勝圖會、旅覽夢

八月 三日 幕府、古錢引替令を出す○武藏川越藩に相模を、伊豫今治藩に安房上總海岸の

警衛を命ず○和蘭甲比丹に對し優遇方の令を出す

八月 四日 幕府、札差の株を廢す

八月 五日 幕府、令して錢相場を定め、物價の引き下げを計る

錢相場を定
む

八月 九日 幕府、諸國沿海に命じ、海防を嚴にせしむ

八月 十日 關白鷹司政通を太政大臣と爲す

八月十五日 長門藩主毛利敬親、毛利熙頼を異船手當習練總奉行とし、其他種々掛員を定む

八月 中 幕府、令して市民遊宴の際に琴、三絃、提琴等を彈弄するを禁ず

八月 中 儒者巖村南里歿す年五十九 周易木疏抄、質議等

九月 七日 江川英龍に高島流砲術の指南を許す

九月十三日 國學者荒木田守訓歿す年七十八 病床漫筆一卷、言辭音の貌等

九月十六日 毛利敬親、自ら羽賀臺に至り地理を案檢す○鑑定家檜山義慎歿す年六十九 華押

加茂季鷹歿
す

九月十七日 愛仁親王薨す年二十五

九月十八日 國學者加茂季鷹歿す年九十一 萬葉集類句十卷、伊勢物語傍註二卷、雁の行かひ二卷、増補假名遣

九月十九日 徳川齊昭、寺鐘を鑄潰し大砲鑄造の令を出す○幕府、百姓の奢侈を戒め、又其

餘業に従事するを禁ず

九月廿一日 僧亞元寂す年七十 亞之詠草、六帖和歌題、亞之集等

九月廿八日 貞享曆を廢し、天保曆を用ふ

九月三十日 幕府、金銀貸借の利子を引下げ、高利貸を戒む

九月 中 幕府、令して藥湯の男女混浴を禁ず

高島秋帆幽
せらる

十月 二日 幕府、高島秋帆を執ふ

十月 四日 幕府、令して新版書物の檢閲を學問所に命ず

十月 六日 二宮尊徳、幕府に召出さる

十月 八日 幕府、商人に令し符牒を用ふるを禁じ、正札を商品に貼付せしむ

十月十一日 幕府、沿岸村々に令し、海上にて成るべく外船に出會はぬ様にせしめ、又外船

にまぎらはしき帆の立方を禁ず

十月十二日 幕府、天保曆を頒つ

十月十六日 幕府、柳亭種彦、爲永春水等の著書、板木を沒收して之を燒く

十月廿一日 幕府、金銀貸借訴訟方を教示す

好色本の版
木を燒く

十月廿七日 諸大名以下の自國、或は他國物産の權賣を禁ず

十月廿九日 幕府、諸大名儀式に用ゐる衣服價格の程度を定む

十月 中 幕府、京都に習學所を設立す

十月 中 幕府、令して赴任未だ十年に満たざる者は、故なくして轉任を請ふこと勿らしむ

十月 中 幕府、令して市民男女の衣服は絹紬、木綿、麻、布を除くの外、披用するを禁ず

十一月 三日 長唄家初代松永鐵五郎歿す

十一月 四日 狂詩作者福原玉厓歿す 日本一阿方鏡、西驛竹披、米可山人詩鈔

十一月 九日 幕府、町人衣服の制限を令す

十一月 十日 俳人春秋庵碩布歿す年九十四 碩布發句集、白雄句集、碩布句集、春秋稿

十一月十三日 德川家慶、三番町馬場にて犬追物を觀る

十一月十六日 幕府、無宿者、穢多非人取締方を令す

十一月十九日 德川家慶、琉球使節を引見す

十一月廿六日 幕府、測量地理所を九段坂上に置く

十一月廿七日 幕府、娘義太夫を檢擧す

十一月 中 幕府、再び法馬二十六箇を鑄造し、不慮に備ふ

十二月 七日 幕府、非人寄場を淺草溜側に設く

測量地理所を置く

町人衣服の制限

下田奉行、羽田奉行を置く

十二月十二日 幕府、質物利下げの事を令す

十二月廿四日 幕府、伊豆下田武藏羽田兩奉行を置く

十二月廿八日 幕府、人宿の制を嚴にす

天保 十四年 癸卯 皇紀二五〇三年 西曆一八四三年

正月十二日 幕府、淺草非人寄場を新設す

正月十七日 幕府、錢相場以外に打錢を取る事を兩替屋に許す

正月廿八日 繪師長谷川雪且歿す年六十六

正月 中 蛎殼灰會所を停む

二月 九日 幕府、禊教の開祖井上正藏を三宅島に流す

二月十五日 始めて羽田奉行支配組頭を置く

二月廿一日 幕府、關東諸大名に命じ在々の惡黨を搜捕せしむ

二月廿四日 遠山景元を大目付に、阿部正藏を江戸町奉行に、松平乗全を寺社奉行と爲す

二月廿六日 府内の手習師匠に令し、庶民の教育を奨励す

二月廿七日 幕府、令して農商等の家作の華麗、奢侈なるを禁ず

三月 三日 儒者堀左山歿す年四十五 論語方鳩錄、發句集、詩文稿三卷

三月十五日 幕府、府下人別改め方を定む

三月廿六日 毛利敬親、黒印令條を總軍に頒つ

三月廿七日 國學者香川景樹歿す年七十六 桂の落葉、桂園集、同隨筆、またぬ青葉、六十四番歌結、古今集正義三十卷、土佐日記創見、桂園一枝、萬葉集撰解五卷、百首異見五卷、活語考三

香川景樹歿す

卷、中空日記、薄水

三月三十日 毛利敬親、諸軍をして羽賀臺に操練を行はしむ

三月中 幕府、硝石製薬の販賣方規を定む

四月 幕府、將軍日光社參に付き發令す

四月八日 幕府、令して無宿惡黨の者を召捕へしむ

四月十三日 將軍德川家慶、江戸城を發す

四月十五日 繪師高久靄崖歿す年四十八

四月十六日 幕府、諸大名、旗本の面々へ借金の反濟に關する規定を令す

四月十七日 德川家慶、日光東照宮に參詣す

四月廿一日 德川家慶、江戸城に還る

四月廿六日 繪師松村景文歿す年六十五

五月 一日 國學者松岡辰方歿す年七十七

五月 四日 幕府、鳥居忠耀に印旛沼掘割普請御用を命ず

五月 五日 幕府、市街郡村に令し華麗奢靡なる家屋を更造せしむ

五月十三日 儒醫小森玄良歿す年六十二

五月十八日 幕府、德川齊昭を召して賞賜す

五月十八日 幕府、德川齊昭を召して賞賜す

松岡辰方歿す

將軍日光社參

高久靄崖歿す

西國都市の分限者に上納金を命ず

五月廿二日 幕府、市中看板に金銀の飾を禁ず

五月廿五日 幕府、更に百姓、町人の家作及び衣服食物等を質素にすべきを令す

五月中 澁川敬直、改革意見書を幕府に上る

五月中 後藤三右衛門、再び印旛沼掘割目論見書を幕府に上る

六月 七日 幕府、貸付金を濫借し、其還納を怠慢する者を戒督す

六月 十日 幕府、江戸町奉行鳥居忠耀等をして印旛沼を開鑿せしむ

六月十七日 幕府、始て新潟奉行を置く○町人の武藝を習得するを戒む

六月十九日 篆刻家細川林谷歿す年六十五

六月廿二日 幕府、水野忠邦の政事改革に精勵せしを賞與す

六月廿三日 儒者野呂松盧歿す年五十三

六月中 幕府、和漢明礬會場を閉停し隨意に賣買せしむ

七月 六日 幕府、大坂、兵庫、西宮町人等の分限者に納金せしむ

七月十四日 幕府、令して浪人等の村々徘徊を禁ず

七月十七日 幕府、印旛沼の古掘筋普請御手傳の大名擔當の丁場を定む

七月廿七日 幕府、町人の長協差を禁ず

八月 八日 幕府、外國に漂流したる日本人受取方に就きて令す

八月十二日 幕府、江戸四谷角管村に大砲町場を設く

八月十五日 僧義門寂す年五十八

於乎輕重義、活語雜話、奈未之奈全書三卷、山口榮三卷、友鏡、活語餘論三卷、活語指南二卷、玉の緒線分三卷、友鏡底廻影、類聚俗言、和語說略、月草日本魂等

八月廿一日 幕府、布帛の華奢を禁ず

八月廿五日 幕府、盲人支配の制法を改正す

八月 中 幕府、京都、上野桐生、武藏八王子、其他の産地に令して布帛の華奢を禁じ、精巧の品種を織製せしむるを禁ず

九月 一日 幕府、長崎の政事取締を令す

九月 二日 蘭醫吉雄南臯歿す 遠西觀象圖說、西說觀象經、西說乾坤奇觀、粉德考、提耳談、吐方撮要、和蘭内外要方等

九月 六日 國學者青山延于歿す年六十八 皇朝史略十七卷、國史稿五十卷、東藩文獻志三十六卷、文苑遺談三卷、神譜、拙齋文集十二卷、拙齋隨筆、伐柯錄、菴船記等

九月十一日 徳川家慶、大川にて馬川渡を觀る

九月十四日 幕府、封土轉換令を出し、江戸、大坂、十里四方の私領を收めて、直轄とす、世論、囂々として之を非難す

九月十五日 幕府、上知向五百石以下の者に金を與ふべきを令す

九月廿六日 儒者石河之襲歿す年五十一 說納七十卷、廣益名物六帖四十卷等

九月 中 舜仁法親王薨す年五十五

閏九月 六日 是頃、鳥居忠耀、澁川敬直等、水野忠邦排斥の運動を行ふ

閏九月 七日 幕府、遂に封土轉換令を停む

閏九月 八日 老中堀田正陸罷む

閏九月 九日 是頃、水野忠邦病と稱して出仕せず

封土轉換令を出す

平田篤胤歿す

閏九月十一日 阿部正弘を老中と爲す國〇學者平田篤胤歿す年六十八 印度盛志、伊勢物語序月、古曆日歩式、西籍概論、鬼神新論、古史傳、古史徵、神字日文傳、古史成文、赤縣制度考、神通大意、皇典語彙、伊吹舍文集、皇國制度考、大道大意、玉だす、蘭學用意、老子集語、老人經集解、赤縣太古傳

閏九月十二日 水野忠邦に登城を命ず

閏九月十三日 老中水野忠邦を罷む

閏九月十五日 幕府、勘定吟味役後藤田藤四郎の職を免じ、逼塞を命ず

閏九月二十日 石河政平を勘定奉行と爲す

閏九月廿三日 幕府、納戸頭兼勘定吟味役羽倉用九を免職し逼塞を命ず

閏九月廿五日 幕府、諸大名の印旛沼堀割手傳を免ず

閏九月廿九日 幕府、江戸赤坂溜池の明地に大的場及び馬場を設く

十月 三日 徳川家慶、植溜にて武術を閲す

十月 八日 久世廣周を寺社奉行と爲す

十月 十日 鍋島直孝を江戸町奉行に榊原忠義を勘定奉行と爲す

十月十六日 吹上にて流鏑馬の式あり

十月十八日 儒者稻垣雪洞歿す年四十一 雪洞詩鈔、談說小品、雜文若干卷等

十月十九日 徳川家慶、吹上にて大的を觀る

十月廿四日 側衆新見正路を罷免す

十月 中 外國船東蝦夷に來る

村田了阿歿す

十一月三日 戸田忠温、牧野忠雅を老中に、酒井忠義を京都所司代と爲す
 十一月三日 儒者鐵復堂歿す年六十七
 十一月九日 俳人春秋庵碩布歿す年九十一 白雄句集、碩布發句集二卷
 十一月十日 儒者小寺棟園歿す年七十四 備中名勝考、備後名勝考、三備式内外考、和歌集神祇職任考、備後略記考、手餘嘯正續三篇等
 十一月十二日 幕府、内帑匱乏するに由り、會計を釐革し、其項を節省せしむ
 十一月十四日 國學者村田了阿歿す年七十二 一枝堂全集、俚言集覽、一枝堂抄錄、考證千典、事物類聚袋草紙、異域同抄案
 十一月十五日 儒醫三浦蘭阪歿す年七十九 近世醫史、或人物語、治痘新書、偶寒論過、文物古今通志、類聚、治痘小識、雄花圃子、衍義偶寒論、地誌糾纏等
 十一月三十日 内藤信親を寺社奉行と爲す
 十二月五日 儒者片岡及歿す 雪根志、東京遊記、奥羽紀行、四國紀行、南紀々行、形容字解、考古雜載、聞覽誌、隨聞誌、笈杖拔要、詠草等
 十二月十五日 本多忠徳を若年寄と爲す
 十二月廿一日 繪師英一珪歿す年八十三
 十二月廿二日 堀親審を老中格と爲す○幕府、徳川實紀編纂成るを以て林銑等を賞す
 十二月廿七日 江戸京橋大火あり
 十二月中 幕府、吏員の職務に係る褒賞を濫請するを禁停す
 十二月中 僧眞瑞寂す年七十二 略書講義、唯信義講義、成就文講義等
 十二月中 幕府、藏宿規則を改正す
 十二月中 幕府、更に五年間を期して嚴に節儉を安行せしむ

菅井梅關歿す

十二月中 幕府、下野全國の人參を官用に供せし禁規を解く
 弘化元年 甲辰 皇紀二五〇四年 西曆一八四四年 二月二日改元
 正月十二日 儒者北小路竹憲歿す年八十二
 正月十三日 繪師菅井梅關歿す年六十一
 正月十九日 儒醫福井榕亭歿す年九十二
 正月廿五日 鼓名手初代寶左山衛門歿す
 正月中 江戸下漕谷村に大筒稽古場を設く
 正月中 幕府、各代官に令知し、農民をして弘法稗を播種し、以て凶荒に準備せしむ
 正月中 儒者松島北渚歿す年三十一 行雲樓遺稿二卷等
 正月中 幕府、不作につき拜借金銀、種代農具代の返納延期を許す
 二月二日 越後國直江津に大火あり、一千四百九十戸、米四萬俵を焼く
 二月三日 幕府、各署人員減少の處理方を再令す
 二月八日 土岐頼旨を浦賀奉行と爲す
 二月十五日 幕府、品川宿、新宿、板橋宿の旅籠屋の米賣女、抱置きは制限を越すべからずと令す
 二月十六日 江戸赤坂今井谷に砲術稽古場を設く
 二月廿一日 幕府、江戸府内の諸川を航通する船隻の税額を録上せしむ
 二月中 僧普行寂す年五十三 正信傳私記、序分傳私記、安樂集私記、寺族教論、五教章愚問、華嚴法界記愚問、唯識述記私記、御一代聞書錄、起信論私抄、同補缺、同谷響、同私記等

三月 一日 德川家慶、吹上にて諸士の乗馬を觀る

三月 七日 繪師藤堂梅花歿す年七十

三月 十一日 佛船、琉球那覇港に來る

三月 廿九日 幕府、代官平岡文次郎の奥州津川より越後國谷ヶ原に至る新道開通の功を賞す

四月 五日 江戸小石川大火あり

四月 十三日 詩人館柳灣歿す年八十三 浮萍草、詠茶詩錄、漁灣詩鈔、茶山集、蠶經詳注、金詩選、中唐二十家絕句、晚唐詩選、唐十家絕句、晚句十二家絕句、雙疊集、荒年充糧志、中唐十家絕句、晚唐詩選、和詩

四月 二十日 幕府、德川齊昭を江戸に招致す

四月 廿一日 儒者松崎慊堂歿す年七十四 接解齋語二卷、游豆小記、游東陳錄、換骨志、日錄、文詩、影朱爾雅、陶子集、三謝集等

四月 中 幕府、令して野菜等の初物賣買を禁ず

五月 二日 德川齊昭、水戸を發す

五月 五日 德川齊昭、江戸に着し小石川邸に入る

五月 六日 幕府、德川齊昭に致仕謹慎を命じ、家老戸田銀次郎、側用人藤田虎之助、寺社奉行今井金右衛門を禁錮す

五月 十日 江戸城本丸炎上す、將軍德川家齊、西丸に移る

五月 十三日 老中眞田幸貫を罷む

五月 十四日 幕府、本丸造營の掛りを命ず

五月 十五日 幕府、本丸造營につき諸大名に上納金を命ず

德川齊昭に
謹慎を命ず

江戸城本丸
炎上

松崎慊堂歿
す

水野忠邦再
度老中首席
となる

五月 廿三日 幕府、井上因碩、書を寺社奉行に上り、江戸城造營の課金を命ぜず、以て人心を安ずべき旨を切言す

五月 廿四日 幕府、下田、羽田兩奉行を廢す

五月 廿五日 國學者榎並隆璉歿す年七十 源氏物語紙五十卷、國史類函二百五十卷、雅言通駁八卷等

六月 四日 東海道府中宿通船の水路浚鑿を中止す

六月 十日 幕府、印幡沼開鑿を停む

六月 十三日 幕府、町奉行に令して市民の奢美に流るゝを督戒せしむ

六月 十四日 水野忠邦を再び老中首席と爲し、老中格堀親審を老中と爲す

六月 十六日 和蘭人、長崎にて本國軍艦の來朝を報じ、且つ武器を検するを止め、士官の帶劍及び祝砲を發する時、答砲を發する等の事を請ふ

六月 十七日 幕府、長崎奉行、筑前、肥前の諸藩に命じて長崎を守衛せしむ

六月 十九日 幕府、和蘭人に寛待の處分を爲さしめ、答砲を發するを許さず

六月 廿五日 幕府、令して部室住みの面々に武藝を奨勵す

七月 二日 和蘭使船、長崎に入港す

七月 廿二日 幕府、水野忠邦に命朝鮮來聘の事を掌らしむ

七月 廿八日 俳人田喜庵護物歿す年七十三 名所發句集、梅菊餘情、梅文庫、蘆の一木、俳諧新五百題、護物發句集、俳諧新々五百題

八月 一日 老中阿部正弘、堀親審と共に勝手掛りと爲る

八月 四日 和蘭使節コープス、國王の書翰を幕府に呈して歐洲の形勢を報じ、日本の開國

を忠告す

八月 六日 江戸町奉行兼勘定奉行鳥居忠耀を罷免す

八月 七日 幕府、諸大名に令して各沿海の兵備を厳にせしめ、又海水の深淺等を具申せしむ

八月二十日 和蘭使節コープス、大波戸に上陸し長崎奉行伊澤政義と會見す

八月廿八日 中坊廣風、松平近直を勘定奉行と爲す

八月 中 幕府、再び下野栽植の人參は自今官用にのみ充つべきを令す

九月十一日 幕府、長崎奉行に令して和蘭使節コープスを諭し、其國王の書は後に回答するを以て國に歸らしむ

九月 七日 渡邊輝綱を大目付と爲す

九月十五日 跡部良弼を江戸町奉行と爲す

九月 中 算術家瀧川新平歿す年五十八 未詳算法、神皇算法別術精要、算法別術、算法探案詮解、算術要法、五ヶ條法助

十月 九日 幕府、令として蘭人の上書は交易を請に在りて他意なき旨を告示す

十月十二日 老中土井利位を罷む○繪師鈴木南嶺歿す年七十

十月十四日 儒者大郷信齋歿す 遊藝殿記五十卷、釋奠私議四卷

十月十六日 徳川家慶、吹上にて騎射を觀る○和蘭使節コープス、長崎を發して歸國す

十月二十日 水戸藩士武田彦九郎、吉成又衛門等士民に代て水戸齊昭の冤を老中に哀訴す

十月廿四日 久須美祐明を勘定奉行と爲す

十月廿九日 幕府、草字二分金、一朱銀、一朱銀の通用を禁す

十一月 三日 幕府、令して上納金を緩む

十一月十六日 幕府、徳川齊昭の謹慎を解き、更に藩政に干渉すべからざる旨を命ず

草字二分金、一朱銀、一朱銀の通用を停む
改元

十二月 二日 改元あり

十二月 六日 蘭醫桂川甫賢歿す年四十八

十二月十三日 國學者竹村茂雄歿す年七十六 聖教賢傳辨、王代略論、詞の枝、賤の敏鎌、道守の櫻、言葉園圃百二十卷、萬歌類題三卷、石上陳跡川卷、藤田きぬほ、穂向屋歌集、宮桂日記、千町

十二月十四日 篆刻家三浦仙嘯歿す年七十六 能拔穂、園圃の拔菜、鷹三百首解、穂向屋歌集

十二月十八日 松平忠優を寺社奉行と爲す 仙嘯樓印譜五卷

十二月廿四日 深谷盛房を大目付と爲す

十二月廿八日 青山忠良を老中に、松平乗全を大阪城代と爲す

是 歲 幕府、松前氏に命じて戍兵を箱館、國後等の十二所に置き砲臺を築き守禦を設けしむ

弘化 二年 乙巳 皇紀二五〇五年 西曆一八四五年

正月廿四日 江戸青山、麻布大火あり

正月廿六日 儒者阿部井帽山歿す年六十八 會津風土記百二十卷、四書聯疏二十九卷

正月廿七日 江戸本城を造營す

正月 中 浦賀に砲臺を築く

米船日本漂
民を送りて
安房に來る
老中水野忠
邦罷む
間宮林藏歿
す

高野長英潛
る

- 二月 十日 狂歌師芍藥亭長根歿す年七十八 狂歌人物志、校正古刀名鑑、芍藥亭文集、大千世界變人藏、新吉原聖憲書圖、蛤鴨鳴呼辛氣樓、一字題百首等
- 二月十一日 幕府、諸物價の値下げを令す
- 二月十七日 米國鯨漁船メルカトル號、日本漂民廿二人を送りて安房館山浦に來る
- 二月廿二日 老中水野忠邦を罷む
- 二月廿六日 探檢家間宮林藏歿す年六十五 北蝦夷島新誌、東鑑紀行、蝦夷紀行
- 二月廿七日 詩人鹽田隨齋歿す年四十八 東門詩草、晚甘園詩抄、隨齋女抄、同隨抄、伊賀史抄、史籍摘抄、四海兄弟錄、分類詩題苑、女教淵源略說
- 二月廿八日 江戸城本丸成る、徳川家慶之に遷る
- 二月 中 昭仁親王薨去年六十一
- 二月 中 江戸の罹災民を賤給す
- 三月 二日 芝居振付師西川扇藏歿す年四十九
- 三月 三日 幕府、水野忠邦の役邸を收む
- 三月十五日 遠山景元を再び江戸町奉行と爲す○米國鯨漁船、安戸館山浦を去る
- 三月十六日 幕府、澁川敬直、等を揚屋に投ず
- 三月十八日 戸田忠溫を本丸老中に、松平乘全を西丸老中に松平忠優を大阪城代と爲す
- 三月二十日 土岐頼旨を大目付に、牧野成綱を勘定奉行と爲す
- 三月廿六日 俳人辻嵐外歿す年七十五 嵐外發句集二卷
- 三月廿七日 高野長英、江戸傳馬町獄舎火あるによりて解放せられて遂に歸獄せず、所在に潛匿す

京都にて異
國草木會を
開く

- 三月 中 大關増業歿す年六十五 止戈權要三百五十三卷、感響錄、喫茶新話、讀革私記神道大意、乘化亭隨筆、日本書記文字韻、韻考
- 四月 一日 俳優七代岩井半四郎歿す年四十二
- 四月 四日 幕府、老中阿部正弘の本丸造營竣功を賞す
- 四月廿三日 幕府、金改役後藤三右衛門の不正を罪す
- 四月廿九日 老中堀親審罷む
- 四月 中 幕府、府下に令し橋々の欄干に其橋名を掲記せしむ
- 四月 中 儒者澤田名垂歿す年七十一 五架園雜記、戲作油揚傳、阿奈遠加之、和歌體六種辨、古字考、新編會津風土記、爲政雜談、家屋雜考、日本奥書、宿直物語、無名歌集、桃太郎傳、日新館童子訓
- 五月 九日 脇坂安宅を寺社奉行に、堀井堅を大目付と爲す
- 五月十一日 幕府、俳優市川團十郎の孝心を賞す
- 五月十五日 英船、琉球に來る
- 五月十七日 英船、琉球を去る
- 五月十九日 儒者仁科白谷歿す年五十五 高大史詩抄、嵐山風雅集、老子解、莊子解、三備詩選、明浦吟稿、十九友詩、凌雲集、明浦詩集、白谷文集
- 五月廿八日 僧活文寂す年七十一
- 六月 一日 幕府、書を和蘭に贈り國王の忠告を謝し其請を拒絕す
- 六月 六日 俳優五代市川團藏歿す年五十八
- 六月廿七日 歌人若林正旭歿す年七十九
- 六月 中 京都にて異國草木會を開く、出品點二百種、その四分の一は和蘭産なり

英船長崎に入港す

七月 一日 蘭學者足立左内歿す年七十七 魯西亞辭書、魯西亞語學、對朝曆等
七月 三日 英船サラマンガ號、長崎に入港す、薪水を與へて之を去らしむ○俳優市川八百藏歿す年七十三

七月 五日 儒者杉山復堂歿す年四十五 葦原集、保傳、感語稿
七月 八日 英船、長崎を去る

七月 九日 幕府、評定所留役勘定組頭松井助左衛門等の御仕置例類集編纂の功を賞し物を與ふ

七月 十一日 繪師岡本豊彦歿す年六十八

七月 十六日 彫刻家小島彫山歿す年五十二

七月 廿五日 幕府、洋書翻譯物出版は天文臺の許可を得さしむ

七月 中 幕府、灰吹銀廢銀を賣買し及び銀箔製造に係る禁規を下す

七月 中 老中阿部正弘、新に海防掛りを置き自ら之を掌る

八月 二日 幕府、大番頭に命じて分隊操練をなさしむ

八月 五日 儒者伊藤弘齋歿す年四十七

八月 八日 幕府、大目付土岐頼旨等をして海岸防禦の事を取扱はしむ

八月 十四日 儒者柳澤伯民歿す年三十

九月 二日 幕府、前老中水野忠邦の封二萬石、堀親實の封一萬を削り、隱居謹慎を命ず

九月 六日 徳川家慶、諸有司の武技を白書院に觀る

海防掛を創置す

水野忠邦の封二萬石を削る

鳥居忠耀等を幽す

九月 廿一日 學國者城戸千楯歿す年六十八 雅言通載抄四卷、勅選和歌初句類聚、和歌ふるのやまぶみ四卷、紙魚室雜記

十月 三日 幕府、前江戸町奉行鳥居忠耀を讃岐丸龜藩に、書物奉行澁川敬直を豊後臼杵藩に禁錮し、金改役後藤三右衛門を死刑に處す

十月 五日 幕府、後藤吉五郎を召出し金改役と爲す

十月 十六日 大目付深谷盛房等に將軍家系譜取調の事を命ず

十月 廿八日 日野資愛を准大臣と爲す

杉田玄卿歿す

十一月 三日 蘭醫杉田玄卿歿す年六十 眼科新書五卷、微毒新書五卷、外科要方二卷、癩科新選、西洋醫原、病原新書、眼科啓微、手術彙要等

十一月 十日 儒者猪飼敬所歿す年八十五 周禮正誤一卷、管子補正二卷、操觚正名、儀禮正誤二卷、論孟考文二卷、智囊校略

十一月 廿七日 學習院を建春門外に建つ

十一月 廿八日 俳人自然堂鳳朗歿す年八十四 自然堂千句、蕉門師説、録、鳳朗發行集二卷

十一月 三十日 上野館林城主井上正春を遠江濱松に出羽山形城主秋元久朝を館林に、濱松城主

水野忠經を山形に移す

十一月 中 幕府、各藩に命知して舊金銀の交換を督促す

十二月 三日 井戸覺弘を長崎奉行と爲す

十二月 七日 幕府、醫師の學業を奨勵す

十二月 十日 酒井忠誨を大目付と爲す

十二月 廿五日 蒔繪師原半遊齋歿す年七十四

弘化 三年 丙午 皇紀二五〇六年 西曆一八五六年

江戸大火

崩御

正月十一日 江戸町奉行遠山景元を奈良奉行と爲す
 正月十五日 江戸大火あり、小石川より出火し京橋まで焼く
 正月十六日 彰仁親王御誕生
 正月十九日 幕府、旗下の士に黄金を貸與し、罹災民を賑給す
 正月廿六日 天皇崩御寶算四十七
 正月 中 俳人三輪翠羽女歿す年八十 早苗歌、春の袖垣、旅の記、小夜時雨、道の記等
 二月 二日 物産學者水野皓山歿す年七十
 二月 四日 國學者椿仲輔歿す年四十四 常磐舍文集、常磐舍雜記、萬葉集發揮二卷、古今集解、小岐蘇日記、二鏡遺韻、野遊記、歌文集、雜記等
 二月 八日 繪師岡田半江歿す年六十五
 二月十一日 繪師石崎融思歿す年七十九

孝明天皇

二月十三日 統仁親王踐祚あらせらる
 二月廿八日 井伊直弼、長兄直亮の養嗣子と爲る
 二月 中 幕府、諸國人別改めを行ふ
 三月 二日 太上天皇を仁孝天皇と稱し給ふ
 三月 三日 准大臣日野資愛薨す年六十七
 三月 四日 仁孝天皇を泉涌寺に葬る
 三月十七日 幕府、蘭人の献上したる物品を燒棄す

踐祚

佛船琉球に來る

岸本了弦歿す

三月 中 寄合筒井政憲、海防意見を幕府に上る
 三月廿三日 幕府、代官江川英龍をして伊豆諸島を巡視せしむ
 三月 中 歌人木村定良歿す 草野集十二卷、權園和歌集一卷
 三月 中 幕府、珍奇の籠鳥を高價に鬻賣するを禁ず
 四月 一日 蘭醫佐々木中澤歿す 解體存真圖說、詩文集、增譯八刺精要等
 四月 五日 英船、琉球に來り醫一人及び其妻子四人を留めて去る
 四月 七日 佛船、琉球に來る
 四月十五日 講談師初代柴田南窓歿す年七十二
 四月廿三日 幕府、萩城主毛利敬親の治績を賞し、鞍鐙を與ふ
 五月 三日 繪師浦上春琴歿す年六十八 論畫詩二篇、詩文集
 五月十一日 佛船二隻、琉球に來り通商を請ふ○米國人七人、東蝦夷エトロフに漂着す
 五月十六日 幕府、各武家の神社祭祀の際、奢侈に涉るを督戒す
 五月十六日 國學者津村淙庵歿す 思出草九卷、譚海八卷、片玉集十四卷
 五月十七日 國學者岸本了弦歿す年五十八 棋葉園雜稿、曾丹集考證、題畫歌選、風葉集、古今序考、徒然草考證、土佐日記考證、故事談考證、諸國土產考、辨園類纂、讀書爲宗、八代集增註
 五月十八日 幕府、熊本城主細川齊護の治績を賞し時服及び鞍鐙を與ふ
 五月十九日 繪師狩野養信歿す年五十一
 閏五月 六日 平賀勝定を長崎奉行と爲す

異國船紀伊海に出渡す

閏五月 十日 兵學家鈴木春山歿す年四十六 海上攻守略説、論西洋兵制、三兵活法等

閏五月 十日 和宮親子内親王御誕生

閏五月 十九日 異船紀伊海に出渡す

閏五月 廿二日 幕府、三奉行、兩目付等に命じて外國船處分の事を議せしむ

閏五月 廿四日 徳川家茂生る○佛船琉球を去る

閏五月 廿五日 異船遠江海を通航す

閏五月 廿七日 米國使節ビツトル、軍艦二隻を率る浦賀に入港して通商を求む

閏五月 廿八日 京都建春門外の學習院成る

閏五月 廿九日 幕府、鹿兒島城主島津齊興の嫡子齊彬に歸國を命じ、琉球に於て英佛兩國互市の事を處理せしむ

六月 五日 幕府、浦賀奉行に命じて米人を諭し、國法を諭して歸國せしむ

六月 七日 佛船三隻、長崎に至り漂人保護の事を乞ふ○米船、浦賀を去る

六月 九日 佛船、長崎を去る○九條家家臣寺島俊平、處士大澤雅五郎、中沼了三、牧善輔岡田六藏を學習院講師と爲す

六月 二十日 新清和門院欣子内親王崩御年六十八

六月 廿一日 和蘭商船、武器及び軍艦小様を齎し來る

六月 廿二日 蘭醫宇田川榕庵歿す年四十九 西説善多羅尼詞經、哥非乙説、瀧利鹽考、植學啓原、舍密開經、植物啓蒙等

六月 廿七日 丁抹船、浦賀沖に來る

佛船長崎を去る

佛船長崎を去る

丁抹船浦賀に來る

丁抹船、浦賀沖に來る

六月 廿九日 丁抹船、浦賀を去る

六月 中 佛船、長崎高銚島に來る

七月 三日 有馬頼永歿す年二十五

七月 二十日 僧信惠歿す年七十一 唯識三十頌私記一卷、唯識三十述記私記一卷

七月 廿五日 幕府、長崎會所調役頭取高島秋帆、浪人本庄茂平次等を追放に處す○佛船琉球に來る

八月 四日 浦賀奉行大久保因幡守、上書して浦賀守備の薄弱なるを具陳す

八月 八日 柳生久包を大目付と爲す

八月 十一日 俳人鶴田卓池歿す年七十九

八月 二十日 鹿兒島城主島津齋興に歸國の暇を與ふ

八月 廿三日 英船三隻、琉球に來り海陸を測量して去る

八月 廿九日 朝廷幕府に勅して海防を嚴にせしむ

九月 六日 狂歌師加保茶浦成歿す 霞帯春の空解、兒雷也豪傑譚、祝言千箱玉、春色眉玉柳、多氣鏡、鳩八幡霞陣幕、娘要文寶箱、英雄男女鏡等

九月 廿一日 儒醫田丸建良歿す年七十二 醫學心法、傷寒論、素問必用、二千方推古考、藥品考、壽毛錄、天台八祖傳、西方紀行詩集、極樂道中日記

九月 廿九日 幕府、三奉行、兩目付に命じて佛人書翰の事を議せしむ

九月 中 蘭醫高良齋歿す年四十八 西醫新書、內科捷徑、外科精義、飲食要訣、女科精選、眼科便用醫則、銀海秘祕、驅梅用法等

十月 三日 幕府、京都所司代酒井忠義をして外國船渡來の狀を奏上せしむ

十月 十四日 國學者伴信友歿す年七十四 赤穂義士流芳、遊古世、白妙考、葬儀考、長閑集、蕃神考、比古婆衣二十卷、神名帳考證六十九卷、中外經緯傳六卷、武邊業書三十六卷、植物名彙十卷

伴信友歿す

徳川齊昭朝
廷に封事を
上る

十月十九日 公紹法親王薨去年三十二

十月 中 徳川齊昭、朝廷に封事を上る

十一月 六日 繪師黒田稻臯歿年六十二

十一月 八日 繪師狩野了承歿年七十九

十一月 九日 俳人松廼舎來拒歿年八十九 俳諧新十家類題四卷、菊の香一巻、俳諧十家類題四卷等

十一月廿四日 戯作者好花堂野亭歿年五十九 扶桑皇統記圖會、繪本金石譜、契情小倉色紙、釋尊御一代記圖會、生寫朝顔話等

十一月廿五日 高知城主山内豊麿、領内海防の事を以て歸國を許さる

十一月廿九日 池田長溥を大目付と爲す

十二月 三日 幕府令して繪草紙の禁制に觸れしものを戒飭す

十二月 四日 國學者高林方朗歿年七十八

十二月 六日 儒者林樾字歿年五十四 駢韻詩箋二十四卷、觀光集二卷等

十二月十三日 幕府、三奉行、兩目付をして浦賀の守備を議せしむ

十二月十五日 本多忠民を寺社奉行と爲す

十二月廿三日 詩人芳川波山歿年五十三 四山亭百律、學務知要、樂芳一覽、晚晴樓詩鈔、晚晴樓茶話、清貧管柄、點茶小品、周易叢說、鶴城清吟集、孫子發揮、會魚堂文集、文規、清詩詩聯、詩集

十二月廿二日 國學者朝山清常歿年六十四

十二月廿四日 幕府、三奉行等をして長崎守衛の事を議せしむ

十二月廿六日 算學者武田眞元歿す 算術法三卷、算法便覽十卷、算元算法四卷、理

十二月廿九日 水戸藩家老藤田東湖、戸田銀次郎等の禁錮を解く

弘化 四年 丁未 皇紀二五〇七年 西曆一八四七年

正月 三日 勅して石清水、加茂兩社の臨時祭を行はしめ給ふ

正月十八日 儒者中清泉歿年六十五 論語集說、詩文集

正月三十日 儒者古賀洞庵歿年六十 海防臆測、學迷雜錄、建言彙編一巻等

二月 六日 肥後天草に百姓一揆起る、代官高木建三郎、兵を島原藩に乞ひ之を鎮定す

肥後の農民
蜂起す

二月 九日 戸田氏榮を浦賀奉行と爲す

二月十一日 近江彦根城主井伊直亮、武藏川越城主松平齊典に相模沿岸を、會津城主松平容

敬、武藏忍城主松平忠固に房總沿岸の守衛を命ず

三月 二日 幕府、浦賀奉行に令して外國船の事を便宜處分せしむ

三月 四日 僧自謙寂年九十六 後出彌陀傳經錄二卷、高我奉行錄一巻

三月十九日 幕府、浦賀與力同心を増員し、砲墩を千駄崎に築く

三月二十日 異國船、松前に來り平館村に上陸し食料を乞ひて去る

三月廿一日 幕府、町人の奢侈贅澤を嚴禁す

三月廿三日 幕府、再び浦賀奉行を諭し、外國船取扱は務めて平穩ならしむ

三月廿四日 信濃及越後地方に大地震あり、家屋倒潰三萬四千戸、死者一萬二千名を生ず

三月廿五日 國學者小山田興清歿年六十五 松屋棟梁集、鹿島日記、吉野日記、歴史歌考、古言補正、群書搜案目録、戎衣神拜考、大迫物歌考、金尾羅考、言靈百巻、初字類句廿七巻

信越地震

歴史歌考、皇統譜考六卷、夫木工師抄三十卷松屋筆記、松屋内
外集、舞書漫筆、作歌古實、俳諧歌論、常總夜話、樂章類語鈔等

三月廿八日 異國船、箱館海を過ぎ、尾張の漂民九人を盛岡藩の商船に托して去る

三月 中 上野館林城主秋元忠朝、藩校求道館を創設す

三月 中 松平慶永、横井平四郎を聘して顧問を爲す

四月 六日 俳優五代岩井半四郎歿す年七十二

四月十六日 長唄家芳村伊三郎歿す年三十七

四月廿二日 俳人小篁庵確嶺歿す 類聚類書
一卷等

四月廿五日 石清水社臨時祭あり

四月廿六日 左大臣二條齊信薨す年六十

四月 中 幕府、諸國商人に賣與する青銅及び製造物品の量額を限定す

四月 中 儒者津田鳳卿歿す年六十九 韓非子解話全書二十一卷、尙古合論十二册、抜部考古遊記、笠間郷遊記、
大坂郷話古遊記、遊梅田洞記、三國嶺記、靈谷郷遊記、石川訪古遊記等

五月 四日 徳川家定、鼠山に臨み砲術を觀る

五月 七日 一橋慶壽薨す年二十五

五月廿二日 幕府、令して諸侯従僕の不法を戒飭す

六月 三日 漆工高橋半四郎歿す年六十一

六月十五日 右大臣九條尙忠を左大臣に、内大臣近衛忠愍を右大臣に、花山院家厚を内大臣と爲す

六月廿六日 和蘭人、再び幕府に外交の事に就きて上言す

六月廿七日 徳川家慶、隅田川に於て水中乗馬を觀る

六月三十日 佛船、朝鮮に來り、野營を設けて淹留す

七月 四日 儒者高田保淨歿す年六十一 神史拾要、松亭詩集、相内俚諺鈔、西窓軍談一卷、歴史
管見六卷、新撰忠義傳六卷、伊勢路の旅、續白山紀行等

七月 六日 僧寶雲寂す 易行品私記、本典好密、諸經和讃略記、眞要鈔錄、十句義論記、因明秘書、因明要義
鈔、本典折衷、正信偈錄、因明新疏、俱舍精蘊記、梅洞由筆、俱舍鈔、因明要義錄等

七月十六日 國學者岩崎美隆歿す年四十四 紅園詠草三卷、詞の山口二卷、渚の藻屑一卷、藤門
雜記十三卷、藤門隨筆草稿二卷、枕草紙私記一卷等

七月廿八日 幕府、浦賀奉行の座次を長崎奉行の次席とし、諸大夫に列す

七月 中 幕府、官の貸付金取扱方につき入費を給する方法を令す

八月十五日 幕府、朝鮮使來聘に付きて令す

八月十七日 儒者山地蕉窓歿す年七十一 鶴巢編稿
二卷等

八月廿二日 幕府、尾張徳川慶臧、紀伊徳川齊彊、水戸徳川慶篤に命じて藩内沿岸の守備を

修め、且つ文武の業を督勵せしむ

九月 一日 徳川齊昭の七子七郎麿をして一橋家を嗣がしむ

九月十一日 京都所司代酒井忠義都下の兵を久世河原に操練す

九月十五日 國學者穂井田忠友歿す年五十六 正倉院文書四十五卷、勝地臆斷三十卷、萬葉地名考、
中外錢史、觀古雜記、續紀問答、埋磨發香、一卷等

九月十六日 國學者田中大秀歿す年七十二 竹取物語解、土佐日記解、蜻蛉紀行解、落四物語解、飛彈總社考、養老美
泉辨、荏原集、荏野册子、九十五卷、柿の一本、待乳山、柁木の桂等

九月廿二日 關白鷹司政通、太政大臣を罷む

九月廿三日 即位あらせらる

十月 十日 棋客本因坊丈和歿す年六十一

穂井田忠友
田中大秀歿
す
即位

馬賣買價格
引下

陸奥の農民
蜂起す

十月十三日 新朔平門院鷹司棋子薨す年三十七
 十月廿四日 幕府、諸國牧場に令し、馬賣買の値段を引下げしむ
 十月廿九日 繪師長澤蘆洲歿す年八十一
 十月 中 幕府、米價を平準にすべきを令す
 十一月 一日 俳優初代中村芝翫歿す年三十八
 十一月 八日 鍋島齊正、長崎砲臺を増築し、大砲百門を備付けん事を請ふ、幕府之を許さず
 十一月十二日 幕府、令して百目代上の大砲を鑄造する者は皆之を上申せしむ
 十一月十六日 徳川七郎麿、元服して名を慶喜と稱す
 十一月 中 陸奥盛岡藩内に百姓一揆起る
 十一月 中 幕府、代官に令し普化僧の暴行を禁じ、犯者は捕縛せしむ
 十二月 十日 幕府、諸家の貝鐘、大鼓等の稿古に付き令す
 十二月十二日 歌人村田多勢子歿す 芳樹和歌集等
 十二月十八日 繪師野々山緜山歿す年六十八
 十二月廿七日 内大臣花山院家厚を罷む、醍醐輝弘を内大臣と爲す
 十二月廿八日 幕府、江戸府下の錢貸乏しきを以て、商家に令して藏匿すること勿らしむ
 十一月 中 濟仁法親王薨去年五十一
 是 歲 外國船頻りに來る○伊勢山田に溫故堂を設立す○水野忠央の丹鶴叢書百五十八卷成る

嘉永 元年 皇紀二五〇八年 西曆一八四八年 二月二十八日改元

正月廿二日 土屋寅直を寺社奉行と爲す
 二月 九日 三條實萬を武家傳奏と爲す
 二月 十日 僧宗阿寂す年七十八 華園集、松茸集、洗眸百絶
 二月十一日 内大臣醍醐輝弘を罷む、徳大寺實堅を内大臣と爲す
 二月廿一日 幕府、市中の手習師匠の花見風俗につきて令す
 二月廿五日 儒者岡田華陽歿す七十九 孝經語語圖解、論語語語圖解、傷寒論語語圖解、補正傷寒論、補正金匱要略、藥經論記、傷寒論發明、錄、藥方分屬考、口傳
 二月廿八日 改元あり
 二月 中 儒者濱田香峰歿す年四十四 孔子家語按、四書正文等
 二月 中 水野忠央、丹鶴叢書を幕府に獻す
 三月 四日 異國船、對馬海を通航す
 三月 十日 異國船、松前沿海に來る
 三月十六日 將軍徳川家慶、一橋邸に臨む
 三月廿一日 内大臣徳大寺實堅罷む、鷹司輔熙を内大臣と爲す
 三月廿三日 伏見宮邦家親王の王子睦宮を親王とし名を貞教と賜ふ
 三月廿五日 異國船五隻、津輕沿海に來り、藤島村に上陸し食糧を乞うて去る
 三月廿六日 幕府、粗質米の納進を戒禁す

改元
水野忠央丹
鶴叢書を獻
す

北靜慮歿す

三月廿八日 幕府、老中阿部正弘の精勵を賞す
三月廿九日 國學者北靜慮歿す年八十三 宇治拾遺物語抄、嬰兒遊戲考、雪案阿筆、蝶胡の夢五卷、譯語正偽大卷、四時雜識十三卷、續古事談註五卷、五雜俎訓纂十六卷、關の梅五卷、水滸傳新譯十二卷、俗語類譯二十卷、梅園日記

異國船松前海岸を測量す

四月 二日 外國船、松前に來り、海岸を測量す
四月 四日 俳優中村歌十郎歿す年四十四
四月十一日 徳川家慶、駒場野に狩す
四月十五日 外國船、出羽海に來り、堺商船の大豆を掠奪す
四月廿四日 徳川家慶、諸士の武技を閲す

外國船越後に來る

四月 中 外國船、越後に至る、出兵して之に備ふ
五月 三日 老中青山忠良を罷む○歌人糟谷磯丸歿す年六十八
五月 七日 米國人十五名、松前江良町村に漂着す、之を長崎に送る
五月 八日 儒醫宇津木昆臺歿す年七十 日本醫譜、方訓醫傳、解莊十二卷等

畑銀鷄歿す

五月 十日 兵學者清水赤城歿す年八十三 赤穂義人の鑑二卷、火砲要録八卷等
五月二十日 儒者畑銀鷄歿す年四十九 銀鷄一睡南柯乃夢二卷、玉の落穂、忠臣藏狂詩集、茶飲話、書畫薈粹、出放題、飛花落葉、酒取物語、浪花の夢等
五月廿四日 東國の秤は守隨彦太郎の検査を受けしむ
五月廿六日 稻葉正申を長崎奉行と爲す

六月 二日 米人一名、西蝦夷リイジリ島に漂着す、之を長崎に送る
六月 六日 本草家佐藤中陵歿す年八十七 山海庶品百卷、奇說雜編、流虹百花譜、温故齋叢志、温故齋讀譜、中辨、温故齋五種編、金粟錄、薩州産物録、和名鈔纂問、聞見雜錄、嶺南漫錄

松岡行義歿す
京阪洪水
女藝者取締令

六月 八日 徳川齊匡墓す
六月 十日 徳川家定夫人鷹司氏墓す
六月十四日 儒者仁田井南陽歿す年七十九 紀伊續風土記百四十卷、毛詩補傳、論語古傳、樂古堂文集、周禮圖說、韓史小錄
六月十五日 狂歌師俵米守歿す年六十八
六月十六日 山内豊熙歿す年三十四
六月十九日 俳人吉村物外歿す年八十一
六月廿七日 國學者新見正路歿す年五十八 春のみかり、後勝事秘記、茅山遺草、賜書院諸藏志
七月十二日 幕府、伊勢津藩主藤堂高猷の治績を賞し、鞍鎧を與ふ
七月廿三日 冷泉爲則墓す年七十二
七月廿四日 儒者池守秋水歿す年七十一 周易質疑、中庸斷孟子摘解等
七月廿九日 佛船、琉球に來り上陸す
七月三十日 故實家松岡行義歿す 後宮略解、松三問答、乘車用打板事、甲冑着用圖、古今位色考、續類聚儀式、地帳釣口傳、證據記、室町殿中行事、頼朝朝鏡圖、折檻考補遺
八月 四日 幕府、令して訓練に空鐵砲の打放ちを許す
八月 五日 令して、光格帝、仁孝帝、今上帝の諱字を缺畫せしむ
八月十二日 京都、大阪、丹波方面に大洪水あり
八月十三日 儒者齋藤鑾江歿す年六十四 歸納錄二卷、國語評六卷、五經志疑四十卷、莊子文評十五卷、左傳說五卷、史記文評十五卷、唐詩發揮四卷、四書叙旨、鑿江文集十卷
八月十五日 幕府、市内女藝者取締令を出す○江戸府下に令して商家の錢貨を貯藏して利を

西洋流の砲術

八月廿六日 繪師池田英泉歿す年五十七 浮世畫譜、錦袋畫業、容齋畫史、花臺春の臘五、繪本初心畫譜、通俗排開錄、昔語忠義智達摩十卷、杜若葉再度吹六卷、桃花流水五卷、花街寄戀白浪

八月廿九日 幕府、秩府領の盜魁を捕へ之を誅す

八月 中 高島流の砲術を西洋流と改稱し、實彈射撃を許す

九月 三日 老中青山忠良罷む

九月 五日 蘭學者大道塊洲歿す年四十四

九月廿二日 關白鷹司政通、太政大臣を罷む

九月 中 幕府、富士講等の邪教禁止令を出す

十月十八日 松平乗全、松平忠優を老中に、土屋寅直、松平信篤を寺社奉行に内藤信親を大坂城代と爲す

十月十九日 贈從二位權大納言徳川廣忠、贈内大臣徳川家基に各正一位、太政大臣を贈位さる

十月廿一日 儒者、隨朝若水歿す年六十四 見盤方則、畫器筭、刺歌演段、孝經小識、毛詩周南召南解、韻鏡寶間、有算英六割、學記表章、周易小識、數學便蒙、清嘉錄標註、日食交度、切礎講堂記等

十月廿三日 儒者池守秋水歿す年七十一 周易寶義、中庸斷、孟子摘解

十月廿四日 繪師小林靜齋歿す年三十一

十一月 一日 大屋明啓を長崎奉行と爲す

十一月 六日 戲作者瀧澤馬琴歿す年八十二 水奇緣、石言遺書、雅枝鳴、朝比奈巡島記、南柯夢、南總里見八犬傳百精説、月張月、通俗水滸傳、金比羅利生記、俊實僧都物語、枕石夜話

瀧澤馬琴歿す

射るを禁ず

江戸城吹上園に砂糖を製す

十一月 八日 蘭醫坪井信道歿す年五十六 精煉發蒙、醫則、萬病治準、歌氏神經、熱論、治法、總論、遠西二十四方、診候大概、詩文遺稿一卷等

十一月 八日 牧野成綱を江戸町奉行に、池田頼方を勘定奉行と爲す

十一月十一日 將軍徳川家慶大奥に於て親ら能を演じ、諸臣に之を拜見せしむ○國學者海野幸典歿す年五十七 天言活用圖三卷、五十音口訣、遊翁隨筆五卷、大たごと歌の辨、現在歌選四卷、柳園家集二卷等

十一月十九日 江戸城吹上園に砂糖を製す

十一月廿一日 大嘗會を行ふ

十二月 五日 俳人入江樵風歿す年五十七 鷄口集一卷等

十二月 七日 儒醫小島寶素歿す年五十二

十二月十六日 天皇、九條夙子を女御とし給ふ

十二月十八日 薩摩藩執政調所笑左衛門歿す年七十三

十二月廿三日 學習院造營後、始めて課式褒賞の事を行はせ給ひ、參議烏丸光政等二十一人に物を賜ふ

洋式野戰砲

是 歲 品川に砲臺を築く

是 歲 佐久間象山始めて洋式野戰砲を造る

嘉永二年 己酉 皇紀二五〇九年 西曆一八四九年

外船近海通過す

正月十九日 外國船、對馬沿海を通過す

正月廿八日 幕府、島津齊興に命じ琉球在留の外人を去らしむ

堤它山歿す

二月 一日 是より五日に至る間、外船二十餘艘、對馬沿岸を通過す
二月 四日 儒者堤它山歿す年六十七 教學辨三卷、論語折衷六卷、讀論語集註五卷、孫子註六卷、它山咏物詩二卷、莊子全解七卷、韓非子論解四卷、它山文章三卷、同存稿四卷、稚松沾筆、蘆

駝考、孝經改觀、清畫錄、藝餘齋言、白鹿洞學規發揮

二月 七日 儒者朝川善庵歿す年六十九 善庵隨筆二卷

二月 十日 蘭醫小石元瑞歿す年六十六

二月 十五日 幕府、令して幕醫に外科、眼科を限りて蘭法參用を許す

二月 十六日 有栖川宮熾仁親王の王子歡宮を親王と爲し、名を熾仁と賜ふ

二月 十七日 歌人沼田順義歿す年五十八 國意考辨妄、級長戸風、級長戸追風。

二月 十八日 外國船、隱岐沿海を徘徊す ○神道家井上正鐵歿す年六十 唯一問答書等

二月 廿二日 儒者海東千里歿す年五十七 分制示掌、三封圖考、古語類摘、譯解等

二月 廿三日 學習院に於て和書會讀、令義解の講義を開始す

二月 廿五日 黒住派官主黒住宗忠歿す年七十一

三月 十日 外國船、肥前沿海を徘徊す

三月 十四日 幕府、徳川齊昭の藩政に關與するを許す

三月 十五日 幕府、醫師奉職する者の西洋法を用ふるを禁ず

三月 十八日 徳川家慶、小金原に鹿狩を爲す

三月 廿六日 米ブレブル號長崎に來り、去年松前に漂着せし國人を受取る

三月 廿七日 紀伊齊彊薨す

齊昭藩政關與

井上正鐵歿す

米の輸出を許す

三月 中 幕府、江戸米價低落するを以て五萬石の輸出を許す

四月 五日 米艦ブレブル號、長崎を去る

四月 十二日 西國の稱は神善四郎の検査を受けしむ

四月 十三日 浮世繪師葛飾北齋歿す年九十 葛飾百景、萬職圖考、鎌倉將軍記、北齋漫畫、商人鑑、胸中算用、鹽店卸、不厨庖師料理、大成百人智懸鑑、有難通一字等

四月 十六日 米船、陸奥沿海に來り、大畑村に上陸す

四月 十七日 昭憲皇太后一條美子降誕あり

四月 廿八日 下總博徒勢力佐助を金比羅山に誅す

閏四月 五日 外國船、松前沿海に出沒す

閏四月 八日 英船一隻、浦賀に來り、奉行に面會を求む、許さず薪水を與へて之を去らしむ

閏四月 九日 英船、江戸灣を測量す

閏四月 十二日 英船、下田に入港す、代官江川太郎左衛門、諭して之を去らしむ

閏四月 十四日 幕府、外船擊攘令を復せんとし、之を相模等守衛の諸大名に問ふ

閏四月 十七日 英船、下田を去る

閏四月 廿四日 三代俳優尾上菊五郎歿す年六十六

五月 三日 外國船、日向沿海を徘徊す

五月 五日 幕府、老中、三奉行等、諸有司に命じて外國船處分の事を議し、各意見を上らしむ、是より朝野に防海の論大に興る

五月 八日 幕府、諸大名に令して鬪從を減じ、無用の鹵簿を去らしむ

外船處分を諸侯に問ふ

英船江戸灣を測量す

葛飾北齋歿す

橋守部歿す

五月二十日 天皇、近臣を御前に召し、和漢書を輪讀せしめ給ふ
五月廿四日 國學者橋守部歿す年六十九 長歌撰格、文章撰格、蒙古諸軍記辨疑、雜語考、鐘の響、伊勢物語考、三代集要、短歌撰格、後威吉例五卷、言語海百卷、後威道別十三卷、下藤集七

六月 三日 北蝦夷地オタロへに米國人三名漂着す、之を長崎に送る 卷、萬葉集愚題八十四卷、守部家集、神異例、神代直語、萬葉集槍爪等

六月 五日 繪師村田嘉言歿す 新紅葉集類題二卷、補綴談二卷、女四書藝文圖會四卷等

六月 中 幕府、大番書院兩番頭に命じて隊伍の進退を習熟せしむ

七月 十日 幕府、肥前五島邑主五島盛成に福江城を、蝦夷松前邑主松前崇廣に福山城を築かしめ、外寇に備へしむ

七月 十七日 古流生花の祖松盛齋理遊歿す 生花門中百五十瓶圖、生花再撰百瓶の圖等

七月 十九日 外國船、松前沿海に來る

七月 中 和蘭船、始て牛痘苗を齎す 征西將軍宮譜十四卷、桃源問答二卷、阿蘇氏姓考、大道物權輿考、大塔宮字訓考、島津氏姓考、松花僻案、錫紵考等

七月 中 儒者田中元勝歿す年六十八 征西將軍宮譜十四卷、桃源問答二卷、阿蘇氏姓考、大道物權輿考、大塔宮字訓考、島津氏姓考、松花僻案、錫紵考等

八月 四日 幕府、諸大名の藩地に於て訓練の際大砲を放つ事を許す○井戸覺弘を江戸町奉行と爲す○書家中根半仙歿す年五十二 詠物百首、續々詩語、碎金、牛仙小稿等

八月 十六日 肥前佐賀城主鍋島齊正、牛痘種を蘭人より購求して其諸子に試む、本邦種痘の始なり

八月 十九日 軍談中興祖桃林亭東玉歿す年六十四

八月 二十日 天皇、始て釋奠を小御所に行ひ給ふ

外寇に備へて福山城を築く

鍋島齊正種痘を試む

伊勢神宮正遷宮式

蘭書翻譯取締令

八月 廿八日 幕府、新法曆書續篇及び曆書表を朝廷に上る

九月 二日 皇太神宮正遷宮式あり

九月 八日 幕府、富士講を申禁す

九月 十六日 繪師野際石湖歿す年七十七

九月 廿一日 將軍徳川家慶、小石川水戸邸に臨み、徳川齊昭を慰藉す

九月 廿四日 内藤忠明を長崎奉行と爲す

九月 廿六日 幕府は蘭書翻譯取締令を出す 領着物語、扶桑畫人傳、畫乘要略、鑑定便覽、浪華名家集所集等

九月 廿七日 儒者長山孔寅歿す年八十五 領着物語、扶桑畫人傳、畫乘要略、鑑定便覽、浪華名家集所集等

九月 中 幕府、諸國に令し居城、陣屋より沿海への里程、遠近深淺等を測量して之を具申せしむ

十月 一日 儒者勝田鹿谷歿す年七十三 逸史徵考、鹿谷隨筆、撫話、日本詩選、姓名考、詩之集

十月 三日 俳優六代松本幸四郎歿す年三十七 把兒翁源解劇圖譜二卷、孤松軒隨筆等

十月 八日 蘭學者齋藤方策歿す年七十九 把兒翁源解劇圖譜二卷、孤松軒隨筆等

十月 十六日 幕府、作事小普請兩奉行に命じて工役を制限せしむ

十月 廿三日 幕府、命じて江戸外郭を距る三十町の諸邸内に兵士の操練を許す

十一月 二日 易占家井上眞白歿す年七十八

十一月 六日 繪師今大路悠山歿す年六十

十一月 七日 英船、琉球に來る

洋式大砲六門を鑄る

十一月十一日 毛利慶親、海防の爲め歸國を請ひて許さる
 十一月十七日 繪師中山養福歿す年四十五
 十一月十八日 信濃飯田城主堀親義の封内狩獵に金鼓鐵砲を用ひて兵士を操練するを許す
 十一月廿七日 烏丸光政、飛鳥井雅久に代りて議奏と爲る
 十一月 中 幕府、下曾根金三郎に命じて洋式の大砲六門を鑄造せしむ
 十二月 二日 國學者岩垣松苗歿す年七十六 國史略 五卷等
 十二月 三日 國學者山田清安歿す年五十六 阿知未佐考、和泉式部事蹟考、枕柳考、吉野宮備考、設樂歌考、徳之島紀行、藥品考、御即位式考、枚聞神社考、高野山紀行、薩隅日考
 十二月 六日 薩摩藩士、高崎五郎右衛門、近藤隆左衛門、山田一郎左衛門等罪せられ、高崎崩れと稱す
 十二月十七日 國學者沼田順義歿す年五十八 級長戸追風三卷、加倍志廻風辨妄二卷、級長戸風三卷、國意考辨妄等
 十二月廿三日 東蝦夷地厚岸に英國捕鯨船遭難し、船長ロヴィット等三十一名を長崎に送る
 十二月廿四日 幕府、江戸府下錢貨乏しきを以て、令して時價を以て賣買せしめ、兩替屋の外、錢貨を賣買するを禁ず
 十二月廿五日 幕府、諸大名に令して將に文政攘夷の令を復せんとするを以て、豫め兵備を修めて變に備へしむ
 十二月廿九日 幕府、令して文武を研究し、節儉を勤め、士氣を振興せしむ
 十二月 中 幕府、米穀の廉賣を令す
 十二月 中 浦賀奉行戸田氏榮、淺野長祚等、對外防禦の意見書を上る

防備を令す

米價引下

佐藤信淵歿す

嘉永 三年 庚戌 皇紀二五〇〇年 西曆一八五〇年
 正月 二日 繪師大倉笠山歿す年六十六
 正月 六日 農政學者佐藤信淵歿す年八十二 經濟要録七卷、經濟要略二卷、幣政改革記二卷、經濟提要一卷、經濟秘書一卷、物論七卷
 正月十三日 阿波徳島城主蜂須賀齊裕、海防の爲め歸國を請ひて許さる
 正月十七日 儒者大槻清準歿す年七十八 俄羅期語萬國輿地圖、漫遊秘録、講堂小志、鯨史藁三卷、鯨海遊志等
 二月 四日 始て釋奠を學習院に行はせ給ふ
 二月 五日 江戸大火あり、麴町より出火し一里餘を焼く
 二月 九日 國學者北村季文歿す年七十三 幕朝年中行事歌合一卷、經語百首、梅花百首一卷等
 二月十四日 堀直央を城主格と爲す
 二月廿七日 外國船、上總に來り碇泊一日にして去る
 二月廿八日 幕府、市内の木材商をして價格を低下せしむ
 二月廿九日 幕府、勘定奉行石河政平等をして江戸近海の警備を巡視せしむ
 二月 中 下野大田原城主大田原廣清、藩校時習館を創設す
 二月 中 砲臺を神島に築く
 三月 四日 高崎崩再燃して薩摩藩士赤山靱負、野村喜八郎等切腹を命ぜられ、其他罪せらる、者合計四十餘人に達す
 三月十一日 幕府、更に西丸留守居筒井政憲、佐々木顯發、本多安英等をして江戸近海を巡視せしむ

神島砲臺を設く

高崎崩再燃

唐船密貿易を禁ず

米人北蝦夷地に上陸

三月十五日 徳川家慶、入貢の和蘭人を引見す
 三月廿三日 幕府、琉球人を伴ひ参府せる島津齊興に金一萬兩を貸す
 三月廿四日 幕府、長崎奉行に令し唐船との密貿易をすべからずと令す
 三月廿八日 安積良齋、幕府に召されて儒員と爲る
 三月 中 幕府、再び煎海鼠、乾鮑、鱧鱒の密賣買を禁ず
 四月 一日 幕府、老中阿正弘、牧野忠雅を賞賜す
 四月 五日 天皇、勅して國家安寧を七社、七寺に祈らせ給ふ
 四月十六日 米國人三十二名、東蝦夷地厚岸に上陸す、之を長崎に送る
 五月十四日 肥前、唐津城主小笠原長國、領内の海島を巡視して守備を修め、且管守せる大砲を試放せんことを請ふ、幕府之を許す
 五月十八日 幕府、令して對外警備に付き浮説流言を唱ふるを禁じ、人心を動搖せざらしむ
 五月三十日 歌人福田美楯歿す年六十二
 五月 中 異船、北陸道の海上を通航す
 六月 六日 繪師宋紫岡歿す年七十
 六月十一日 蘭人より近々米船江戸近海に來り通商を請ふ旨、長崎奉行に報告す
 六月十四日 久留米藩參政村上守太郎、江戸藩邸に於て同僚馬淵貢を傷け、藩老有馬飛驒守等に殺さる
 六月十九日 儒者深田香實歿す年七十八 尾張志六十卷、參考六國史、萬葉集摘要抄、歌仙類聚、伊勢物語直解、伊呂波本草、歷朝通覽、源氏物語直解、二十一代集品物語等

米の買占を禁ず

本間遊清歿す

佐渡砲臺を設く

六月廿四日 幕府、令して祭壇の華奢なるを禁ず
 六月廿六日 歌人中村良臣歿す年五十一〇 儒者蒔田雁門歿す 經通樂名考、學庸通、左傳通、周易通、尙書通、孟子通、毛詩通、論語通、筆曲秘譜、大學通、孟子通、毛詩通、論語通、筆曲秘譜、大學通
 六月 中 代官江川英龍、伊豆、下田、防備の意見書を提出す
 六月 中 佛船、長崎に來る、兵を出して之に備ふ
 七月 八日 一色直休を長崎奉行に伊奈忠吉を勘定奉行と爲す
 七月廿八日 京都所司代酒井忠義を罷免す
 七月 中 幕府、令して米の買占を禁ず
 八月十一日 徳川家慶、濱苑に於て大的を觀る〇越前大野藩主土井利忠、屯營を領内西瀉浦に設く
 八月十二日 國學者本間遊清歿す年七十五 類聚雜抄十二卷、みもと川三十卷、織文圖會、一音本義、動植物訓古義、有聯問答、多幸日記、消閑漫筆、公武裝飾考、品物考、和名類聚、服飾圖會、尙古鑑色考、動物秘名考、消閑漫草
 九月 一日 内藤信親を京都所司代に、土屋寅直を大阪城代に、大田資功を寺社奉行と爲す
 九月 六日 儒者坂井虎山歿す年五十三 杞國策一卷、詩文集、論語講義等
 九月廿一日 幕府、長崎奉行に命じ船載洋書を檢し、許可なき譯書の賣買を禁ず
 九月 中 儒者志賀南岡歿す年四十九 論語補解辨證、講習餘吟等
 九月 中 幕府、砲臺を佐渡の相川に築く
 十月 一日 井伊直亮歿す

高野長英自殺す

十月 八日 畫僧大舍寂す年七十八
十月廿九日 故新田義重に從二位を追贈す
十月三十日 蘭醫高野長英自殺す年四十七 醫學樞要、居家備用、三兵古知機、夢物語、鳥夷音、蠻社遭厄小記等
十月 中 大阪米市場の妨害をなすを禁す

十一月 二日 幕府、徳川慶篤及び勘定奉行石河政平に命じ軍艦を製造せしむ
十一月 四日 皇女誕生す、一宮と稱す

十一月十三日 筒井政憲、阿部正弘の内旨を承けて薩摩藩家老島津將曹等を召し、島津齊興隠居の旨を懇諭す

十一月十四日 朝廷、海防嚴飭の勅下り、老中松平乘全に令して外人海島に據るものは之を攘はしむ

十一月十九日 徳川家慶、琉球使玉川王子を引見す

十一月廿一日 井伊直弼、封を襲ぎ彦根藩主と爲る ○佛船、津輕沿海に來る

勅して外海防禦せしむ

十一月廿二日 朝廷、外海防禦の勅諭を幕府に下し給ふ

十一月廿三日 上總貝淵邑主林忠旭、治所を請西に徒す

十一月廿九日 牧義制を長崎奉行に、一色直休を勘定奉行と爲す

十二月 五日 儒者大屋花逕歿す年六十三 花逕撫話三百卷、桃國餘話等

十二月 七日 幕府、島津齊興の隠居内願を許す

十二月 八日 書家名倉忍齋歿す年五十三

大森演礮場

十二月十八日 儒者櫻井石門歿す年五十二 但馬神社御開書記二卷、續但馬考四卷、但州人文年表、南海奇蹟、但州人物紀略、但馬名家系譜、赤穂土産一巻等
十二月廿一日 幕府、國定忠次を磔す年四十一
十二月廿九日 幕府、武藏大森村に演礮場を設け、相模島ヶ崎、龜ヶ崎に砲礮を築き、觀音崎、千代ヶ崎の砲臺を改築す

嘉永 四年 辛亥 皇紀二五二一年 西曆一八五一年

正月 三日 漂民中濱萬次郎等、米船に送還されて琉球に至る

正月廿三日 篆刻家米川文濤歿す年八十二

正月 中 江戸感冒流行し、細民困厄す

正月 中 浦賀奉行淺野長祚、西洋式の砲臺を築く

島津齊彬嗣

二月 二日 薩摩藩主島津齊興致仕し、世子齊彬嗣ぐ

二月 四日 大和平民嘉兵衛、佐藏山陵を穿ち、寶物を盗む捕へて之を磔す

二月 七日 幕府、諸寺破戒僧四十八人を江戸日本橋にさらす

二月十五日 幕府、水野忠邦の蟄居を免す

二月十六日 前老中水野忠邦歿す年五十八 常侍集前篇七卷、朝儀部類、常侍集後篇三卷

二月十八日 繪師櫻間青涯歿す年六十六

二月廿四日 本草家黒田齊清歿す年五十七 駿遠信濃丹波醫藥本草類部一册、本草啓蒙、同補遺、脚氣豫防説等

二月廿七日 國學者高橋正澄歿す年七十七 記詞林、言靈東歌考、萬葉名物考、石上枕詞例、古言考、名義考二十卷、國語本義十五卷、類聚活言六卷、萬葉詞抄五卷、歌仙家集新正廿二

卷、國字定言、清國日記、同詩草、同後草、神詠、裝歌考、萬葉國字抄、言靈神名考、皇統稱名考

問屋組合再興す

窮民賑給

篠崎小竹歿す

三月 五日 國學者大橋長廣歿す年六十四 東山道地誌十卷、武藏濱路八卷等

三月 九日 幕府、問屋組合の再興を許す

三月十五日 勅して故和氣清麿に正一位を贈り、護王大明神の號を賜ふ

三月廿九日 鹿兒島、松江、宇和島等の諸藩に命じて日光山東照宮の廟を修繕せしむ

三月 中 幕府、窮民へ御救米を賑恤す

四月 五日 幕府、令して盜賊は捕縛を要せず、直に斬殺せしむ

四月 中 彦根城主井伊直弼、長野主膳を家臣に登用し國學寮講師と爲す

五月 八日 儒者篠崎小竹歿す年七十一 古文撰註、四書松陽講義五卷、小竹齋吟稿三卷、同詩鈔五卷、同文編四卷、南豐集名頭屋號考、小竹詩集、小竹文集等

五月十三日 儒者大黒梅陰歿す年五十五 梅陰遺書 一卷等

五月十四日 廣幡基豐、野宮定祥に代りて議奏となる

五月 中 幕府、相模浦賀觀音崎の砲臺を鳶巢に移し、更に島ヶ崎、龜ヶ崎に築く

六月 九日 幕府、成島筑山を奥儒者と爲す

六月 十日 落語家土橋亭龍馬歿す年五十三

六月廿六日 老中戸田忠溫歿す

六月 中 幕府、米價騰貴につき貧民救助のことを令す

七月 五日 京都東本願寺の學寮僧侶百七十餘人を捕へ、之を處刑す

七月十二日 皇妹和宮親子内親王、有栖川宮熾仁親王と御許嫁あり

七月廿五日 蘭學者澁川六藏直歿す年三十七 英文箋 十二册

岡熊臣歿す

製鍊所を鹿兒島に設く

七月 中 儒者遠藤鶴洲歿す年六十三 氣言私記、忠義圖說、昭代美事、文武兼濟錄、志學問答、先憂秘策、備冠捷覽、救荒便覽、廣惠便金解、鶴洲遺稿等

八月 一日 漂民中濱萬次郎等、薩摩役人に警衛されて琉球より鹿兒島に着す

八月 五日 古典學者岡熊臣歿す六十九 日本紀私傳七卷、柿本人麿事跡考辨、千世の住所三卷、天地三才祝詞一卷、神祇歷運考等

八月十一日 毛利敬親、藩内凶歎を以て歸國し賑恤せん事を請ふ、之を許す

八月十八日 俳優三代小川吉太郎歿す年六十七

八月十九日 儒者原田優游歿す年七十四 本朝忠孝傳五行 優游文集等

八月二十日 俳優十二代市村羽左衛門歿す年四十

八月廿一日 繪師井部香山歿す年六十

八月廿二日 曆學者片山靜窓歿す年六十四 階梯算法論、算法叢書、時習算法、續精要算法等

八月廿三日 繪師加藤棕廬歿す年六十二

八月廿五日 國學者業合大枝歿す年六十 新學異見辨、家集、古事記新釋神代部十五卷等

八月廿八日 幕府、士の日傘及び異様なる頭巾にて面體を掩ふ事を禁ず

八月 中 島津齊彬、製鍊所を鹿兒島に設く

九月 三日 國學者中村元恒歿す年七十四 經史難考、近世儒學考、落原拾葉

九月 九日 僧敏寂歿す年七十六 神國決疑篇考證、念佛追福編、散心持名往生編、大字名號呼法辨等

九月十八日 飛鳥井雅光歿す年七十

九月廿七日 儒者園田一齋歿す年六十七 四書要領、銘辭遺事考、詩學題林、詩集

九月廿九日 漂民中濱萬次郎等、長崎奉行所にて取調べらる

農兵設置を
建議す

九月 中 大阪搗米商の米價を貴くするを禁す
 十月廿四日 横須賀城主西尾忠受、農兵設置を幕府に建議す
 十月廿七日 僧僧朗寂す年八十三 本典丙申記十五卷、法華女日記成申記十三卷、探玄記丙戌記十卷、論註丙子記六卷、大經述記五卷、法相義葵酉記、三十論疏私記等
 十一月 六日 繪師大西椿年歿す年六十
 十一月十四日 幕府、令して素人の兩替貯錢を嚴禁す
 十二月 一日 處士瑞次郎、前田謙介と共に徳川家慶に謁す
 十二月 三日 松平忠篤を若年寄と爲す
 十二月十四日 長門藩士吉田寅次郎、肥後藩士、宮部鼎藏、關東奥羽遊歴の途に上る
 十二月十八日 戯作者三亭春馬歿す 春秋二季種、多氣鏡、落嘶笑ひ升、笑たけ、夜討曾我人形製、霞帶春空解、仙女香七變化粧、貧福慾換得
 十二月廿一日 久世廣周を老中に、内藤信親を西丸老中に、脇坂安宅を京都所司代に、安藤信睦を寺社奉行と爲す
 十二月廿五日 儒者黒澤半村歿す年六十九 左異管鏡、易考、書經考、春秋考、四書考等
 十二月廿七日 幕府、會津城主松平容敬の治績を賞し刀を與ふ○幕府、諸國産物の素人賣買を禁止す
 十二月廿九日 横綱阿武松緑之助歿す年六十一
 嘉永 五年 壬子 皇紀二五二二年 西曆一八五二年
 正月 一日 力士劍山谷右衛門歿す年五十三
 正月 四日 書家石川梧堂歿す年六十

徳川慶篤大
日本史紀傳
を獻す

正月十七日 英船、琉球に来る
 正月廿一日 狂言作者二代鶴屋南北歿す年五十七 俳優水滸傳九卷等
 二月 五日 詩人宮澤雲山歿す年七十三 細庵先生百絶、雲山遺稿抄、墨林奇蹟、臨池新表、碎珊瑚、錦繡叢、魚清琴、唐詩佳絶、宋詩佳絶、金詩佳絶、破硯隨筆、破硯詩話、三雲絶句
 二月 七日 徳川慶篤、大日本史紀傳を朝廷及び幕府に獻す
 二月十二日 儒者齋藤竹堂歿す年三十八 藩祖實録、盡忠録、奥羽舊事、讀史贅語、蠶々傳、体畢餘音、蕃史、洋脈五浪語、鴉牙始末、竹堂文集、竹堂詩抄等
 二月十三日 儒者加藤竹窓歿す年二十七 譯崎人傳、詩集
 二月十五日 勅して菅原道眞九百五十年祭を北野社に行ひ給ふ
 二月十七日 俳優四代中村歌右衛門歿す年五十七
 二月廿二日 儒醫細井東陽歿す 本草精義、詩經名物圖解、四診簡要、製藥錦、傷寒藥量考等
 二月 中 幕府、朱仲買を置く
 二月 中 國學者赤尾柏園歿す年八十九 田舎問答一卷等
 閏二月 六日 朝廷、難澁公卿の救済を幕府に求めらる
 閏二月 十日 淺野長祚を京都町奉行と爲す
 閏二月十六日 幕府、林燿、筒井政憲等の史料編纂の功を賞す
 三月 六日 繪師望月玉別歿す年五十九
 三月十三日 筒井政憲、杉原平助、論語孟子を進講す
 三月十九日 繪師佐伯岸良歿す年五十五
 三月廿三日 江戸城大奥に能あり、世子徳川家祥、自ら之を舞ふ

朝廷難澁公
卿の救済を
求む

三月三十日 池田頼方を江戸町奉行と爲す

三月 中 儒者澤邊北溟歿す年八十九 論語鈞纂、詩文集等

四月 五日 繪師土佐光孚歿す年七十三

四月十四日 水野忠徳を浦賀奉行と爲す

四月廿二日 外國船、伊豆沖に出没す

四月廿八日 本多安英を勘定奉行と爲す

五月 一日 僧圓識寂す年六十 宗要私儀、淨土宗講録、安樂集講録、行信管窺語、經和讀私考、高僧和讀私考、往生集講録、私淑錄、唯識雜記、塵砂抄、座右抄等

五月 二日 幕府、井伊直弼に命じて浦賀の警衛を兼しめ、浦賀奉行をして専ら應接に従事せしむ

五月十五日 大澤定宅を長崎奉行と爲す

五月廿二日 江戸城西の丸炎上す

五月廿四日 露船、下田に來り紀伊の漂民七人を中木村に留めて去る

五月廿七日 阿部正弘を西丸造營の總奉行と爲す

六月 一日 幕府令して大森村に大砲演習を行はしむ

六月 五日 和蘭甲比丹キユルチユス、長崎に着す

六月 十日 博學者帆足萬里歿す年七十五 五經標註、荀子標註、肄業餘稿、井樓露聞、東濬夫論、國語標註、假字考、西庵遺稿、荀子標註、傷寒論新註、醫學啓蒙、四書標註

六月十三日 皇女一宮薨す

六月十七日 前老中眞田幸貫歿す年六十二

帆足萬里歿す

西丸炎上

櫻井梅室歿す

六月廿五日 俳人淺種庵敬村歿す年四十四

六月三十日 漂民中濱萬次郎等、土佐高知に歸る

六月 中 徳川齊昭、地球小儀を朝廷に上る

七月 一日 俳人櫻井梅室歿す年八十四 梅室句集、木葉百韻、蒼虹句集、伊勢便、千題發句集、方圓發句集、梅室家集、梅林茶談、梅室附合集

七月 三日 本草家小野蕙畝歿す 救荒本草啓蒙四卷、秘傳花鏡彙解二卷

七月 十日 幕府諸番頭に命じて番士の才能性行を検し之を登用せしむ

七月二十日 繪師遠坂文雅歿す年七十

七月廿九日 僧亮範寂す 論註管窺鈔、選擇管窺鈔、玄義管窺鈔、曼陀羅傳授秘要鈔、二十唯識管窺鈔、戒管窺鈔、圓頓戒集要鈔、曼陀羅口授弄引

七月 中 蘭醫武谷元五歿す年六十八

七月 中 幕府大阪搗米商の米價騰貴するを禁す

八月十八日 儒醫河津省庵歿す年五十三 醫則發揮、内景圖、病脈叢論、眼科方規、胎育全書、動物質論、植物性論、治療大全

八月廿四日 詩人高川樂眞歿す 村下漫志、草體辨似、五樂堂詩集等

八月廿六日 儒者小山田靖齋歿す 座右日鈔行餘漫筆、證古金石集等

八月 中 和蘭甲比丹キユルチユス、蘭領印度總督の書翰を幕府に呈して日本の開國を促し、米國使節ペルリの將に渡來せんとするの狀を告ぐ

九月 十日 川路聖謨を勘定奉行と爲す

九月廿二日 皇子御降誕あらせらる

九月廿七日 皇子を祐宮と稱し奉る

明治天皇御降誕

ペルリ日本
に向ふ

十月 二日 幕府、諸商人の行頭に由らず、江戸入津に就て賣買するを禁ず

十月 六日 蘭醫橋本宗建歿す年五十一牛痘小考、癩醫方函

十月 九日 幕府、諸大名隠居の市街に微行するを禁ず

十月十三日 米國水師提督ペルリ、ノーフオーク鎮守府を發し日本に向ふ

十月十八日 儒者大久保鷲山歿す年五十六鎌倉紀行、探芳錄、擊攘獨談等

十月十九日 朝鮮、來聘を延期せんことを幕府に請ふ、之を許す

十月廿二日 祐宮御參内あり○幕府、令して火災の際、官吏從僕の不法を爲すを戒飭す

十一月 四日 幕府、狂言師、踊師匠等の取締令を出す

十一月十四日 幕府、火を戒め、消防夫の故意に延焼等の事を爲すを嚴禁す

十一月十五日 幕府、萬年青の賣買を禁ず

十一月十六日 儒醫伊澤棗軒歿す年四十九詩存

十一月十七日 幕府、令して美麗の饋舖及高價の婦人木履等を禁ず

十一月十九日 幕府女優の諸大名後房に出入するを禁ず

十一月廿一日 徳川家慶、徳川齊昭を召し酒宴を與ふ

十一月廿八日 江戸城中の富士見寶藏焼く

十二月 二日 戲作者西澤一鳳歿す年五十一戲財録言狂作書、四季寫土佐畫拙、傳奇作畫二十一卷、忠臣藏類聚大成四十八卷、當世藝花物語十八卷、綺語文章、脚色餘錄、皇都午睡、讀佛乘二卷等

十二月 九日 教仁法親王薨す年三十四

十二月十四日 青蓮院宮尊融法親王、天台座主と爲り給ふ

江戸城中寶
藏燒く
西澤一鳳歿
す

西丸造營成
る

十二月十五日 徳川家慶の養女綿姫を徳川慶篤に嫁す○儒者西島蘭溪歿す年七十三讀玉齋抄十三卷、讀書雜鈔

十二月廿一日 西丸造營成る、世子徳川家定、本丸より遷る五卷、歴朝詩鑑八卷、清暑閑譚四卷、坤齋詩存三卷、閑語三卷、讀夏漫筆四卷等

十二月廿五日 老中阿部正弘の西丸造營の功を賞し、一萬石加増す

十二月廿七日 幻燈師の祖都屋都樂歿す年七十三

十一月 中 本草家高木春山歿す本草圖說二百卷、春山魚譜、本草綱目正誤、年々散筆等

嘉永 六年 癸丑 皇紀二五一三年 西曆一八五三年

正月 八日 徳川治寶薨す年八十七○島原藩士川北温山歿す年六十一温山文集三卷

正月十一日 戲作者式亭小三馬歿す年七十四江戸紫平染色揚、梅薫雪室咲、花袋月の浮舟、浪花男并筒籠傘、本朝實力二代額觸六卷、操鏡優軍記六卷、吾妻花所縁ノ端六卷、雪月花娘英雄傳、喜怒哀樂堪忍袋、三國妖狐殺生石

正月廿一日 酒井忠順歿す年六十三

正月廿七日 祐宮、御箸始めあり

二月 二日 相模小田原に大地震起る、家屋崩潰するもの三千三百戸、死者千五百餘人に達す

二月 二十日 劍客淺利又七郎義信歿す年七十六

二月廿五日 長唄家芳村孝三郎歿す

三月二十日 繪師中林竹洞歿す年七十八學範、三國本義論、清白集、心の志がらみ、融齋書論、文書誘掖、萬山草堂記、歌道五家論、竹洞書稿、知命記等

三月廿四日 幕府、西丸造營の費用を諸侯及び旗本に課す

小田原地震

ペルリ琉球に着す

四月十九日 米國水師提督ペルリ、軍艦三隻を率ゐて琉球に來る

四月廿一日 米船一隻、琉球に來る○加賀藩、豪商錢屋五兵衛を捕へ獄に下す

四月廿三日 米船一隻、また琉球に來る

四月廿六日 儒者和氣柳齋歿す年七十七論孟異同編、聖學講義大意、古文學則、聖學、作文連語大成、邦國文集、柳齋筆記等

四月廿八日 水野忠徳を長崎奉行に、井戸覺弘を浦賀奉行と爲す

四月三十日 米國水師提督ペルリ琉球に上陸して首里王宮に來り國王代理と面接す

四月 中 兵學家土居正就歿す筑前式内神社圖會、筑前租考

五月 三日 幕府、江戸府下に令して婦人の理髮を業とするものを禁ず○米國水師提督ペルリ、小笠原島に赴く

五月 七日 女御九條夙子を准三宮とし給ふ

五月十七日 米國水師提督ペルリ、琉球那覇港に歸る

五月廿六日 米國水師提督ペルリ、船艦四隻を率ゐて、琉球を發し、日本に向ふ

六月 一日 將軍徳川家慶病あり

六月 三日 米國水師提督ペルリ、相模浦賀に來り將に國書を呈して修好通商を請はんとす、浦賀奉行戸田氏榮、國法を諭し長崎に回航せしむ、之を聽かず

六月 四日 幕府、長門、肥後、越前、彦根等の諸藩に命じ兵を出して江戸沿岸の要地を警備せしむ

六月 五日 老中阿部正弘、書を徳川齊昭に贈りて米艦對策を問ふ

ペルリ浦賀に來る

幕議國書入手に決す

六月 六日 米船、本牧の海上に碇泊し近海を測量す○幕府、布衣以上の登城を命じ、會議して遂に米國々書受取に決す

六月 七日 徳川家慶、阿部正弘をして徳川齊昭を駒込に訪ひ、其意見を問はしむ○幕府、伊勢大神宮に金を奉じ、寛永増上二寺に銀を納め、國家の安康を祈る

六月 八日 徳川齊昭、松平慶永に書を致し、糧食準備の必要を論ず

六月 九日 幕府、浦賀奉行戸田氏榮に命じてペルリと久里濱の假館に會見せしめ國書を受領し、和親貿易の要求は明年之に答ふる旨を傳へしむ

六月 十日 米船本牧沖に入る

六月 十二日 米國水師提督ペルリ、明春の再渡を約して浦賀を去る○幕府、諸大名に深川、洲崎海岸の警衛を命ず○起後高田城主榊原政恒、大砲六門を幕府に獻ず

六月 十三日 幕府、江戸沿岸の警戒を解く

六月 十五日 京都所司代脇坂安宅、傳奏を経て米艦渡來を奏上す○勅して國家の康寧を七社七寺に祈らせ給ふ

六月 十八日 幕府、若年寄水野忠徳、勘定奉行川路聖謨、代官江川英龍等をして内海の沿岸を巡視せしむ

六月 十九日 米國々書の和譯成る

六月 二十日 京都所司代脇坂安宅、米艦退去の旨を朝廷に奏す○幕府、作事、普請小普請三奉行に令し、努めて營繕費用を節約せしむ

ペルリ再渡を約して去る

國書を受領す

將軍薨す、

六月廿二日 征夷大將軍徳川家慶薨す年六十一〇幕府、秘して喪を發せず

六月廿三日 米國水師提督ペルリ、琉球那覇の公館に於て攝政と會見し石炭貯藏所の家屋提
供、市場の物品自由賣買を強請す

六月廿六日 幕府、始めて米國國書和譯を海防掛、三奉行、兩目付、三番頭に示して其意見
を徵す

六月廿七日 幕府、更に米國國書和譯を三家、並に溜詰諸大名に示し其意見を諮問す〇米國
水師提督ペルリ、琉球を去る

六月廿九日 和蘭人より近日、長崎に露艦の來航すべきを告ぐ

六月 中 幕府、異國船渡來の爲め諸品高値を戒む

六月 中 盛岡藩民、苛政に苦み、仙臺伊達慶邦に哀訴せる者二千餘人に達す

六月 中 宗義和、清國に賊起り、諸州を陥れし旨を上申す

七月 一日 幕府、始めて米國國書和譯を諸大小名に公示し之が意見を徵す

七月 三日 幕府、徳川齊昭に命じ隔日登城して海防の議に參せしむ

七月 六日 幕府、將軍の喪により米艦來航延期の命を長崎奉行に傳へ、蘭人を介して之を
米國に傳達せしむ

七月 九日 徳川齊昭、書を老中阿部正弘に呈し海防愚存十條五事を陳ず

七月 十日 島津齊彬、書を徳川齊昭に致し、幕府の秘密主義の不可を論ず

七月 十二日 京都所司代脇坂安宅、參内して米國國書和譯を進奏す

米國國書を
諸大名に示
し意見を徵
す

徳川齊昭海
防意見を陳
ず

五ヶ年儉約
令

露使長崎に
入港す

七月十四日 幕府、令して五年を期し節儉に努め、専ら武備を修めしめ、又西丸造營課金を
免す〇外國渡來の際兵士の戎服は隨意の便服を用ひしむ

七月十七日 露國使節プチャーチン、軍艦四隻を率ゐて長崎に來る

七月十八日 プチャーチン、長崎奉行に對し國書を捧呈して國境を定め且つ修好の事を請ふ

七月十九日 幕府、旗本の士の財を貪りて養子するを重ねて禁じ、又諸藩留守居役の驕奢を
戒飭す

七月廿二日 將軍徳川家慶の喪を發す

七月廿三日 幕府、松平近直等に令して江戸内海に砲臺を築造せしむ

七月廿四日 鑑定家古筆了伴歿す年七十九

七月廿五日 戲作者五柳亭徳升歿す年六十一 矢猛心兵、傾城外八文字、扇富士曾我物語、兩雄奇人談、三國白狐傳、
役者手柄鏡、梅屋魁双紙、敵討相宿願、武勇水陸傳、怪談春雨草紙、五
人男昔語、東國奇談月夜櫻、筑地白浪、役者
手柄鏡、後三年手管義家、江戸錦廓の春風等

七月廿九日 儒者荒井鳴門歿す年七十九 古今名談、中庸新疏、江湖詩鈔、師弟錄、吉野志、豹庵隨筆、吉野新詠、
城紀聞、浪華四時雜興、學庸啟注、曾注孟子外書、孝經釋注、遷都前後金石遺文

七月 中 幕府、外國船渡來につき浮説を唱へ、米穀を買占むるを禁ず

八月 三日 老中阿部正弘、海防掛に露國國書受取を命ず

八月 四日 前將軍徳川家慶を増上寺に葬る

八月 六日 幕府、高島秋帆の罪を赦し代官江川英龍に隸屬して築壘に力を致さしむ〇國學
者藏田太中茂樹歿す年五十六 五み草一卷、いさこの濱つ
と一卷、野山の夢一卷等

八月 七日 幕府、諸大名に命じて銃砲を江戸に致さしむ

家慶を葬す

鍋島齊正攘夷決行を建言す

露兵唐太占領を企つ

八月 八日 幕府、譜代諸大名に命じ江戸邸内の大砲、彈藥の數を具申せしむ
八月 十日 幕府、令して訓練の際に發砲するを許す
八月 十三日 幕府、更に大砲鑄造場を江戸御茶之水櫻馬場に設置す
八月 十四日 幕府、三奉行に令し軍艦製造の事を議せしむ○佐賀藩主鍋島齊正、書を幕府に呈し攘夷に決せんことを建言す

八月 十五日 幕府、鍋島齊正に命じ大砲五十門を鑄造せしむ
八月 十九日 長崎奉行水野忠徳、立山奉行所に於てプチャーチンより露國國書を受取る
八月 二十日 水戸慶篤に諭して、藩士黨派の弊風を矯正せしむ

八月 廿六日 本草家坂山浩雪歿す年五十四 百花生實圖、救荒便覽、食用菌類、芝類、百花生實圖、菌譜、有毒菌類、菌類稿本
八月 廿七日 幕府、令して諸大名上禮物品の價額を定む

八月 廿九日 島津齊彬、軍艦、兵器を和蘭人より買入れん事を幕府に請ふ

八月 三十日 露人北蝦夷地クシユンコタンに來り居處を營む

八月 中 鍋島齊正、長崎和蘭商館長ドンケル・クルチウスに軍艦數隻を和蘭より購入の斡旋方を依頼す

九月 一日 露國使節プチャーチン國書の回答を促す○露兵唐太久春古丹に上陸し、占領を企つ

九月 四日 繪師狩野探淵歿す年四十九

九月 六日 幕府、借金融通の事に付きて令す

大船製解禁

九月 十五日 幕府、令して大船製造の禁を解く○西丸老中内藤信親を老中に、酒井忠毗、鳥居忠學を若年寄と爲す

九月 十六日 幕府、旗本に金を借し、武具を修繕せしむ

九月 廿五日 幕府、令して西洋砲術を研究せしむ

九月 廿六日 幕府、江戸の沿海に邸宅を有する諸大名に砲臺の築造を許す

九月 中 幕府、旗本に令し華奢を禁じ、風儀を革良せしむ

十月 一日 幕府、蘭人をして將軍の喪を以て、米國政府に書翰の回答延期を通知せしむ

十月 四日 幕府、令して再び西洋砲術を奨勵す

十月 五日 幕府、蘭人に命じ軍艦、兵器を購入せしむ

十月 六日 幕府、諸有司に騎戦を習はしむ

十月 八日 幕府、筒井政憲、川路聖謨、古賀謹一郎等を露國使節、應接掛と爲し長崎に派遣す○田村顯影を勘定奉行と爲す

十月 十日 池田長溥歿す年五十五

十月 十七日 露國使節プチャーチン幕吏を招き直接江戸に向はんとする旨を告ぐ

十月 十八日 徳川齊昭、大砲七十四門を幕府に獻す

十月 十九日 長崎奉行水野忠徳、使を露艦に遣し近く幕使來着を告ぐ、使節プチャーチン之を聴かず

十月 廿一日 徳川家祥、西丸より本丸に移る

徳川齊昭大砲を獻す

家祥征夷大將軍宣下

島津齊彬通商不可を論ず

十月廿三日 徳川家祥を征夷大將軍内大臣と爲す○露國プチャーチン接待の薄きを憤り長崎を去る

十月廿四日 島津齊彬、書を幕府に呈し、米國通商の不可を論ず

十月廿六日 徳川齊昭、隔日登城を辭す、之を許さず

十月三十日 筒井政憲、川路聖謨、古賀謹一郎等、江戸を發し長崎に赴く

十月 中 長崎奉行水野忠徳、幕命により和蘭商館長ドンケル・タルチウスに洋式海軍の採用に付き意見を求む

十月 中 水戸慶篤、家老結城寅壽を禁錮に處す

十月 中 幕府、再び換村を濫請するを戒禁す

十一月 一日 幕府、ペルリ再渡の際要求の諾否を明言せず、平和の應接を爲すべき旨を令し、兵備を修めて其變に備へしむ

十一月 二日 幕府、勘定奉行石河政平、松平近直、目付堀利熙、勘定吟味役竹内保徳に大船製造御用を命ず

大阪町人に御用金を課す

十一月 五日 幕府、訓練、器械等に洋語を用ゆるを禁じ、邦語に譯せしむ○大阪の町人に御用金を課す

十一月 六日 幕府、代官に命じて各管内人民を諭して兵備の資金を獻せしむ

十一月 七日 中濱萬次郎を召出し普請役格と爲す

十一月十二日 幕府、徳川齊昭をして大船製造の事を掌らしむ

諸藩に江戸沿海防備を令す

十一月十四日 會津、川越、忍、彦根四藩の内海警衛を免じ、會津、川越、忍三藩に品川砲臺の守備を命じ、彦根藩をして羽田、大森を警衛せしめ、又肥後、長門、備前、因幡、筑後柳河の五藩に命じて相模、安房、上總、及び武藏本牧を守らしむ、

浦賀奉行の職祿を増し二千石と爲す

十一月十七日 俳人僧一具寂す年七十二今人發句集、俳諧故人續五百、耳さらへ、斷稿詩藻等

十一月二十日 幕府、令して大奥向の用途を節減せしむ○俳人西村藐庵歿す年七十花街漫録、茶家印譜、花街年中行事、花街起度雜記等

十一月廿三日 勅して國家の康寧を十社に祈らせ給ふ○徳川家祥、名を家定と改む

十一月 中 錢屋五兵衛獄中に歿す年五十八

十二月 三日 勅して國家の康寧を廿二社に祈らせ給ふ

十二月 五日 露使プチャーチン再び長崎に来る

十二月 八日 川路聖謨、長崎に著す

十二月 九日 諸國に令して奢侈を禁ず

十二月十一日 露使プチャーチン頻りに江戸灣に来航すべしと聲明す

十二月十二日 儒者北尾墨香歿す年四十五攝西大家詩抄六卷、攝東七家詩抄七卷、浪華四時雜詞一卷等

十二月十五日 伊澤政義を浦賀奉行に、井戸弘道を大目付と爲す

十二月十六日 幕府、大目付井戸弘道、江戸町奉行井戸覺弘、目付鶴殿長鋭、堀利熙を米國應接掛と爲す

十二月十八日 筒井政憲、川路聖謨等、プチャーチンを長崎奉行所に引見し、老中の復書を授

十二月廿二日 米國水師提督ペルリ、香港より琉球那覇港に来る○儒者神野世獻歿す年八十四

孝經指揮校本、大學
簡解 唐詩通校等

十二月廿四日 幕府、江戸市中に強盜等多きを以て、現場に之を捕殺するを許す

十二月廿六日 新一朱銀を鑄造する旨を令す○幕府、通航一覽編纂の功を賞し小十人頭宮崎

成身等に物を賜ひ、又藩鑑編纂の功を賞して書院番頭諏訪頼水等に物を與ふ

十二月廿七日 幕府、芝金杉より品川までの居民に令し、急に退轉を命ずることあるべき旨を

諭す

十二月廿八日 幕府、令して旗本の邸内に演銃場を造るを許す

十二月廿九日 水戸齊昭に終身米五千俵を與ふ

十二月三十日 幕府、相、房、總守衛の諸大名に令し外國船、内海に乗入るゝも、努めて平穩

に之を處分せしむ

安政 元年 甲寅 皇紀二五二四一年 西曆一八五四年 十一月二十七日改元

正月 四日 米艦長アダムス等、ペルリに先だちて琉球を發す

正月 七日 筒井政憲、川路聖謨等、露使プチャーチンを立山に饗す

正月 八日 是より先、プチャーチン、國境を定め、通商を開かん事を促す、川路聖謨等、固く之を拒み、他日國を開かば露國を以て第一とせん事を約す○是日プチャー

チン長崎を去る

正月 九日 蘭醫新宮涼庭歿す年六十八 泰西疫論、解體則、醫理外科則、婦人科書、
人身分難則、外藥則、療治瑣言、西遊日記

正月 十日 米國水師提督ペルリ、軍艦七隻を率る琉球那覇港を發す

正月 十一日 米船渡來の報あり、江戸城中狼狽を極む

正月 十二日 筒井政憲等、露使應接始末上申書を幕府に提出す○幕府、令して米船碇泊中は

演砲場及び操練の發砲を禁じ、以て物騒を鎮せしむ

正月 十四日 ペルリ、江戸灣入口に進み、大島沖に泊す○幕府、改めて林燧、井戸覺弘、鶴

殿長鋭、松崎純儉等を米使節應接掛りと爲し、浦賀に赴かしむ

正月 十五日 幕府、物騒鎮靜に關し取締りの町觸を出す

正月 十六日 米船、再び浦賀に來り、進んで本牧沖に入る、浦賀奉行伊澤政義、諭して浦賀

に至らしむ、ペルリ、之を肯かず○幕府、金澤藩以下九藩に命じて江戸沿海を

警備せしめ、仙臺、米澤、久留米、三藩に内外郭門を守らしむ

正月 十八日 幕吏黒川嘉兵衛等、米艦を訪問し入用品供給を申入る、以後毎日之を訪問す

正月 十九日 幕府、令して異變に備へしむ

正月 廿一日 應接使林燧等、浦賀に著してペルリに會見を申込む、ペルリ之を聽かず、却て

會見所協定につき強硬なる書付を提出す

正月 廿二日 幕府、目付堀利熙、勘定吟味役村垣範正に命じ蝦夷地を巡視せしむ○佐賀城主

鍋島齊正の諸公務を免じ、専ら長崎の守衛に盡さしむ

江戸強盜多

ペルリ再び
浦賀に來る

條約調印の顛末を朝廷に奏す

四月十七日 ペルリ、下田を發し箱館に向ふ
 四月廿一日 ペルリ、箱館に来る
 四月廿四日 幕府、火藥取扱に就きて令す
 四月廿五日 松前崇廣、米艦渡來の次第を幕府に報ず
 四月廿七日 繪師青根九江歿す年五十
 四月廿八日 吉田寅次郎捕へらる
 四月廿九日 京都所司代協坂安宅、日米條約調印の次第を朝廷に奏す
 四月三十日 幕府、徳川齊昭の隔日登城に及ばざる旨を令す
 四月 中 品川第一、第二、第三砲臺成る
 四月 中 水戸藩に反射爐を設置す
 四月 中 幕府、外船來航に由り、諸項節儉の方規を諭令す
 五月 一日 幕府、應接掛の輩に命じて、米露の應接は齟齬すること勿らしむ
 五月 三日 老中阿部正弘等、海防掛に命じ、品川砲臺を巡檢せしむ
 五月 五日 堀利興、村垣範正等、箱館に着す
 五月 六日 堀利興、村垣範正等、米艦ポーハタンに赴きペルリと會見す
 五月 八日 ペルリ、箱館を發し下田に向ふ
 五月 九日 荒尾成允を長崎奉行と爲す
 五月 十日 浦賀港にて建造せる最初の西洋型大船鳳凰丸成る

洋式大船鳳凰丸成る

鳳凰丸成る

五月十二日 ペルリ再び下田に入港す
 五月十三日 應接使林勘、井戸覺弘等、下田了仙寺に於てペルリと應接す
 五月十四日 幕府、塙山代官江川英龍に下田警備を委任す
 五月十八日 將軍徳川家定、品川邊に抵り臺場に臨み、空砲を連發せしむ○大坂城垣崩る○
 樺太駐屯の露兵退去す

江戸町人に獻金を命ず

ペルリ條約締結を促す

近畿地震

五月廿一日 國學者冷泉古風歿す年五十四石竹集、喫茶養神論、御狩之記、奈泥志古廻屋日等
 五月廿二日 林勘等、下田了仙寺に於てペルリと條約附録に調印す
 五月廿五日 幕府、江戸町人に獻金を命ず
 五月廿六日 幕府、新艦鳳凰丸の試運轉を行ふ
 六月 一日 ペルリ下田を去りて米國に歸る
 六月 四日 土岐朝昌を浦賀奉行と爲す
 六月 七日 ペルリ琉球那霸港に入りて條約締結を促す
 六月 十日 天皇、初めて近衛第に行幸あり○堀利興等、蝦夷地を巡視す
 六月十三日 幕府、令して諸大名、旗本の驕從を減じ、専ら武備を修めしむ
 六月十五日 近畿地方大地震あり
 六月十七日 米國商船、小柴村海上に來り、越後の漂民を致さんとす、諭して下田に行かしむ
 六月廿三日 ペルリ琉球を發し香港に向ふ

六月廿六日 幕府、松前崇廣に命じて箱館六里四方の地を割て、直轄と爲す

六月廿七日 歌人八木美穂歿す年五十七長和編歌

六月廿八日 浮世繪師歌川國直歿す年六十二

六月三十日 幕府、再び箱館奉行を置く、竹内保徳を箱館奉行と爲す

七月 五日 幕府、徳川齊昭をして軍制改革の議に參與せしむ

七月 六日 和蘭甲比丹トシクル・キユルチユス、書を幕府に提出して我國と米、露兩國との關係を問ひ、且つ西洋戦起り購入すべき軍艦なきを以て、去年の命に應ずる能はざる旨を告ぐ

七月 九日 幕府、令して日章旗を以て日本總船印と定む

七月十一日 儒者藤澤子山歿す年七十三佐渡志三卷、藍川詩稿一卷、校緯詩外傳、大學私考、雲齊漫錄、爲學成式、唐明近體詩集等

七月十二日 幕府、五兩判通用を停止す

七月十三日 繪師椿椿山歿す年五十四

七月二十日 筒井政憲を大目付格と爲す

七月廿三日 露船大阪近海に來航の風聞あり、天皇、減食ありて七社、七寺に勅して國家安寧を祈らしめ給ふ

七月三十日 幕府、令して武技を講ずる者は虚飾を去り、専ら實用に適せしむ

七月 中 江戸町人、貳拾萬兩を幕府に獻す

閏七月 一日 和蘭甲比丹キユルチユス、電信機を幕府に獻上し、且つ海軍術教授を長崎奉行

日章旗を以て日本總船印と定む

椿椿山歿す

江戸町人貳拾萬兩を獻す

閏七月 一日 和蘭甲比丹キユルチユス、電信機を幕府に獻上し、且つ海軍術教授を長崎奉行

水野忠徳に申出づ

閏七月 二日 和蘭船次官フアビユス、日本海軍創立に關する意見書を呈す

閏七月 七日 國學者中村守臣歿す年七十六神龜樹之卷、天逆之卷、極糸之紺の卷、韻鏡六花傳、韻鏡辨論、古事記傳補闕、幽顯神號考、字音解、出雲音圖、萬葉義訓考六卷、水鏡二卷、清樂垣之卷三卷、國號解一卷、萬葉對句、同詠格、同言葉林、冠辭追考、韻鏡正訓等

閏七月十一日 幕府、勘定奉行石川政平に皇居造營の事を掌らしむ

閏七月十五日 英國水師提督スターリング、軍艦四隻を率ゐて長崎に入り、露國と戦ふを以て英船の碇泊許可を求む

閏七月十七日 幕府、英艦に食料品を贈る

閏七月十八日 朝廷、諸臣に令して儉素を遵らせ給ふ

閏七月廿一日 歌人山本昌陰歿す年八十六

閏七月廿四日 幕府、徳川齊昭に命じ再び軍政改革に參ぜしむ

閏七月廿五日 米船二隻、下田に入る

閏七月廿七日 横綱不知火諾右衛門歿す年五十四

閏七月 中 幕府に勅して外國の處分機宜を失ふ可からざる事を戒飭す

八月 五日 俳優八代市川團十郎自害す年三十二

八月 六日 スターリング、返書を促す

八月十三日 長崎奉行水野忠徳、スターリングと會見し、日本の港灣内にて露國と戦ふ可からざるを告げ、且つ開港承諾の内意を傳ふ○陶宮術祖横山丸三歿す年七十五

米船下田に入る

英船長崎に入る

八月十三日 長崎奉行水野忠徳、スターリングと會見し、日本の港灣内にて露國と戦ふ可からざるを告げ、且つ開港承諾の内意を傳ふ○陶宮術祖横山丸三歿す年七十五

日英和親條約成る

千種有功歿す

佐久間象山
吉田寅次郎
整居す

八月十七日 蘭醫土生玄碩歿す年八十七

八月十八日 スターリング、條約案文を提出す

八月十九日 僧鳳健寂す 略撰八轉義講義、西谷名目補翼、因明照量記、西谷名目玄談、同有昧無昧辨、俱含圖記、四明十義書不忘唯、識三類境科文、十句義府骨、因明大疏席助解等

八月廿一日 國學者福田大華歿す年五十九

八月廿三日 長崎奉行水野忠徳、英國水師提督スターリングと應接し日英和親條約を締結して長崎、箱館の二港を開く

八月廿四日 福山藩士山岡八十郎、藩主阿部正弘が外國處分の國體を辱しめしを以て、後來の事を諫めて自殺す

八月廿七日 堀利禰を箱館奉行と爲す

八月廿八日 歌人千種有功薨す年五十九 和漢草一卷、日枝の百枝、ふる鏡、倭漢脚二卷、千々廻舎集、有功卿集

八月廿九日 英船長崎を去る

八月三十日 プチャーチン箱館に來り、書を老中に寄せて、將に大坂に赴かんとするを告ぐ

九月 二日 幕府、日米和親條約に均霑して和蘭の爲に下田、箱館の二港を開く

九月 七日 露艦箱館を發し大坂に向ふ

九月十三日 幕府、英國との條約及び英艦長崎退去を布告す

九月十七日 露艦大坂灣に來る

九月十八日 露艦安治川沖に入る、尋で、幕府、是を下田に廻航せしむ○幕府、佐久間象山、吉田寅次郎 略に整居を命ず○陶工永樂保全歿す年六十

武家諸法度を頒つ

九月十九日 詩人長谷川雨蕉歿す年七十

九月廿一日 俳人石川一夢歿す年五十一

九月廿二日 幕府、大坂城代土屋寅直に露船に退帆命令を出すべき旨を通達す

九月廿五日 幕府、武家諸法度を頒つ

九月廿八日 京都所司代協坂安宅參内し、露船來航に就き委細を朝廷に上奏す

十月 三日 露艦、大坂を發す

十月 四日 露艦紀伊加太浦に來り、尋で下田に向ふ

十月 八日 幕府、近畿の浮説取締令を出す○普請奉行等に命じて講武所創建のことを調査せしむ

十月 十日 三絃家鶴澤蟻風歿す年八十四

十月十四日 露艦下田に入る

十月十七日 幕府、大目付筒井政憲、勘定奉行川路聖謨、下田奉行伊澤政義に命じて、露使と應接せしむ

十月十八日 川路聖謨等、江戸を發し下田に赴く

十月二十日 國學者友部鳩舎歿す年六十八

十月廿二日 川路聖謨下田に著す

十月廿三日 筒井政憲下田に著す

十月廿四日 露將ポシエツト、川路聖謨等の宿所に至る

十月廿七日 川路聖謨等、會見所に就き評議す
 十月廿九日 川路聖謨等、旅宿を下田太平寺に移す
 十一月 二日 露使プチャーチン、川路聖謨等を軍艦に招きて饗應す
 十一月 三日 川路聖謨、高井政憲等、下田玉泉寺に於てプチャーチンと第一回會見を行ふ
 十一月 四日 畿内、東海諸國大地震あり、プチャーチンの乗船デヤナ號、下田にて海嘯の爲め破損し、尋で海に沈む、幕府、之を同國戸田村に舍く
 十一月 六日 能役者梅若六郎歿す年七十九〇僧榮祥寂す年六十 醫珠鈔三卷、諸流印信集二卷、論場旗鼓引據、章科文、北越美談、傳流菴頂見聞記、兩部習合神道口訣、秘部口訣、臨終用心等
 十一月 八日 幕府、暴利取締令を出す
 十一月 九日 米船薩摩山川に來り、薪水を乞て去る
 十一月十六日 幕府島取城主池田慶徳の本牧警衛を免じ、松江城主松平定安を之に代へ、松代城主眞田幸教、庄内城主酒井忠發に品川臺場の警衛を命ず
 十一月十八日 幕府、小濱城主酒井忠義、郡山城主柳澤保徳等に京都警衛を命じ、和歌山城主徳川慶福、徳島城主蜂須賀齊裕、明石城主松平齊憲をして砲臺を紀伊加田、淡路由良、岩屋、播磨明石に築き、大坂を警衛せしむ
 十一月廿三日 幕府、破損したる露艦を戸田村に於て修理せしむ
 十一月廿六日 露船下田を發し戸田村に向ふ
 十一月廿七日 改元あり〇露船再び破損して駿河三軒屋濱に漂著す
 改元

十一月廿八日 露使プチャーチン等、戸田村に至る、代官江川英龍等、食料供與、小屋掛等の應急手当を爲す
 十一月 中 幕府、戸田村に於て露使の爲め新一船を造らしむ、我船匠、始めて洋式造船術を習得す
 十二月 二日 漂著せる露船を戸田浦に廻送せんとし、一本松浦に至りて沈没す、儒者中川漁村歿す年五十八 三續錄詩文集
 十二月 四日 劍客渡邊邦藏歿す年四十七
 十二月 七日 幕府、一萬兩を朝廷に上る
 十二月 九日 米國使節アダムス下田に來り、大統領捺印の條約書を上り、將軍の鉛印を請ふ
 十二月十二日 佛船、下田に來り、三河の漂民を送致す、戸田浦の露人、之を聞き襲て其船を奪はんとす、佛船去る
 十二月十四日 幕府、米露應接は一轍に出るを要せしむ
 十二月十八日 幕府、米澤城主上杉齊憲、松本城主戸田光則の治績を賞す
 十二月十九日 幕府、萬石以下に令して文武を奨勵し、人材を陶冶せしむ
 十二月二十日 幕府令して、演砲場の従前期限あるものは、總て終歲演習を許す
 十二月廿一日 下田に於て筒井政憲、川路聖謨等、プチャーチンと日露和親條約に調印し、下田、箱館、長崎三港を開き、擇捉、得撫兩島の間を以て國境と定め、唐太を兩國雜居地と定む
 日露和親條約成る

毀鐘鐘砲

十二月廿三日 勅して諸國寺院の梵鐘を鑄て、砲銃を造らしめ給ふ
十二月廿四日 水野忠徳を勘定奉行と爲す○國學者飯野厚比歿す年五十八若葉日記、鐵園雜記十八卷、鐵園歌集、時雨の卷一卷等
十二月廿五日 筒井政憲、川路聖謨ブチャーチンと下田長樂寺に會し、露使歸國の方法に付きて審議す

十二月廿六日 幕府、川路聖謨等を江戸に召還す
十二月廿八日 江戸神田大火あり

安政二年 乙卯 皇紀二五一五年 西曆一八五五年

正月 一日 清國商船伊勢田曾浦に漂到す、之を長崎に送る
正月 三日 川路聖謨等、江戸に歸る
正月 四日 伊佐新次郎、平山謙二郎、合原操藏、永持亨次郎等、ポーハタンに赴き米使アダムスと會見す
正月 五日 下田長樂寺に於て日米神奈川條約の批准交換を了る
正月 六日 米使アダムス下田を發して國に歸る
正月十四日 徳川齊昭、關白鷹司政通に依りて自製の琵琶を朝廷に献上す
正月十六日 江川太郎左衛門歿す年五十五
正月廿七日 米船フミー號下田に來る
正月廿八日 徳川家定、諸大名に乗馬を命じて之を觀る
正月 中 金子重輔獄死す年二十五

伊佐新次郎
ポーハタン
に赴く
神奈川條約
の批准を了
す
江川太郎左
衛門歿す

講武所總裁を置く

蝦夷を直轄地とす

諸大名に儉約を令す

二月 四日 露使ブチャーチン下田に來り米船を借受け歸國するに決す
二月 五日 幕府、跡部良弼、土岐頼旨、九鬼隆都等をして築地講武所を管理せしむ
二月 六日 幕府、講武所總裁、同頭取を置く○藤岡藤十郎、富藏等と共に謀して幕府御金藏の小判四千兩を盗む

二月 九日 米船、下田より戸田村に向ふ
二月十二日 川路聖謨、再び江戸より下田に赴く
二月十八日 川路聖謨、下田に着す
二月廿二日 幕府、再び松前崇廣に命じて東西蝦夷地を上納せしめて直轄地と爲す

二月廿三日 川路聖謨、下田より戸田に來る
二月廿四日 川路聖謨等、露使ブチャーチンと戸田村大行寺に應接す
三月廿六日 二代清元延壽太夫歿す年五十四

二月廿七日 米船一隻、又下田に來る
二月廿九日 前江戸町奉行遠山景元歿す年五十三
二月三十日 米船、戸田に來りしも露人との乗船代金、折合はずして國に歸る

三月 三日 幕府、令して梵鐘にて大砲を鑄らしめ、新に銅佛を鑄るを禁す
三月 五日 幕府、萬石以上の諸大名に儉約令を出す
三月 六日 俳優坂東しうか歿す年四十三

三月 七日 國學者千葉葛野歿す年五十六萬事記詞の玉衣、樞圖考、魚のぬひめ、玉の緒糸口、古語拾遺注、またの知るべ、糸のぬひめ、源氏空蟬卷、名目抄参考、建久百首解、ち

佛艦長崎に

三月十七日 戸田村にて建造せる露人のスクネル船出來し、是日之を試運轉す
三月十八日 皇居の造營を始む○佛國軍艦長崎に來る
三月十九日 英國船長崎に來る

三月廿一日 老中、諸有司、遠途騎行を鎌倉に試む

三月廿二日 露使プチャーチン等、スクーネル船に乗じて戸田村を去る

三月廿七日 幕府、伊達慶邦、佐竹義勝に命じて蝦夷地の警衛に従はしむ○歌人前田宗泰歿す年五十四

三月 中 米艦下田に來りて日本海を測量せんことを請ふ

米艦日本海を測量せんことを請ふ

四月 四日 儒者宮永虞臣歿す年五十八 醉餘漫筆、助語方言、海防論、周易河圖洛書解、名象略辨、大學斷疑、中庸斷疑、老子連歸藏、周易乾坤象解、周易乾坤義理解、周易大象義、周易雜

收、周易生音、覆瓿象解、小畜象卦對象、註經餘言

四月 九日 露國政府、我國に向ひ感謝狀を發す

四月 十日 幕府、日本海測量は遽に回答をなし難き旨を米艦に答ふ

四月十一日 繪師平井顯齋歿す年五十五

四月十三日 米艦下田を去る

四月廿一日 幕府、令して馬の尾筋を切斷して形容を整ふを禁す

四月廿五日 幕府、蝦夷地警衛の境界を定む

五月 一日 川村修就を長崎奉行と爲す

五月十一日 幕府、令して講武所に演習する者をして軍制にて操練せしめ、銃砲は總て西洋流を用ひしむ

五月十四日 幕府、松前崇廣の兵を遣して北蝦夷地クシニコタンの露人の舊營を焼かしむ

五月十八日 書家篠原徴餘歿す年六十八 藤樹文集十九卷、朱陸年譜通放五卷、程蘇學辨四卷、藝祖基命錄、柳河先生行實一卷等

五月廿二日 下田奉行都築峯重を禁裏附と爲す○下曾根金三郎、門人を率ゐて大操練を鼠山に試む

五月廿五日 村田清風歿す年七十二

五月廿六日 陶工高橋道八歿す年七十三

五月廿七日 幕府、大森村及び徳丸原に於て大砲稽古は自今願書差出すに及ばずと令す

六月 一日 米艦下田の露人二百七十名を載せてカンサスカに赴く

六月 八日 和蘭甲比丹キユルチユス、書を長崎奉行に呈し、國王より汽船を幕府に寄贈すべき事を通告す、尋で、幕府、之を受領し觀光丸と名づく

六月十七日 儒者菊地五山歿す年八十四 詩話十六卷、五山堂詩稿

六月廿三日 國學者色川三中歿す年五十四 日本紀抄、皇國田制考、異號年表、足柄日記、衣手雜記、國史問答三卷、度量考三卷、草木考七卷、千種の花十四卷、野中の清水七卷、萬葉集名物

字類六卷、片葉雜記、東海隨筆十卷、六龍集、火攻品解、和名部類、最品便覽、おもひ草

六月廿八日 詩人中島棕隱歿す年七十七 鴨東四時雜咏

七月 三日 幕府、令して西洋流銃陣を演習せしむ

七月十五日 軍談師二代伊藤燕凌歿す年五十五

洋式銃陣演習

和蘭觀光丸寄贈

幕府條約事
情を奏上す
海軍練習所
設置

七月廿八日 幕府禁裏附都築峯重に命じ入洛して英、米、露三國との條約謄本を呈し、且つ
其事情を奏上せしむ
七月廿九日 幕府、長崎に海軍練習所を設置し、觀光丸を練習艦と爲し、蘭人を招聘して西
洋銃陣及び砲術を學ばしめ、永井尙志をして之を監督せしむ○勝義邦、矢田堀
景藏に命じて蘭人に就き海軍傳習を行はしむ

八月 四日 老中松平乗全、松平忠優を罷免す

八月 七日 幕府、令して諸政虚飾に流るるを以て、逐次、簡易の制に復せしむ

八月 九日 土岐頼旨、跡部良弼を太目付に、石谷穆清を勘定奉行と爲す

八月 十一日 繪師沖一峨歿す年五十八

八月 十二日 俳人中江晚籜歿す年六十八 細道の琴、宰府紀行、
吉野行脚、更科の杖

八月 十三日 幕府、條約書寫を諸大名及び麾下の士に頒示す○鹿兒島城主島津齊彬、戰艦昌
平丸を幕府に獻す

八月 十五日 幕府、徳川齊昭に命じ政事に參與せしむ

八月 十六日 幕府、令して圍米をなさしむ

八月 二十日 國學者横山桂子歿す年五十六

八月 廿四日 老中阿部正弘、海軍傳習生心得方を傳達す

八月 廿八日 英國水師提督スターリング書を長崎奉行に呈して國王より汽船を幕府に寄贈す
べきを告ぐ

圍米令

古賀謹一郎
洋學所頭取
となる

八月 廿九日 幕府、始めて古賀謹一郎を洋學所頭取と爲す

八月 中 幕府、外夷來航の折柄諸事を節約して大いに士氣を更革せしむ

八月 中 幕府、令して神田明神の神輿の城内に昇入を停む

八月 中 幕府、問屋以外の米穀賣買を禁ず

九月 三日 海軍傳習生、昌平丸に乗船し品川を發して長崎に向ふ

九月 七日 幕府、馬揃を行ふ

九月 十八日 都築峯重京都所司代脇坂安宅と參内し、米、露、英三國條約につき委曲奏上す

九月 廿二日 朝廷、三國條約締結につき慰諭の勅旨を賜ふ

九月 廿八日 幕府、旗本に令して癸丑の年、貸與せし金を納るを止め、各銃砲を整備せしむ

十月 二日 江戸に大地震起る、死者二十萬餘人に達し、水戸藩士藤田東湖 年五
回天詩史、常陸
藩、論居詩存、

心のと、彰考館先進記、弘道館
述義、東湖封事、同隆筆、同遺稿 戸田忠敬 年五
十三等亦震死す

十月 四日 幕府、令して諸大名をして隨意に國に就かしむ○國學者本居内遠歿す年六十四

賤者考、大卿食机考、獨考辨、初階集、田租度量考、三福編考、官職略抄、墨島考、金枕抄、田租租法、古
事記年立、古學大意、小野小町考、冠帽革制考、古調考、熊野祭神考、日本紀若浦鶴抄、尖食禁忌考、眞律考

十月 九日 堀田正篤 正、を老中と爲す

十月 十四日 幕府、大いに蝦夷地の開墾を計畫し、庶民の志願者をして上請せしめ移住せし
めんとす

十月 十五日 佛國、琉球王と和親條約を締結す

十月 十六日 幕府、令して諸事簡易の古制に復し、服制を略し、火事服の華美を禁じ、諸大

蝦夷地開墾
計畫

和蘭勸説

正月十六日 幕府、三奉行兩目付及び長崎、箱館兩奉行に命じてハリスを江戸に召すの順序を調査せしむ

正月十八日 蕃書調所に於て洋書翻譯及び教授を開始す

正月廿二日 大久保忠寛を長崎奉行と爲す

二月 五日 和蘭領事キユルチユス更に長崎奉行に書を致し、英人廣東を焼きし顛末を述べ、且つ我が對外措置を改め、速に國是を定め、以て不測の外患を避けん事を忠告す

二月 八日 右大臣大炊御門經久を罷む、内大臣鷹司輔熙を右大臣に、廣幡基豊を内大臣と爲す

多紀元堅歿す

二月十四日 蘭醫多紀元堅歿す年六十三 素問紹識、診病奇候、時選讀我書、傷寒論述義、傷寒要、金匱述義、雜病廣要、外科廣要、藥法通義

二月十七日 儒者梅辻春樵歿す年八十二 春樵隱士家稿十卷等

二月十九日 長崎入港の清商より同國の長髮賊叛亂を報ず

二月廿四日 蘭醫大槻西磐歿す年四十 遠西紀略四卷、卜那把盧的紀略、外蕃通表、西洋新史

三月 七日 ハリス、更に幕府に致し、上言の事を促す

三月十三日 筑後三池藩主立花種恭、石炭十萬斤を幕府に獻上す○小笠原長常を浦賀奉行と爲す

三月廿八日 幕府、蝦夷地開墾の村々より初めて年貢を徵收す

軍艦操練所を置く

四月十一日 幕府、軍艦操練所を講武所内に設く

四月十五日 水野忠徳を長崎奉行と爲す

四月十六日 幕府、火藥座を設く

四月十七日 幕府、箱館新田の初貢米三俵を朝廷に獻上す

四月廿七日 幕府、空地を開墾し以て武備の資助たらしむ

四月廿八日 幕府、讃岐高松城主松平頼胤に大阪木津川臺場を、出雲松江城主松平平安に大坂安治川臺場を、伊豫松山城城主松平勝善に神奈川警衛を命ず

五月 五日 幕府、下田奉行中村時萬に令し、外人に金銀引換及び諸品の直賣を許し、又下田、箱館の外人遊歩規定撤去の請を拒絶せしむ

五月 六日 三絃家百瀬檢校歿す年六十二

五月 七日 幕府、下田奉行中村時萬に命じ下田に赴き、ハリスと應接せしむ

五月十一日 儒者宮澤欽齋歿す年六十三 諸經傳講義

五月十三日 幕府、御金藏破りの藤岡藤十郎、富藏等を磔す

五月十四日 三條實萬、中山忠能、島津齊彬等、近衛忠熙邸に會して國事を議す

五月十五日 内大臣廣幡基豊を罷む、三條實萬を内大臣と爲す

五月十八日 松平時之助、鈴録二十冊の新版を幕府に獻す

五月廿一日 幕府、町醫桑田立齋に命じて痘を蝦夷人に植ゑしむ

五月廿六日 下田奉行井上清直、中村時萬、ハリスと會見し下田條約に調印し、下田、箱館に米人在留を許し、又金銀の同量交換の法を定む

下田條約調印

三條實萬等近衛邸に國事を議す

諸藩に臺場警備を令す

ハリス登營を不可とす

松平慶永等
徳川慶喜を
世子に推す

ハリス將軍
に謁す

八月 中 儒醫池田霧溪歿す年七十七 種痘辨義、痘疹唇舌秘訣、治痘要訣、續痘科辨要、痘瘡食物考、古今痘疹類篇大成、治痘論痘科翻説、痘瘡養生訣、治痘要方等

九月 七日 長崎奉行水野忠徳、荒尾成允、目付岩瀬忠震等、ブチャーチンと日露條約追加に調印す

九月 十日 老中牧野忠雅を罷む

九月 十三日 松平忠固を老中と爲す

九月 十六日 松平慶永、蜂須賀齊裕等、連署して書を老中堀田正睦に致し、智徳兼備の繼嗣を定むべきを建議し、一橋慶喜を推薦す、繼嗣問題漸く喧し

九月 廿七日 幕府、令して江戸城門番所備付の小銃を西洋製の銃と爲さしむ

十月 七日 米使ハリス下田を發す

十月 八日 幕府、ハリス出府に付き、通行の町々取締及び心得を令す

十月 十三日 將軍徳川家定、吹上に於て公事裁許を觀る

十月 十四日 ハリス江戸に著して蕃書調所に館す、大目付土岐頼旨、上使として之を訪ふ

十月 十八日 ハリス老中堀田正睦を訪ひて米國國書寫を呈す

十月 廿一日 米使ハリス登營して將軍徳川家定に謁して國書を呈す

十月 廿二日 儒者朝川眠雲歿す年四十四 尙書古今文管鏡、紀郊新書秘解、天正本孫子曹註、縣補、征韓實記、長政通羅戰記、眠雲札記等

十月 廿六日 ハリス老中堀田正睦を訪ひて世界の形勢を語り、通商貿易の必要なる所以を論ず

十月 中 幕府、長崎の造船所を起工す

ハリス呈書
寫を諸大名
に示す

十一月 一日 幕府、米國書翰の和譯及びハリス呈書の書取を諸大名に示す

十一月 二日 ハリス、江戸を遊歩す

十一月 三日 幕府、露蘭兩國に貿易を長崎、箱館にて許し、其他の各國も之に倣ふ旨を令す

十一月 六日 蕃書調所に於て土岐頼旨、川路聖謨、鶺殿長銳、井上清直、永井尙志等、ハリスと會見し交易順序及公使を置く各國の禮制等を詢問す

十一月 十日 老中脇坂安宅をして米使ハリス登營始末を朝廷に上奏せしむ

十一月 十四日 名刀匠山浦清麿 四谷正宗 自害す年四十六

十一月 十五日 幕府、ハリス上申書を諸大名に示し、將に通商を開くを以て之が意見を建白せしむ○近世雅樂の泰斗安部季良歿す年八十三

十一月 廿八日 毛利慶親、外交意見書を幕府に呈す

十一月 中 岩國下手渡城主立花種恭、藩校修道館を創設す

十二月 二日 老中堀田正睦、ハリスを私邸に招きて國書の返翰を與へ、交易及び公使を江戸に置くを許す

十二月 三日 水戸人堀口克之助等、ハリスを刺さんとし、事覺はれて捕へらる

十二月 四日 井上清直、岩瀬忠震をしてハリスと議せしめ、江戸、大阪、兵庫、新潟の四港を開く事を約す

十二月 六日 幕府、制度改革を諸大名に告げ之が意見を徵す

十二月 八日 幕府、林麴、目付津田正路をして外國處分の事を奏せしむ

十二月十一日 井上清直、岩瀬忠震等、ハリスと通商條約を協定す

十二月十二日 幕府、ハリスの上言書及び應接書を諸大名に示して各意見を上申せしむ

十二月十三日 京都所司代本多忠民、書を朝廷に上りて米國と通商條約を締結すべき旨を奏す

十二月十五日 幕府、ハリスの上言書を頒布し、非常に制度を變革するを令す

十二月十八日 幕府、徳川齊昭の旭日丸造船の勞を賞し、黄金百枚、時服三十領を與ふ

十二月廿三日 幕府に勅して畿内近國に公使を置き、且つ港灣を開く可からざるを戒諭せらる

十二月廿五日 日米通商條約十四ヶ條草案成る

十二月廿六日 林麴、津田正路、京都に著す

十二月廿八日 池田頼方を寺社奉行に、伊澤政義を江戸奉行に、岡部長常を長崎奉行と爲す

十二月廿九日 林麴、津田正路、書を朝廷に上りて通商條約締結の事情を奏す○幕府諸大名に登城を命じて、通商條約締結に就きての意見を徵す○幕府、更に五年間節儉を令す

十二月三十日 幕府、海防掛りを御三家に遣し條約顛末を説明せしむ

安政五年 戊午 皇紀二五二一八年 西曆一八五八年

正月 一日 徳川慶喜、賀正の爲め登營して老中堀田正睦に面し、徳川齊昭と幕府の調停を約す

正月 二日 徳川慶喜、小石川邸に赴き徳川齊昭に面し諫言して京都への文通を停む

正月 四日 徳川慶喜、私邸に川路聖謨、永井尙志、岩瀬忠震等を招きて幕府への執り成し

徳川慶喜、實父齊昭に面して京都

通商條約の意見を諸大名に徵す

勅して通商の不可を戒諭せらる

を依頼し、唐織を願與す

幕府、遂に意を決し來三月五日を以て日米假條約調印の期と定む

正月 六日 島津齊彬、書を左大臣近衛忠熙、内大臣三條實萬に呈し徳川慶喜を將軍の世子と爲す朝旨を幕府に下さんことを請ふ

正月 八日 幕府、老中堀田正睦に上洛を命じ、日米條約調印の勅許を請はしむ

正月 九日 勘定奉行川路聖謨、目付岩瀬忠震等に堀田正睦の隨行を命ず

正月 十日 山内豊信、徳川慶喜を將軍繼嗣とせん事を堀田正睦に建議す

正月十四日 幕府鎖國制變革の趣、奏聞に付き、關白九條尙忠、前關白鷹司政通、勅旨を奉じて三公、攝家及議奏、傳奏に之が意見を諮詢せらる、左大臣近衛忠熙等十二人、各上書して之に奉答す○操練場を江戸深川越中島に設く

天皇、宸翰を關白九條尙忠に賜ひ、時事につき叡慮を諭示し給ふ

正月廿一日 堀田正睦、川路聖謨、岩瀬忠震、江戸を發す○ハリス、江戸より下田に歸る

正月廿二日 近江彦根藩主井伊直弼、密に家臣長野義言を京都に遣し時勢を探索せしむ

正月廿五日 朝廷、諸公卿等に勅し外交意見を上奏せしめ給ふ

正月廿七日 越前藩主松平慶永、家臣橋本左内を京都に遣し三條實萬に就き諸公卿間に遊說せしむ

正月廿八日 島津齊彬、書を松平慶永に致し、内勅によりて將軍繼嗣を定めん事を建言す

二月 一日 松平慶永、老中松平忠固を訪ひ島津齊彬の書を示して勸告するところあり○朝

への文通を停む

堀田正睦上洛して條約調印の勅許を請ふ

橋本左内の京都遊說

孝明天皇——安政五年

橋本左内京都に入る

江戸大火

朝廷會議

二月二日 幕府、命じて米國條約を日光山東照宮の廟に告ぐ
 二月五日 老中堀田正睦等、京都に着す
 二月七日 福井藩士橋本左内、京都に入り徳川慶喜推薦運動を開始す
 二月九日 老中堀田正睦、參内して日米條約事情を奏し、勅許せられん事を奏請す
 二月十日 江戸大火あり、十二萬四百餘戸を焼失す
 二月十一日 議奏久我建通、傳奏廣橋光成等、堀田正睦の旅館に臨む、川路聖謨、岩瀬忠震、西洋の大勢を説きて條約調印の止むべからざる事を辯疏す
 二月十五日 儒者本莊星川歿す年七十三輔導規範五卷、東行日録一卷、青山茶話一卷等
 二月十六日 天皇、宸翰を左大臣近衛忠熙に賜ひ、容易に條約勅允の奏請を容るべからざる旨を諭し給ふ
 二月十七日 密に清水成就院月照、法性院信海に勅して、國家の康寧を高野山に祈らしむ
 二月二十日 諸國に令して燼楮茶等を植ゑ、蠟漆紙茶の蕃殖を計らしむ
 二月廿一日 朝廷會議あり、遂に條約勅許の事は重大なるを以て、諸大名の再議を要すべきに決す
 二月廿二日 狂歌師二代千種庵諸持歿す年六十八
 二月廿三日 傳奏廣橋光成、議奏久我建通、同徳大寺公純等、朝旨を堀田正睦に傳へ、條約調印の事は更に三家以下諸大名の意見を徴し、且つ開港場は畿内近國には許さ

堀田正睦條約延期をハリスに求む

朝議沸騰

二月廿六日 堀田正睦、朝旨を幕府に傳達す
 二月廿八日 幕府、ハリス將に條約調印猶豫期終るに及び江戸出府の旨を堀田正睦に報ず
 二月 中 戯作者柳下亭種員歿す年五十二白籬物語二十卷、童謡妙々東、英勇效頓政、面白草紙、雨夜鐘四谷條等一首、女郎花五色石台、假名反古、一休草紙、自來也物語、新撰歌俳百人
 二月 中 幕府、萬石以上、以下に令して米穀を江戸に輸送して之を販賣せしむ
 二月 中 俳人伊東颯歿す年七十六萬葉集註釋二十卷
 三月 一日 老中堀田正睦、書をハリスに贈りて更に條約調印延期を求む
 三月 四日 米國海軍提督ペルリ紐育にて逝く、年六十五日本遠征記
 三月 五日 ハリス再び江戸に來り、條約の調印を促す○老中堀田正睦、人心歸向は幕府其責に任じ、必ず之を鎮撫する旨を奏す
 三月 七日 中山忠能等七人、連署して通商貿易の不可を陳じ、諸大名熟議の後、勅答あらん事を奏請す
 三月 八日 教育家、大原幽學歿す年六十二微妙幽玄考、發教錄、道徳百話、口まめ草、規式解、調論集
 三月 十日 朝廷、勅して關白九條尙忠の奏上せる條約一件關東委任に關する勅答案の可否を親王及び諸公卿等に議せしめ給ふ
 三月十二日 中山忠能、大炊御門家信、大原重徳等八十八人、參内して意見を上り關東委任の不可を論ず

朝廷、海防係を命ず

三月十四日 公家衆百餘人、關白九條尙忠に迫り更に勅答案に付きて切論し、朝議、遂に修正に決す

三月十五日 朝廷、青蓮院宮尊融法親王、三條實美、中山忠能に海防係を命ぜらる

三月十七日 武家傳奏東坊城聽長を罷免す○禁裏附都築駿河守峯重自殺す

三月十八日 九條家臣島田左近、書を長野主膳に送り粟田宮、近衛忠熙、三條實萬の三名が京都側反對の首魁なる旨を報ず

三月二十日 朝廷、老中堀田正睦を小御所に召し、更に三家以下諸大名の意見を徴して再び勅裁を請ふべき宣旨を賜ふ○岩瀬忠震、勅書を奉じて即日江戸に赴く

三月廿一日 内大臣三條實萬を罷む、一條忠香を内大臣と爲す

三月廿二日 天皇、内勅を久我建通に賜ひて今回の返答は國家の安危に關するものにして、憂念に堪へざれば熟考して更に文案を改むる様、盡力すべしと仰せらる○堀田

正睦、書を朝廷に上り、條約調印否に關する勅旨の條目を示し給はん事を奏請す○傳奏廣橋光成等、堀田正睦の旅館に臨みて、將軍の繼嗣たるべき者は英傑にして、人望あり、且つ年長の者を選ぶべき朝旨を傳ふ

三月廿四日 堀田正睦、米國條約の談判變更し難き由を陳疏し、意外の變には臨機之を處決せん事を奏請す

條約不許可

三月廿六日 朝廷、堀田正睦に條約不許可の勅諭書を授け、又將軍の世子を治定し、政務を扶助せしむべき内旨を下す

三月廿七日 伏見宮邦家親王の王子豊宮を親王とし、名を嘉彰と賜ふ

四月 一日 將軍德川家定、和蘭領事キユルチユスを引見す

四月 三日 岩瀬忠震、江戸に著す

四月 五日 老中堀田正睦、京都を發し、空しく東歸の途に就く

四月 七日 ハリス、條約調印を督促す

四月十一日 橋本左内、京都を發し越前に歸る

四月二十日 堀田正睦、江戸に歸る

四月廿二日 堀田正睦、將軍德川家定に謁し松平慶永を後見職に推薦せるも之を許さず

四月廿三日 井伊直弼を大老と爲す

四月廿四日 老中堀田正睦、ハリスを私邸に招き條約調印の延期を求む

四月廿五日 幕府、三家以下諸大名を召して勅答書を示し、重ねて條約調印の可否を具申せしむ

四月廿六日 大老井伊直弼、始て將軍德川家定に謁す○應接掛井上清直、岩瀬忠震、再びハリスに面接し國情を説き條約調印の延期を請ふ

四月廿七日 大老井伊直弼、一橋黨の越前松平慶永を自邸に招き之を説伏す

四月廿八日 米使ハリス遂に條約調印の延期を諾す

五月 二日 老中、連署の書をハリスに贈り條約調印の期を七月二十七日と定む

五月 四日 池田慶徳、毛利慶親、池田慶政等、條約許可は勢已むを得ざる旨を幕府に上申

堀内正睦空しく東歸す

井伊直弼大老となる

重ねて諸大名の意見を徴す

八月廿五日 此頃、水戸藩士、下總小金驛に屯集し、以て幕府を脅し、勅諭逕達斷行、三連枝藩政干渉の停止を行はんとす

八月廿七日 長野義言、桑名に抵り京都所司代酒井忠義に面接し梅田源次郎、梁川星巖、頼三樹三郎等を捕縛し、以て堂上の氣を挫くべしと建言す○鵜飼幸吉、京都に着し、萬里小路正房に就いて復奏す○平賀勝足を大目付と爲す

八月廿八日 太田資始、間部詮勝、水戸邸に至りて命を徳川慶篤に傳へ、勅諭を諸大名に回示すべからずと嚴達す○儒者篠崎竹陰歿す年五十餘 綱鑑易知錄四十八卷、明鑑易知錄七卷、竹陰文稿一卷、訥堂文稿一卷等

八月廿九日 儒醫澁江抽齋歿す年五十四 經籍訪古志六卷、同補遺一卷、素問讀小、直舍傳記抄、靈樞謁義、雜錄、隨筆、日記、吟稿、留眞譜、呂合大夫等

八月三十日 幕府、徳川慶篤に命じ家老安島帶刀等、五人を退けしむ

八月 中 儒者昌谷精溪歿す年六十七 周易晉訓書、清溪日記二十五卷、集傳纂疏、小學合纂等

九月 一日 關白九條尙忠、硬派公卿に排斥せられ、遂に辭表呈出の已むなきに至る

九月 三日 老中間部詮勝、江戸を發し上洛す○京都所司代酒井忠義、京都に入る○外國奉行水野忠徳、永井尙志、目付野山兼寛、佛國使節グロと應接し、日佛通商條約に調印す

九月 四日 關白九條尙忠の内覽を罷め、左大臣近衛忠熈に内覽の宣旨を賜ふ○詩人梁川星巖歿す年七十 星巖詩集二卷、星巖絶句刪一卷、星巖集、絶句刪、星巖成集、香嚴集、續大集

九月 五日 幕府、諸大名、有司の殿中に於て面會するを禁ず○毛利慶親、條約調印に關する意見書を幕府に呈す

九月 六日 繪師初代安藤廣重歿す年六十二 東海道五十三次、都名所百景等

九月 七日 幕府、處士梅田源次郎を京都に捕ふ○京都所司代酒井忠義、書を傳奏に贈り、關白九條尙忠の辭表聽許は幕府の答奏を待ちて決せられん事を請ひ、萬一遽に勅許あらば公武の間憂ふべきものあらんと奏す○在京の志士、四方に離散す○幕府、日佛通商條約調印を布告す

九月 八日 間部詮勝、信濃和田驛にて關白九條尙忠辭職の報に接し、直に書を幕府に寄せて其返答を延引せしむ

九月 十日 鹿兒島藩士西郷吉之助、僧月照、有村俊齋、京都を發して鹿兒島に潛匿す○繪師鈴木其一歿す年六十三

九月十三日 彫刻家高橋鳳雲歿す年四十九

九月十四日 毛利敬親、其家臣を周布政之助を京都に遣し勅答書を上らしむ

九月十五日 繪師三村晴山歿す年五十九

九月十六日 間部詮勝、京都町奉行小笠原長常を大津に召し、鵜飼吉左衛門父子の追捕を命ず○幕府遂に三連枝の水戸邸監視を解除す

九月十七日 老中間部詮勝京都に入り妙滿寺に館し病と稱して出でず在京志士の捕縛に努む

鵜飼父子の就縛
西郷吉之助等薩摩に潛匿す
安藤廣重歿す
安政大獄起る
梁川星巖歿す
日佛通商條約成る

九月十八日 幕府、水戸藩京都留守居鵜飼吉左衛門、其子幸吉を京都に捕ふ○飯泉喜内を江戸に捕ふ

頼三樹三郎
捕はる

山東京山歿
す

九月廿二日 幕府、鷹司家臣小林民部、權大輔、三國大學、三條家臣兼田伊織、儒者池内大學、繪師浮田一蕙、頼三樹三郎等を捕ふ

九月廿三日 小金屯集の水戸藩士、悉く歸國す

九月廿四日 戯作者山東京山歿す年九十二 梅川物語、女將門、梅櫻春道行、復讐曲輪達引、敵討女今川、延紙書置、徒々叫日暮祝、歳男金豆時、花籃化粧櫻、蜘蛛の糸巻、歴世女装考、官

岐高尾考、熱海温泉、關會、食物沿革考

九月廿五日 京都所司代酒井忠義、三浦七兵衛を九條家、三條家に遣し、此際公卿堂上は殊に浮浪の姦計に迷はざる事なきを忠告す○吉田松陰、書を大原重徳に呈し、是れを推戴して維新回天の業を首唱せん事を論ず

九月廿七日 外國奉行兼箱館奉行堀利熙、目付駒井左京に命じて山陰、北陸二道の沿海を巡視し、開港すべき地を検せしむ○幕府、薩摩藩士日下部伊三次を江戸に捕ふ○

國學者鹿持雅澄歿す年六十八 南京遺囑、鍼叢、用言變格例、結詞例、古學大意、萬葉集古義百五十二卷、同人物傳、同品物解、同枕詞解、同名所國分、同名所考、古言譯通、雅言

成法、日本外史評、山齋集、言靈徳、用、舒言三轉例、永言格、邊海松露等

九月廿八日 牧野康哉、稻垣太知を若年寄と爲す

十月 二日 左大臣近衛忠熙、攘夷の叡慮を京都所司代酒井忠義に諭示す

十月 三日 幕府、處士近藤正愼を京都に捕ふ

十月 四日 幕府、儒者藤森恭助を江戸に捕ふ

十月 六日 京都所司代酒井忠義、幕命により關白九條尙忠の辭職差止めを奏請す

十月 九日 村垣範正を外國奉行に、松平宗秀を寺社奉行に、久貝正典、伊澤政義を大目付

に池田頼方を江戸町奉行と爲す

十月十一日 津田正路を箱館奉行と爲す

十月十三日 近衛忠熙、鷹司輔熙、一條忠香、三條實萬等、外國掛りを辭す

十月十九日 關白近衛忠熙の内覽を罷め、九條尙忠の内覽を復す○俳優四代市川蝦一郎歿す年五十

十月二十日 幕府、新廟に燈籠を獻する事を止む

十月廿三日 幕府、外國奉行をして神奈川開港の事を議せしむ○幕府、福井藩士橋本左内を

橋本左内拘
せらる

鞠訊して其藩に禁錮せしむ

十月廿四日 老中間部詮勝、始て参内し、宇内の形勢を説き條約調印の事情を分疏す

徳川家茂征
夷大將軍宣

十月廿五日 徳川家茂を内大臣、征夷大將軍と爲す

十月廿七日 老中久世廣周罷む

十一月 九日 老中間部詮勝、上書して勅允を奏請す

十一月 十日 朝廷、關白九條尙忠をして叡旨を老中間部詮勝に諭示せしめ給ふ、要旨は條約の事一日半日なりとも許可を與ふれば、神宮を始め皇祖に對し奉りて何の辭あるべき、との朝旨なり

十一月十一日 前内大臣徳大寺實堅薨す年六十九

十一月十二日 將軍宣下の勅使廣橋光成、萬重小路正房、京都を發す

十一月十四日 英船長崎に來り、漂民十二人を送致す

月照、西郷と海に投ず

十一月十六日 僧月照、西郷吉之助と共に薩摩御船沖に投ず、月照溺死し(年四十六)、吉之助蘇生す

間部詮勝辯疏大いに力む

十一月十七日 老中間部詮勝、更ねて條約取消の不可能なる旨を奏上し、戦争するも又勝算なき旨を辯疏し奉る

十一月十九日 儒史家伊藤常定歿す年八十五隱子考、相模備考、青雲歌集、歌道見聞抄、豊前志、筑前志、豊後志、對馬志、神代類語、防長雜記、雨夜集、硯海和歌集、陸奥風土記、讀書記聞、古寺微

十一月廿三日 幕府、伊豫宇和島城主伊達宗城に隠居せしむ

十一月廿四日 關白九條尙忠、勅旨を奉じ、せめて皇都近國の開港、開市を差止め、叡慮の一箇條にても相立てばそれにて宸襟を安んじ給ふ旨、間部詮勝に傳達す○儒醫村田誠齋歿す年六十四傷寒論本義二卷、類證觀覽四十九卷、藥性觀覽八卷、古今方揆等

十一月廿六日 松平信篤を大阪城代に、水野忠精を寺社奉行と爲す

十一月廿九日 老中間部詮勝、三度び辯疏して大阪、兵庫、開港許可の事情を述べ、今に於ては差止むること至難なれども、叡慮の一條なり其貫徹致すやらには盡力し奉る旨、奏答す

十一月三十日 大澤乗哲を勘定奉行と爲す

十一月 中 幕府、令して替者の高利貸を禁ず

十二月 一日 幕府、將軍宣下の式を行ふ

十二月 四日 幕府、諸國巡見使の發遣を五ヶ年延期の旨を令す

十二月 五日 京都にて捕縛せる小林民部權大輔等を江戸に送る

替者の高利貸を禁ず

十二月 八日 勤王家鎌田出雲歿す年四十三

十二月 九日 關白九條尙忠、重ねて聖旨を間部詮勝に傳達し、先づ内憂を鎮むべき事、眞實に外夷を遠ざくべき事を告ぐ

十二月十七日 勤王家日下部伊三次獄中に歿す年四十五
老中間部詮勝、逐條奉答する處あり、猶關白九條尙忠に對し、幕府の忠告を認められざる上は公武眞の合體、國家安穩の道は得難し、因つて關係の堂上等をも關東に召致糾問し、以て邪正分明ならしむるべしと威嚇す○此頃より志士の

志士の搜捕益々急なり

搜捕は益々苛察と爲り、拘禁せる者、頗る多し○ハリス、横濱に來り、貿易場の營築なきを怒る

十二月十九日 幕府、三奉行、兩目付に命じて京囚審問せしむ

十二月二十日 狂歌師八景園折芳歿す年八十四

十二月廿一日 三條實萬、病と稱し淀の民家に退居す

十二月廿二日 泉涌寺火く

十二月廿三日 勤王家、近藤正愼獄中にて自害す年四十三

十二月廿四日 天皇、御疑念氷解の勅詔を關白九條尙忠に賜はる

十二月廿五日 幕府、京囚の審問を開始す○京囚藤井但馬守等七人を江戸に送る

十二月廿六日 吉田寅次郎松、再び野山の獄に投ぜらる

十二月廿八日 江戸町奉行所にて罪囚を鞠問し、飯泉喜内、藤森弘庵、大沼又三郎等を各牢屋

吉田寅次郎野山に拘せらる

領けと爲す

十二月廿九日 浮田一蕙、鶴飼吉左衛門父子、小林民部、權大輔、梅田源次郎、頼三樹三郎、

三國大學等を諸大名に領く

十二月三十日 朝廷、老中間部詮勝を召し歸府の暇を賜ひ、勅して鎖國猶豫を許し、漸次國威
を挽回せしめ給ふ。○薩摩藩士西郷吉之助を大島に流す

十二月中 幕府、市中の物價引下げを命ず

物價引下げを命ず

安政 六年 己未 皇紀二五一九年 西曆一八五九年

正月 四日 京都所司代酒井忠義、奉書を幕府に呈して、前關白鷹司政通等の處分を建議す

○幕府、三條家の臣丹羽正庸、富山基建を捕ふ

正月 十日 前關白鷹司政通、内大臣鷹司輔熙、内大臣三條實萬、左大臣近衛忠熙等、酒井

忠義の忠告により遂に落飾を奏請す

正月十一日 大老井伊直弼、其家臣宇津木六之進、長野義言をして水戸家の勅返納の事を、

關白九條尚忠及び中間部詮勝に斡旋せしむ

正月十二日 天皇、勅書を關白九條尚忠に賜ひ、鷹司政通等四公の落飾を諭止せしめ給ふ。○

幕府、長崎、箱館、横濱の三港を開くを以て商賈の寄留、及び移住して賣買す

べき旨を令す。○西郷吉之助、大島龍郷村に著して蟄居す

正月十七日 儒者河田迪齋歿す年五十四 書經補解、書經註解、易學啓蒙圖考、毘音私儀、自警

正月二十日 幕府、令して日本船掲標の式を改め、日章旗は船綱に掲げ、帆は總て白布を用

日章旗を掲

ひ、幕府船は中黒の旗を中檣に掲ぐるを以て、諸大名も亦標章を定めしむ

正月廿一日 儒醫三宅董庵歿す年四十六 有喜齋全集、袖爐錄、經穴示要、傷寒論家説、選乳示要、子宮外胎群疑錄、流育手和多志、引燈喙餘稿等

正月廿三日 幕府、萩藩士東條英庵を徴して外國奉行屬員と爲す

正月廿八日 米艦神奈川に來り、米國へ發遣の使節を促し、且交易場の事を議す

二月 二日 幕府寺社奉行板倉勝靜、勘定奉行佐々木顯發、評定所留役木村敬藏を罷む

二月 六日 老中間部詮勝、關白九條尚忠と謀り、水戸家に下すべき勅書返納の書を作る

二月 八日 幕府、長崎にて海軍傳習を蘭人に受るを停む

二月 九日 議奏坊城俊克、萬里小路正房に代りて傳奏と爲る

二月十一日 天皇、四公引退猶豫の聖旨を關白九條尚忠に下して幕府へ傳達せしめ給ふ、京

都所司代酒井忠義、上奏して斯くては公武の間ますます睽離すべければ、速に

關東の處分御聽許あらせらるべしと稟申し、尚忠、亦之を諫言し奉る

二月十三日 松平信古を寺社奉行に、山口直信を勘定奉行と爲す。○幕府、講武所に命じて銃

隊操練は洋式の長を採り、我國體を失はず、其規則をして軍制と爲すを旨とし

て、調査せしむ

二月十四日 飛鳥井雅典を議奏と爲す

二月十六日 若年寄安藤信睦、駒込の水戸邸に至りて勅書返納を促す

二月十七日 米船品川を去る

二月十八日 幕府の内奏により、青蓮院宮尊融法親王、内大臣一條忠香、二條齊敬、久我建

遣米使節を促す

杉田成卿歿
大獄の中心
江戸に移る

軍艦奉行を
置く

通、廣橋光成、萬里小路正房、正親町三條實愛等に謹慎を命ず

二月十九日 蘭醫杉田成卿歿す年四十二砲術全書十三卷、阿訓蒙十二卷、山砲略說、濟生三方、三卷、同備考二卷、治痘真訣、萬寶玉手箱、梅里雜抄九卷、梅里遺稿一卷、醫政一卷等

二月二十日 老中間部詮勝、京都を發す、是より大獄の中心は江戸に移る

二月廿一日 江戸大火あり、二里十四町を焼く

二月廿三日 僧日輝寂す年六十妙法蓮華經宗義抄十二卷、三千論六卷、初心回向義註釋七卷、日燈、綱要正義、明因果抄略要、弘經要義、禮誦儀

幕府、始めて軍艦奉行を置き、永井尙志を之に任す○酒井忠行、加藤則著を外

二月廿五日 京囚春日仲襄等を江戸に送致す

二月廿六日 土佐高知城主山内豊信、隠居して容堂と稱す

三月 八日 大久保忠寛を京都町奉行と爲す

三月 九日 阿部正外を禁裏附に、松平近韶を勘定奉行と爲す

三月 十日 京囚近衛家老女村岡、丹羽正庸、春日仲襄、森寺常德、富田基建等江戸に著して各大名預と爲る

齋藤彦磨歿

三月十二日 國學者齋藤彦磨歿す年八十七伊勢物語繪抄、諸國名義考、神代餘波、醉中五論、竹帚、源氏雜語抄十卷、枕草紙綱目抄十卷、傍廂六卷、改正神代記二卷、藝語綱抄七卷、あしのかり

三月十三日 老中間部詮勝、江戸に著す

三月十八日 僧信海獄中に寂す年三十九婦八卷、嵯峨の山ふみ三卷、音聲論、武烈天皇御業傳正論、初學教誨、古言譜、詠歌大概評

三月廿三日 俳優七代市川團十郎歿す年六十九女風俗吾妻鏡、六卷、都鳥浮世之隅田川六卷、彌生紫江戶朝顔三卷、風俗女三國志、濃真砂築地の白浪等

領事館を芝
に置く

三月廿三日 米船浦賀に來り、英船來航して強請する事あるべきや測り難き旨を上言す

三月廿八日 左大臣近衛忠熙、右大臣鷹司輔熙罷む、内大臣一條忠香を左大臣に、前内大臣花山院家厚を右大臣に、二條齊敬を内大臣と爲す

四月 一日 蘭船品川に來り、領事館を芝長應寺に置く

四月 四日 天皇、重ねて勅し、四公落飾は聽許すべきも、神事の終るまで延引せしめたと仰下されしも、此上遅延する事は猶關東の疑念を生ずべしとて其の聖旨も亦

叶はせ奉らず

四月 六日 蘭船品川を去る

四月 八日 外國奉行水野忠徳、村垣範正をして勘定奉行を兼ねしむ

四月 十日 蘭學者新發田收藏歿す年四十萬國地名捷覽、新訂坤輿略全圖、蝦夷接壤圖、諸蠻字韻考、靈行字樣、代烟筆記十二册等

四月十七日 水戸藩家老安島帶刀を審問して九鬼隆備に監守を命ず

幕府の内奏により太閤鷹司政通、前左大臣近衛忠熙、前右大臣鷹司輔熙、前内大臣三條實萬を落飾謹慎せしめ、東坊城聰長に永蟄居を命ず、京都所司代酒井忠義上奏して公武一和、上下一致の政道なりと祝し奉る○塚越元邦を勘定奉行格と爲す

大閣落飾

四月廿五日 將軍徳川家茂、番士等の武藝を觀る

四月廿七日 大閣鷹司政通、落飾して拙山と稱す

四月廿九日 國學者黒澤翁滿歿す年六十五難波職人盡歌合、源氏百人一首、催馬樂々抄、示正論、葎居集、類聚探風集、異人恐怖傳、雅言用文章、古今集大全、消息譯文、作文要書、萬葉集大全、北藝志、葎居翁隨筆、親姑射秘言等

三卿落飾す

四月 中 獨船長崎に来る

五月 三日 天皇、宸翰を關白九條尙忠に賜ひ、三公落飾を止めしめんとし給ふ、所司代酒井忠義等、勅旨を奉違せず○近衛忠熙山、鷹司輔熙樂、三條實萬空、落飾す

五月 五日 鈴木藤吉郎獄中に歿す年五十九

五月 七日 將軍徳川家茂、寄合番士等の講經を閲す

五月 上旬 水戸藩士立原源太兵衛等三千餘人、再び下總小金に屯集し以て幕府を脅威し、勅諭の回達を斷行せんと欲す

五月 十六日 幕府、水戸藩士芳根伊豫之介を江戸に捕ふ

五月 二十日 徳川齊昭、親書を下し下總小金の屯衆に解散を諭し、尋で徳川慶篤、又諭書を發す、之を聴かず

五月 廿四日 幕府、小判一分金を改鑄し、二朱銀を鑄造す○幕府、令して百姓、町人の異様の衣服及び頭巾を禁ず

五月 廿六日 英船品川に来る

五月 廿八日 幕府、令して六月より横濱、長崎、箱館にて米、露、英、佛、蘭、五國に交易を許すを以て、随意に賣買せしむ

五月 中 幕府、外國金銀兩貨の通用方を定む

六月 二日 幕府、令して外人に法律書、地圖、兵書、雲上明覽、甲冑、刀劍及び銅等を販賣するを禁ず

外國金貨兩貨の通用方を定む

神奈川奉行を置く

六月 三日 儒者桑野喜齋歿す仁堂雜記一卷、喜齋詩稿二卷、喜齋和歌詠草八卷、眉山詩稿一卷、發句草稿七卷等

六月 四日 幕府、始めて神奈川奉行を置く○ハリス、米國公使と爲りて江戸に來り、麻布善福寺に館す

六月 五日 幕府、外國人遊歩規程を定め、武藏六郷川を限り、横濱より十里以内とす

六月 八日 筒井政憲歿す年八十二

六月 九日 英國公使アールコック、江戸に來り東禪寺に館す

六月 十日 奥平昌高歿す年八十五

六月 十五日 幕府、英國と交易本條約を定む

六月 十八日 物産家畔田伴存歿す年六十八能野物産初誌、野山草木通志、金嶽草木志、大和本草註疏、綱目註疏、白川草木志、立山草木志、水族志、寫眞介録等

六月 十九日 算術家佐藤雪山歿す年四十六算法圓理集解、算法究理開宗、算法是非問答錄、命理天文考、俗說疑惑解、雪山運氣新篇、雪山易新說、通玄算法、算法珍題集解

六月 二十日 幕府、舶來武器の購買を許す

六月 廿二日 幕府、令して外國に交易を許すを以て、邦人洋上にて外國人より密かに物品を受くる者は具申せしむ

英國公使品川東禪寺に館す

生糸を始めて外人に賣る

六月 廿三日 幕府、令して外國人に出會ひて書狀届け方等を依頼されし際は拒絶せしむ

六月 廿四日 京都町奉行大久保忠寛を罷免す

六月 中 外國商船の横濱に入るもの多し

六月 中 生糸を一斤、壹兩壹分にて、始めて外人に賣る

七月 三日 朝廷、堂上處罰赦免の勅旨を下し賜ひしも幕府、之を奉違せず○幕府、古金銀

洋書輸入の
検閲

關東大風雨

引替方を令す

七月 六日 幕府、令して開港場にて洋書買入は検印を受けしめ、且つ耶蘇教書を賣買する者は嚴刑に處せしむ○勤王家櫻任藏鎮歿す年四十八

七月 八日 露使ムラビエフ軍艦七隻を率るて品川に来る

七月 九日 新見正興を外國奉行と爲す○幕府、吉田松陰を評定所に訊問し、獄に投ず

七月 十日 前右大臣大炊御門經久薨す年七十九

七月 十四日 米國公使ハリス、我が小判一兩の價、銀は一分銀二枚に相當する事を忠告す

七月 十五日 儒者伊藤兩村歿す年六十四 詳維新傳、芳野紀行、左國老莊語考、豐川三日吟、南郡遊記、詩文集等

七月 十六日 幕府、外國人歩行の際、不都合なきやう重ねて達す

七月 二十日 老中太田資始の外國掛を罷め、老中脇坂安宅を之に代ふ○老中間部詮勝の勝手掛を免す○歌人西原晁樹歿す年七十九 字大鷲、多理

七月 廿一日 詩人野田笛浦歿す年六十一 得泰船筆語、海江圖小稿、嘉永二十年、絕句、攝東七家詩抄、今世名文鈔等

七月 廿三日 老中太田資始罷む

七月 廿五日 關東大風雨あり

七月 廿七日 露人三名、橫濱にて斬らる

七月 中 儒者乙骨耐軒歿す年五十四 耐軒詩文遺稿、杜律解

八月 三日 溝口直清を外國奉行と爲す

八月 四日 國學者鶴峯成申歿す年七十二 天之真柱、國郡類纂、蘭學提徑、籌算捷法、歌文類葉、詩文類語、神階錄、日出風土記、古傳説逸事集成、語學新書、鐵古新説、

代文字考、梵語新釋、五倫歌集、史記類語、今訓詩集、同歌集、文

大便宜、異稱風土記、安房全國圖、數算捷法、海軍秘録、同蘭字通

八月 六日 幕府、外國人に不法を加ふるを嚴禁す

八月 九日 露使ムラビエフ、品川を去る○幕府、關東八國及び伊豆の各代官に令して典舖の冥加金を上納せずして營業する者を査覈し、新に之を賦課せしむ

八月 十日 佛船、品川に来る

八月 十一日 勤王家、長岡監物歿す年四十八

八月 十二日 幕府、將軍襲職を祝し金五千兩を朝廷に奉獻し、攝家以下堂上に金二萬兩を贈る○儒者日尾荆山歿す年七十一 燕居雜話六卷、四書折衷辨斷三十九卷、品生談、左傳折衷辨

幕府、令して洋銀同位の一分銀鑄造を命す

八月 十三日 幕府、令して洋銀同位の一分銀鑄造を命す

八月 十八日 橫濱にて露人また斬殺さる 周易欄外書、啓蒙欄外書、愛日樓文詩、言志錄、九卦講義、大學摘說、近

儒者佐藤一齋歿す年八十八 思錄欄外書、名草庵定論、愛日樓稿本、秀蒙聚葩、論語欄外書、課家背誦、

幕府、外國人宿所等の守衛を訪問する事を禁す

八月 廿五日 幕府、外國人宿所等の守衛を訪問する事を禁す

八月 廿六日 繪師高久隆古歿す年五十九

八月 廿七日 幕府、徳川齊昭に永蟄居、同慶篤に差控、徳川慶喜に隱居謹慎を命じ、又、西丸留守居川路聖謨に隱居差控、作事奉行岩瀬忠震、軍艦奉行永井尙志の職を免じて差控を命ず○水戸藩士安島帶刀 年四、を切腹に、茅根伊豫之介 年三、、鵜飼吉左衛門 年六、を死罪に、鵜飼幸吉 年三、を獄門に、小林民部權大輔、鮎澤伊太夫を遠島

水戸藩志士の
斷獄

洋銀同位の
一分銀を鑄
る
佐藤一齋歿
す

八月廿八日 赤松範忠を外國奉行に、水野忠徳を軍艦奉行に爲す○前老中太田資始に謹慎を命ず

八月中 下總小金屯集の水戸藩士漸く解散す

八月中 幕府、令して銅鐵及び唐銅、眞鍮にて佛像製造を禁ず

八月中 前田利保歿す年六十 本草通串證圖二卷、信筆鳩識、廣庶物類、籖、素皮圖説、啓蒙講義圖解、袖珍鑑等

九月 二日 俳人豊島由誓歿す 乙二七部集一卷、四壁堂句集等

九月 四日 徳川齊昭、水戸に歸る○國學者石川依平歿す年六十九 姓氏錄同祖部類、萬葉集三山歌考、古書序表、柳園詠草、萬葉新探百首

九月 六日 幕府、令して銅の海外密賣を禁ず○前老中堀田正睦に隱居を命ず

九月 九日 前内大臣醍醐輝弘歿す年六十九 續篇、柳園集二卷

九月 十日 渡邊孝綱を外國奉行に、松平康正を勘定奉行に、水野忠全を京都町奉行と爲す

○信濃上田城主松平忠優致仕す

幕府、條約批准交換の爲に、外國奉行新見正興、勘定奉行村垣範正、目付小栗

忠順を米國に派遣す

九月十四日 勤王家梅田定明雲獄死す年四十四

九月十七日 儒者林復齋歿す年六十 重訂御書雜來歴志、復齋詩文稿、彙刻類目錄等

九月十九日 幕府、神奈川奉行の役祿を二千石とし、長崎奉行の上に班す

銅の海外密賣を禁ず

梅田雲濱獄中に歿す

大老要撃の盟約

九月廿三日 幕府、武家諸法度を頒つ

九月廿七日 幕府、會津、秋田、莊内、盛岡、弘前五藩に蝦夷地の分割開墾を命ず

九月三十日 幕府、徳川慶篤の差控を解く

九月中 瑞西國使リンドー、來りて交易を請ふ、幕府、之を許さず

九月中 此頃薩摩藩士有村雄介、弟治左衛門、田中直之進等、水戸藩士佐野竹之助、金子孫二郎等と大老井伊直弼要撃の盟約を結ぶ

九月中 幕府、重ねて青蓮院宮尊融法親王の隱居、永蟄居を奏請す

九月中 戯作者細川東里歿す年七十四 高慢男物語、念猫物語、傾城客問答、大内山月雪花志、さてく長物語、茶論、七種齋物語、其佛錦畫委、兒鑑東孝經、教草戲言試筆、天狗の話、中將姫連の系譜、女刈萱幻物語、葉櫻姫卵月物語、返人壽草紙、出放題無

十月 一日 水戸藩士、大場一眞齋等兵を率る勅書を守護して水戸に下り、之を城中の祖廟に納む

十月 二日 関秀詩人原采蘋歿す年六十二

十月 四日 前内大臣三條實萬の謹慎を免す

十月 五日 幕府、令して舶來小筒類は、鐵砲洲船松町の長崎屋源右衛門店にて買受くるべしと布達す

十月 六日 前内大臣二條實萬薨す年五十八 内大臣御拜賀御行列、實萬公日記、實萬公幽居日記、内大臣御拜賀御著陣次第

十月 七日 幕府、頼三樹三郎年三、橋本左内年二、飯泉喜内年五、森寺若狹守、三國大學、入雅田村百姓八郎を遠島に、伊丹藏人、丹羽豊前守、森寺若狹守、三國大學、入雅

第一次志士断獄

和宮降下を内願す

- 閏三月廿九日 英國公使オルコック老中安藤信正の邸にて御殿山公使館設置の事を協議す
- 閏三月三十日 彦根藩、井伊直弼の喪を發す
- 四月 一日 鳥居忠善を外國奉行と爲す
- 四月 三日 遣米使節新見正興等、米國と本條約批准交換を行ふ○徳島城主蜂須賀齊裕に命じて品川を守衛せしむ
- 四月 九日 小判、一分判、二分判、二朱金を鑄る
- 四月 十日 幕府、與力同心の砲術修業を申令す
- 四月 十二日 幕府、京都所司代酒井忠義に命じ和宮降嫁を内願せしむ
- 四月 十七日 幕府、令して慶長金以下新大判との兩替率を定む
- 四月 廿八日 老中松平乘全罷む
- 四 月 中 毛利慶親、其家老周布政之助を遣し天機を奉伺せしめ、且つ國産品を進獻し、京都手入れに著手す
- 五月 一日 關白九條尙忠、幕府の和宮降嫁奏請を上奏す
- 五月 三日 天文方足立左内、自著の渡海新編を幕府に獻す
- 五月 四日 勅して和宮降嫁を許し給はず
- 五月 五日 京都所司代酒井忠義、還勅催促の勅詔を奏請す
- 五月 九日 遣米使節新見正興等、紐育のペルリの遺族を訪問す
- 五月 十一日 天皇、宸翰を關白九條尙忠に賜ひ、幕府の還勅奏請を許し給はず○幕府、重ね

和宮降嫁の請願再び却下さる

- 五月 十二日 幕府、外國銀貨に打戮して流通するの法規を改め、總て時價を以て之を照計せしむ
- 五月 十三日 遣米使節一行、紐育を出發す
- 五月 十五日 關白九條尙忠、京都所司代酒井忠義に、昨年催促の趣意を以て、幕府に於て如何様にも勅詔返納せしむべし、朝廷よりは再三御催促の儀は聽許せられ難し、と傳達せしむ○遣米使節木村嘉毅、勝義邦等、咸臨丸にて歸朝す
- 五月 十九日 宸翰を關白九條尙忠に下し、再び幕府の和宮降嫁の請を却下さる
- 五月 廿四日 葡萄牙船一隻、品川に来る
- 五月 廿五日 佐賀藩士中野晴虎獄死す年二十八
- 六 月 一日 諏訪忠誠を若年寄と爲す
- 六 月 三日 幕府、再び京都所司代酒井忠義をして和宮降嫁を内願せしむ
- 六 月 四日 幕府、紀井附家老水野忠典に隱居謹慎を命ず
- 六 月 八日 儒醫三浦道齋歿す年八十三 韻學一得、韻學階梯、標註磨光韻、痘科秘訣、補正奈林玉篇等
- 六 月 十二日 水戸藩に勅詔還納の朝命下る
- 六 月 十三日 講談師梅澤乾坤坊歿す年九十二 傾城怪談冬の月六卷、黒雲太郎雨夜譚二卷
- 六 月 十七日 外國奉行溝口直清等、葡國使節ギュマレイスと修好通商條約を締結す
- 六 月 十八日 朝廷、幕府の内奏に依り、議奏徳大寺公純を罷免さる

日葡通商條約成る

改元

二月十九日 改元あり

二月廿三日 米國公使ハリス、登營して徳川家茂に謁す

二月廿七日 幕府、令して物貨騰貴を以て、金を旗本に貸す

二月廿九日 儒者國友尙友歿す年六十二明黨論廣義、
閑道録等

三月 一日 英國公使アールコツク、遽に香港に赴く

三月 二日 幕府、激徒の陰謀説を聞き、和宮東下の延期を奏請す

皇妹降嫁延期

三月 四日 浮世繪師歌川國芳歿す年六十五三國英勇傳、忠臣藏銘々傳、
類集高名略傳、一勇畫譜等

三月 十日 幕府、令して異様の頭巾を以て面を隠すを禁ず

三月十五日 幕府和宮東下の延期を布告す

三月十六日 幕府、令して再び隱賣女を禁ず

三月二十日 水戸藩、大津彦五郎等九人を細谷村に幽す

三月廿一日 幕府、老中安藤信正の功を賞し、封地一萬石を沃地に換へ與ふ

三月廿二日 朝比奈昌壽を長崎奉行と爲す

三月廿四日 幕府、勘定奉行竹内保徳、外國奉行桑山元柔、目付京極高明に江戸、大阪の開

竹内保徳等に渡歐を命ず

市、兵庫、新潟の開港を延期し、露國との國境を劃定せんが爲め、歐洲に派遣

を命ず○幕府、側衆の文武を奨勵し、五ヶ年間の儉約を命ず○竹内保徳を外國

奉行と爲す
幕府、布衣以上、諸有司の老衰に及びて、尙ほ奉公するを戒め、旗奉行、槍奉

長井雅樂の獻策

三月廿七日 行、持頭、先手頭に命じて武備を修め、非常の變に備へしむ

幕府、令して破戒僧、密賣淫の婦女を蝦夷に移さしむ

三月廿八日 是より先、長州藩士長井雅樂、策論を藩主毛利慶親に上り、公武一和を以て内

を治め、航海遠略を以て外を制し、本藩は宜しく此主意を以て公武の間に周旋

すべしと建議す、是日、慶親、之を容る

四月 八日 幕府、土井利忠に北蝦夷地開拓の爲め金三千兩を借す

四月 十日 露兵對馬に駐屯するの報、江戸に達す

四月十二日 松平康直を外國奉行と爲す○英船、對馬に来る○露兵、對馬に於て暴行劫略を

逞し、遂に島民を銃殺するに至る

四月十三日 幕府、外國奉行小栗忠順、目付溝口八十五郎等を對馬に遣し露人と應接せしむ

四月十四日 繪師河窪蘭涯歿す年四十九

四月十七日 鼓名手四代望月太左衛門歿す年七十八

四月十九日 朝廷、和宮を内親王と爲し名を親子と賜ふ○小栗忠順等江戸を發し對馬に赴く

四月廿五日 儒者油井靜齋歿す年六十三海嶽詩叢、和易堂集、詩
集十六卷、文章五卷等

四月廿八日 英艦、馬關、門司等に上陸滯泊す

四月 中 毛利慶親、長門萩城にて蒸汽車運轉を試む

四月 中 將軍徳川家茂、手書を締盟各國に寄せ江戸、大阪、兵庫、新潟の開港開市、五

蒸汽車運轉を試む

沿海測量を許す

往かしむ、命を奉ぜず

六月廿九日 榊原政令歿す年八十六

六月 中 詩人遠山雲如歿す年五十一 鹽江魚白集、總房漫遊集、海濱卜居集、京麈集、嶋雲漁唱、棧雲集、湖雲岳雪集

六月 中 瑞西、丁抹兩國、横濱に來り交易を請ふ

七月 二日 幕府、英國の請を容れ沿海測量を許す○長井雅樂、老中久世廣周に謁し、公武合體論を説く

七月 四日 英國の沿海實測につきて布告す

七月 八日 稻葉正己を講武所奉行と爲す

七月 五日 水戸藩、鹿兒島藩邸に投ぜし藩士三十人を引取り、駒込邸内に幽閉す

七月 九日 幕府、令して文武の業を勵ましむ

七月 十日 英國公使オルコック、同艦隊司令官ポーフと共に、老中安藤信正を訪ひ、自ら進んで對馬の露船を退去せしめん事を談ず

七月 十一日 幕府、品川御殿山に各國公使館を造らしむ

七月 十二日 幕府、笠間藩士小野友五郎を徵して軍艦頭取と爲す

七月 十三日 外交家岩瀬忠震歿す年六十一

七月 十五日 遠山友祥、加納久徵を若年寄と爲す

七月 十六日 僧栖城寂す年六十九 因願成就兩文對辨、往生要集、義例、眞宗要義決若干卷

七月 二十日 幕府、更に外國奉行野々山兼寛等を對馬に派遣し露人と應接せしむ○俳人久米

品川御殿山に公使館を造らしむ

逸淵歿す年七十二

七月廿三日 戲作者二世烏亭焉馬歿す年七十一 常盤津外題考、活金剛傳、俳優時人傳、甲子侍、妖狐天綱島、舊跡深川夜話、忠臣前之孝記、懷中鏡山開、常盤津年代記、當世相撲金剛傳、庚申侍、江戸の花三、升八集、花の兄難草紙等

七月廿六日 幕府、櫻田事變の水戸浪士、金子孫二郎年五、大關和七郎年二、蓮田市五郎年二、杉山彌一郎年三、岡部三十郎年四、森五六郎年二、黒澤忠三郎年二、森山繁之介を死刑に、佐藤鐵三郎を中追放に處す○外國奉行小栗忠順を罷免す

七月廿七日 外國奉行野々山兼寛等、對馬に到着し露船將ビリレフと應接す

七月廿八日 溝口直清を大目付と爲す

八月 三日 長井雅樂、老中安藤正信に謁して公武合體論を説き、始めて長藩周旋の意あるを表示す

八月 七日 朝廷、和宮東下の期を十月中旬と定めらる

八月 十日 徳川慶篤、領内に潜居せる浪士等の逮捕を嚴命す

八月 十一日 佐賀城主鍋島齊正、大砲三門を幕府に獻す

八月 十三日 勅して英國測量船の伊勢志摩に來るを止めしめ給ふ

八月 十五日 神奈川奉行瀧川具知を禁裏附と爲す

八月 廿一日 幕府、外國奉行松平康直に英、佛の二國の使節を命じ、水野忠徳、桑山元柔等の派遣を罷む

八月 廿二日 米國公使ハリス、老中安藤信正邸にて公使館設置を議す

水戸浪士斷獄

勅して測量を牽制す

遣歐使節任命

八月 廿二日 米國公使ハリス、老中安藤信正邸にて公使館設置を議す

英船の測量を禁ず

氷室長翁歿す

八月廿三日 老中久世廣周、安藤信正、書を露國外相に贈りて、露の對馬退去を要求す
 八月廿四日 竹本正明を外國奉行と爲す
 八月廿五日 露船、漸く對馬を去る
 八月廿七日 幕府、勅命により英船の伊勢内海の測量を禁ず
 八月三十日 幕府、和宮東下の際の沿道警衛を布告す
 八月 中 丁抹國、和蘭總領事デ・ウキットに托して交易を求む
 九月 三日 幕府、令して江戸城郭内外邸中の操練に發砲するを許す
 九月 四日 閩秀繪師江馬細香歿す年七十五 湘夢遺稿等
 九月 六日 蝦夷地開墾の先覺者齋藤三平歿す
 九月 十日 幕府、獨逸人ジールポルトの雇を解く
 九月十二日 根岸衛奮を外國奉行と爲す
 九月十四日 幕府、和宮東下を十月二十日と布告す○田沼意尊を若年寄と爲す
 九月十八日 幕府、外國奉行水野忠徳をして小笠原島を巡視せしむ
 九月廿三日 國學者山崎知雄歿す年六十四 校正日本後記、校正日本紀略
 九月廿五日 幕府、和宮親子内親王の入城道順を布告す
 九月廿六日 外國奉行桑山元柔を奈良奉行と爲す
 九月 中 洋醫兒玉順藏歿す年五十九 醫家、玉海、醫學淵源、こせの山ぶみ、芳野日記、
 十月 一日 國學者氷室長翁歿す年八十 杜花餘香、須磨日記等

和宮祇園社に詣づ

和宮京都を發興す

十月 三日 和宮親子内親王、祇園社に詣で給ふ、儀衛、盛大途上拜觀する者蠟の如く、天皇、内々南門に御して行装を覽はせらる
 十月 十日 幕府、福井藩の横濱警衛を免じて品川砲臺警衛を命じ、姫路、松代二藩の品川砲臺警衛を免じて横濱神奈川を守らしむ○大久保忠寛を外國奉行と爲す
 十月十二日 圖案家石田九野歿す年五十五
 十月十三日 毛利慶親、將に天下の爲に幕府に建白せんとして萩を發す
 十月十五日 和宮親子内親王參内、御暇乞あり○一色直温を外國奉行に、根岸衛奮を勘定奉行と爲す
 十月十六日 老中安藤信正、英國公使オルコックと應接す
 十月二十日 和宮親子内親王、京都桂御所を發興あり
 十月廿三日 幕府、外國船の開港場にあらざる港に繫泊を禁ず
 十月廿四日 種痘所を西洋醫學所と改稱す
 十月廿八日 目付服部歸一に小笠原開拓を命ず
 十月 中 水戸浪士關鐵之助を水戸にて捕ふ
 十一月 四日 水戸藩士住谷悌之介獄死す年二十四
 十一月 五日 米國公使ハリス登營して將軍徳川家茂に謁し、大統領の書翰を呈して開港延期承諾の事を陳ず
 十一月 九日 東坊城聰長薨す年六十三